

第2 重点政策一覧

1-1	ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行	6
1-2	ガバメントソリューションサービス（GSS）におけるセキュリティの高度化と耐災害性の強化	6
1-3	国・地方公共団体等のガバメントクラウド移行と運用の安定化	7
1-4	ガバメントクラウドのセキュリティレベルの高度化	7
1-5	政府におけるAIの活用環境の整備と利活用の促進	8
1-6	「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」の整備等	8
1-7	民主主義的な価値に基づいた人間中心のAI原則の実践の支援	8
1-8	人工知能基本計画の推進	8
1-9	利用者視点でのAI利活用推進に向けた環境整備	9
1-10	公共調達における支援・改革とデジタルマーケットプレイス（DMP）の展開	9
1-11	AI利活用の円滑化のためのデジタル社会推進標準ガイドライン等の整備	10
1-12	AI活用を前提とした政府情報システム調達の評価方式等の検討	10
1-13	「ガバメントAIワークスペース」（仮称）	11
1-14	AIエージェントによる政府・デジタル庁システムへのアクセス環境（MCP等）の整備	11
1-15	行政通則法的観点からのAI利活用に係る検討	12
1-16	アナログ規制見直しに係る取組	12
1-17	デジタル法制審査	13
1-18	ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・利用促進	13
1-19	法制事務デジタル化及び法令データの整備・利活用促進	14
1-20	公共サービスメッシュの整備等（マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携）	14
1-21	給付支援サービス	15
1-22	公金受取口座の登録、利用及び預貯金口座付番の推進	15
1-23	国による給付に対応した支払インフラの整備	15
1-24	「番号利用法」に基づく情報連携の迅速・柔軟な開始の推進	15
1-25	デジタル技術の活用による在留審査及び難民等認定審査の迅速・高度化並びに不法滞在者の縮減	16
1-26	出入国審査のデジタル化	16
1-27	マイナンバーカードと在留カードとの一体化	16
1-28	マイナンバーの在留関連手続への活用	16
1-29	永住許可審査と帰化許可審査の情報連携	16
1-30	在留関係手続のデジタル化	16
1-31	Visit Japan Webの安定運用	17
2-1	地方公共団体情報システムの統一・標準化の推進	17
2-2	地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用最適化	18
2-3	地方公共団体情報システムにおける文字の標準化	18
2-4	公共SaaSの整備・活用支援	19
2-5	公共情報システム開発者向け開発環境提供	19
2-6	公共サービスメッシュの整備等（地方公共団体内の情報活用）	20
2-7	自治体AX/DXの推進	20
2-8	窓口DXの推進	21
2-9	オープンデータの推進	21
2-10	デジタル地方創生の実現	22
2-11	デジタル地方創生サービスカタログの充実等及び自治体の調達・導入支援を通じた優良事例の展開	22
2-12	エリアデータ連携基盤及びエリアデータ利活用の推進強化	23
2-13	地域幸福度（Well-Being）指標等を活用した地域課題解決	23

2-14	デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成推進	24
2-15	スマートシティ施策の推進	24
2-16	スーパーシティ等におけるデータ連携基盤の運用に関する助言及び利活用の促進	24
2-17	地方創生データ分析評価プラットフォームの開発・運用・保守事業	24
2-18	制度・行政データに係る Rules as Code の推進	25
2-19	デジタル・アイデンティティの包括的な利活用と適切な管理の促進	25
2-20	中長期の視点で全体最適となる「国・地方を通じたデジタル基盤」としてのネットワークの実現及び地方へのゼロトラストアーキテクチャの考え方の円滑な導入	25
2-21	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進	25
3-1	「行政カード化」の推進	26
3-2	マイナンバー制度の推進	26
3-3	マイナンバーカードの普及及び利用の推進	26
3-4	マイナンバーカードの円滑な取得支援	26
3-5	国家資格オンライン・デジタル化の拡大	27
3-6	技能士資格情報、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードのオンライン、デジタル化	27
3-7	引越し手続のオンライン・デジタル化の推進	27
3-8	死亡・相続手続のオンライン・デジタル化	27
3-9	教育分野でのマイナンバーカード活用	28
3-10	民間ビジネスにおける利用の推進・電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化	28
3-11	「犯罪収益移転防止法」等における非対面本人確認方法の原則 JPKI 一本化及び対面本人確認方法のICチップ読み取りの義務化	28
3-12	運転免許証との一体化	28
3-13	マイナアプリの実現及び改善を通じたデジタル認証サービスの更なる利活用促進	29
3-14	マイナンバーカードのスマートフォン搭載	29
3-15	マイナンバーカードの国外継続利用	29
3-16	次期マイナンバーカードの検討	29
3-17	マイナンバーカードに係る広報の強化	30
3-18	マイナポータル利用の拡大	30
3-19	マイナポータルAPIの利用拡大	30
3-20	介護情報基盤の整備やマイナンバーカードの介護保険証利用を始めとする介護情報基盤の活用の推進	30
3-21	出生届のオンライン化	31
3-22	地方公共団体の行政手続オンライン化の推進	31
3-23	フロントサービスAPI基盤の構築	31
3-24	Gビズポータル構築・運用	31
3-25	事業者手続サービスの環境整備・国民向けサービス全体の最適化	32
3-26	法人共通認証基盤（GビズID）の利用拡大	32
3-27	商業登記電子証明書の普及等	33
3-28	事業者向け行政手続・補助金の電子申請対応	33
3-29	Jグランツの利便性向上	33
3-30	電子カルテ情報の共有、電子カルテの普及等	33
3-31	マイナンバーカードと健康保険証の一体化	34
3-32	マイナポータルを活用した指定難病・小児慢性医療費助成の申請手続の電子化及び匿名指定難病患者データ・匿名小児慢性特定疾病児童等データに関するデータベースの活用促進	34
3-33	病院の情報システムのクラウド化	34
3-34	診療報酬改定DX	34
3-35	オンライン診療その他の遠隔医療の推進	35

3-36	医療分野のデジタル行財政改革事項	35	3-82	学校現場における主体的かつ安全な AI 活用に向けた先進事例の創出・横展開	45
3-37	医療等分野における電子署名基盤の整備	35	3-83	学校 DX のためのセキュリティ基盤整備	46
3-38	マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化	35	3-84	「こども性暴力防止法」関連システム(こまろうシステム)	46
3-39	救急時における医療機関への医療情報共有	36	3-85	学校現場における必要なネットワーク環境の整備・確保	46
3-40	マイナポータル API 接続による健診情報の利活用	36	3-86	校務 DX の推進及びその進捗状況の可視化	46
3-41	民間の PHR 事業者団体と連携しライフログデータの標準化等を通じた PHR の利活用促進	36	3-87	里帰りする妊産婦への支援	47
3-42	医療高度化に資する PHR データ流通基盤の構築	36	3-88	放課後児童クラブ DX の推進	47
3-43	医療等情報の二次利用	37	3-89	こどもデータ連携の取組の推進	47
3-44	G-MIS の改修等	37	3-90	こどもや家庭に寄り添った相談業務の DX の促進	47
3-45	予防接種事務のデジタル化	37	3-91	公立高校入試についての事例創出の具体化	48
3-46	予防接種記録及び副反応疑い報告に係る匿名データベースの整備並びに予防接種記録の疫学調査等への活用の検討	37	3-92	現行のデジタル教科書の活用促進及びデジタルな形態を含む新たな教科書の円滑な導入に向け た検討	48
3-47	自治体検診事務のデジタル化	38	3-93	教育現場における ICT 利活用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備	48
3-48	医療費助成の受給者証と診察券とマイナンバーカードの一体化	38	3-94	学校における働き方改革の推進	48
3-49	介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供	38	3-95	地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業	49
3-50	診断書等の電子的な提出	38	3-96	災害リスク情報のオープンデータ化	49
3-51	次の感染症危機に備えた更なるデジタル化	39	3-97	デジタル技術を活用した災害対応の高度化	49
3-52	全国がん登録におけるシステムの機能強化	39	3-98	高度情報通信ネットワークの事故・災害対策	49
3-53	AI を活用した救急隊運用最適化	39	3-99	放送ネットワーク整備支援事業	50
3-54	介護分野のデジタル行財政改革事項	39	3-100	災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築	50
3-55	自立支援医療等の申請手続等のオンライン化調査研究事業	40	3-101	防災デジタルプラットフォームを活用した防災分野全体のデータ流通促進	50
3-56	介護保険事業者・介護支援専門員及び業務管理体制データ管理システム	40	3-102	防災分野のデータ流通促進	50
3-57	医療機関等における DX ・業務効率化の推進	40	3-103	防災システムを活用した災害対応の実施体制強化	51
3-58	業務管理体制の整備に関する届出システム	40	3-104	Lアラートによる災害情報の確実な伝達の推進	51
3-59	災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携	41	3-105	Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	51
3-60	モビリティ・ロードマップの策定及びその推進	41	3-106	官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進	51
3-61	E2E AI を搭載した自動運転の実装に向けた安全性評価手法の確立	41	3-107	地方公共団体における防災 DX サービスの導入推進・事例の横展開	52
3-62	自動運転車のサイバーセキュリティ確保に向けた取組	41	3-108	官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化等	52
3-63	無人自動運転サービスの実現に向けた取組	41	3-109	指定緊急避難場所及び指定避難所情報の迅速な整備・更新・公開	53
3-64	L2++車両の本格的な普及に向けた取組	41	3-110	地方公共団体の災害対応におけるデジタル支援	53
3-65	迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方の検討	42	3-111	デジタル技術を活用した TEC-FORCE の強化	53
3-66	自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するための方策の取りまとめ	42	3-112	消防防災分野における DX の推進	53
3-67	次世代 ITS の推進	42	3-113	災害対応機関(消防団含む)のドローン活用の推進	54
3-68	自動運転を支える通信インフラに関する基盤整備・実証・実装等の支援	42	3-114	EMIS の改修等	54
3-69	子育て支援施策など必要な情報をプッシュ型配信するための仕組みの構築	42	3-115	デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等の推進	55
3-70	母子保健分野におけるデジタル化の推進	42	3-116	防災地理情報の整備・更新による防災 DX の推進	55
3-71	トータルデザインで目指す姿(スマートフォンで 60 秒で手続が完結)	43	3-117	デジタル等新技術を活用した防災技術の推進	56
3-72	就労証明書の様式統一・デジタル化	43	3-118	マイナポータルを活用した確定申告の利便性向上に向けた取組の充実	56
3-73	保育業務のワンストップ実現に向けた全国基盤整備	43	3-119	社会保険・税手続のオンライン・デジタル化	56
3-74	保活ワンストップシステムの全国展開	43	3-120	デジタルインボイスの定着	56
3-75	保育現場における ICT 環境整備	44	3-121	国税関係手続のデジタル化の推進	57
3-76	パブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行	44	3-122	国税地方税連携の推進	57
3-77	教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備	44	3-123	国税情報システムに係るプロジェクトの推進	57
3-78	教育分野の認証基盤の技術・現場実証	44	3-124	スマート農業技術の活用による生産性の向上	57
3-79	学校健康診断情報の PHR への活用推進事業	45	3-125	林業におけるデジタル技術の活用の推進	58
3-80	学校保健 DX の推進―データ連携による事務負担軽減及び地域医療機関間の情報共有	45	3-126	水産流通適正化制度における電子化推進対策	58
3-81	学校保健 DX の推進―欠席情報のデータ連携による事務負担軽減及び「学校等欠席者・感染症 情報システム」の普及促進	45	3-127	DX 推進による水産資源管理の業務の効率化	58

3-128	農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用	58	3-174	自動物流道路の構築	70
3-129	データ連携による生産・流通改革	59	3-175	令和 12 年頃までの自動運航船の本格的な商用運航の実現	71
3-130	会計 DX	59	3-176	鉄道分野における DX の推進	71
3-131	独立行政法人の DX の推進	59	3-177	航空物流 DX・標準化の推進	71
3-132	情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進	59	3-178	空港業務 DX の推進	71
3-133	旅費関連システム及び業務の抜本的な効率化と刷新	60	3-179	自動車登録検査手続 DX の推進	71
3-134	戸籍の記載事項への振り仮名の追加	60	3-180	道路システムの DX「xROAD」の推進	71
3-135	戸籍情報連携の安定運用・連携拡大	60	3-181	特殊車両通行制度効率化	72
3-136	e-Gov の利用促進	60	3-182	道路地下空間の適切な管理（道路地下空間マネジメント）	72
3-137	電子契約システム（工事・業務）のシステム効率化と利便性向上による電子契約の普及促進	61	3-183	社会教育におけるデジタル技術の活用促進	72
3-138	労働基準監督行政 DX	61	3-184	ODR の推進	72
3-139	公文書管理のデジタル化	62	3-185	遺言制度のデジタル化	72
3-140	情報公開事務のデジタル化	62	3-186	国際的な商流・物流に係る貿易プラットフォーム・ビジネスに関連する取組	72
3-141	国家公務員の人事管理情報のデジタル化	62	3-187	eMAFF 申請による農林水産省所管の行政手続のオンライン化	73
3-142	電子調達システムの効率化及び利便性向上による利活用の推進	62	3-188	特許事務システムに係るプロジェクトの推進	73
3-143	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の機能刷新	63	3-189	刑事手続のデジタル化	73
3-144	公共工事電子入札システムの統合	63	3-190	民事裁判手続のデジタル化	73
3-145	社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進	63	3-191	司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化	74
3-146	デジタルライフライン全国総合整備計画	63	3-192	電子植物検疫証明書の導入	74
3-147	統計データ等の利活用推進	64	3-193	登記情報システムに係るプロジェクトの推進	74
3-148	政治資金収支報告書に係るデータベースの整備	64	3-194	サイバーポートによる生産性の向上	74
3-149	筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進	64	3-195	「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けた取組の深化	74
3-150	電子国土基本図の整備・更新・3 次元化	64	3-196	警察業務のデジタル化	74
3-151	地理空間情報の整備・利活用の促進	65	3-197	ハローワークシステムを活用したサービスの充実	75
3-152	地盤情報の公開促進	65	3-198	海事行政 DX の推進	75
3-153	空き家対策の DX	65	3-199	民事裁判手続のデジタル化を踏まえた訟務 DX の取組の推進	75
3-154	不動産 ID の整備推進	65	3-200	マテリアル DX プラットフォーム実現のための取組	75
3-155	国土交通データプラットフォーム整備によるインフラ DX の推進	66	3-201	行政の手続におけるキャッシュレス化の推進	76
3-156	位置情報サービスを支えるインフラ「電子基準点」の安定運用及び「国家座標」に基づく位置情報の提供	66	3-202	テレワークの推進	76
3-157	歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化	66	3-203	雇用関係助成金 DX の推進	76
3-158	地域交通 DX の推進	66	3-204	テクノロジー活用等を通じた障害福祉分野における生産性向上	76
3-159	地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	67	3-205	障害福祉関係データベース	77
3-160	国土交通分野のデータ整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（Project LINKS）	67	3-206	障害福祉サービス等情報公表システム	77
3-161	3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進及び「建築・都市の DX」の推進	67	3-207	食品衛生申請等システムの利用促進	77
3-162	ジオ AI（地理空間情報×AI）の推進	67	4-1	政府における AI 利用に当たっての戦略的自律性の確保	77
3-163	観光 DX の推進	68	4-2	国内クラウド事業者の利用促進	78
3-164	在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討	68	4-3	国産クラウドにおける暗号鍵の生成	78
3-165	ふるさと住民登録制度の創設	68	4-4	ガバメントクラウドにおけるクラウドロックイン対策の一層の強化	78
3-166	スマートアイランドの推進	68	4-5	デジタル庁における耐量子計算機暗号（PQC）への円滑な移行の推進	78
3-167	地域の公的機関における DX の推進支援	69	4-6	OSS 利活用を通じた政府システムの自律性や経済性の向上	79
3-168	文教施設の工事契約情報等に関するプロジェクトの推進	69	4-7	半導体戦略の具体化	79
3-169	就労分野でのマイナンバーカード活用	69	4-8	オール光ネットワーク技術開発の促進及び普及・拡大	79
3-170	マイナポータルを利用した旅券のオンライン申請の利便性向上のための諸改善	69	4-9	次世代の通信インフラを担う光伝送技術の研究開発	79
3-171	ドローン利活用の推進	70	4-10	光ファイバ、ワイヤレス・IoT インフラの整備推進	80
3-172	上下水道 DX の推進	70	4-11	データセンターの分散立地/海底ケーブルの冗長化の推進	80
3-173	ETC 専用化の推進	70	4-12	公共分野の情報システムにおけるデータ拠点の立地分散	80
			4-13	AI RAN による次世代 AI 基盤の構築	80
			4-14	AI の開発力強化と利活用促進	81

4-15	産業データのAI-Ready化の推進	81	5-5	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(常時監視)	93
4-16	信頼できるAIの開発・活用支援に資する能動的評価基盤構築等に関する研究開発	81	5-6	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(ISMAP)	94
4-17	革新的情報通信技術(Beyond 5G(6G))基金事業	81	5-7	サイバーセキュリティ戦略に基づく施策の推進	94
4-18	脳情報通信分野における我が国の開発力強化に向けた脳活動の計測基盤強化とデータ構築	82	5-8	諸外国のサイバーセキュリティ政策に関わる機関との連携強化	94
4-19	地域社会DX推進パッケージ事業	82	5-9	サイバーセキュリティ分野における他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上	94
4-20	中小企業支援のDX推進	82	5-10	日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)プロジェクト及び大洋州島嶼国におけるサイバーセキュリティ能力構築支援	95
4-21	企業のDX推進	82	5-11	政府全体のシステムのサイバーセキュリティの確保	95
4-22	AI・オンチェーン金融の推進	83	5-12	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の継続的な見直しと監査等の取組	95
4-23	先端的な放射光施設における高解像度かつ大容量の研究データ創出及び研究データの活用基盤の整備	83	5-13	我が国のサイバー対処能力確保のためのエコシステムの形成	95
4-24	「富岳」を始めとする研究開発のための計算機インフラの運用及び次世代フラッグシップシステムの開発・整備	83	5-14	地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上	96
4-25	レガシーシステムのモダン化の推進	83	5-15	都道府県と市町村が連携した推進体制の構築と地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の促進	96
4-26	クラウド技術開発の推進	84	5-16	医療機関におけるサイバーセキュリティ確保	97
4-27	AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業	84	5-17	中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化	97
4-28	量子暗号通信の社会実装に向けた取組強化	84	5-18	人材育成や研究開発を含めたサイバーセキュリティ供給能力の強化	98
4-29	量子ネットワークの要素技術開発	84	5-19	産業界等と連携したセキュア・バイ・デザインの実践	98
4-30	量子コンピュータの産業化に向けた開発の加速及び環境整備	84	5-20	無線LANセキュリティの確保	98
4-31	社会課題の解決に向けた没入型技術の利活用促進	84	5-21	IoTセキュリティ対策の強化	98
4-32	電波有効利用のための高周波数帯の活用促進	85	5-22	サイバーセキュリティ対応体制の強化	99
4-33	ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の運用開始と安定的な運用等	85	5-23	AIのセキュリティ確保のための技術的対策の整理	99
4-34	非地上系ネットワークの推進	85	5-24	実践的な演習を通じたサイバーセキュリティ人材の育成	99
4-35	ポスト5G情報通信システムの研究開発・推進	85	5-25	政府デジタル人材(部内育成の専門人材)の確保・育成	99
4-36	インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化	86	6-1	デジタル人材育成に関する次期政府目標の策定	100
4-37	データ標準確保のためのGIFの実装強化に向けた取組	86	6-2	デジタル人材スキルプラットフォームの機能拡充	100
4-38	ウラノス・エコシステム	87	6-3	企業DX推進に資するデジタル人材育成	100
4-39	データ連携・利活用を促進するエコシステムの形成	87	6-4	人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業	100
4-40	信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報情報を安全・円滑に越境移転できる環境の構築	88	6-5	研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム(SINET)	101
4-41	証明書のデジタル活用的高度化	88	6-6	戦略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出(CRONOS)	101
4-42	eシール及びタイムスタンプの利活用拡大の推進	89	6-7	数理・データサイエンス・AI教育の推進	101
4-43	「個人情報保護法」の見直し等	89	6-8	高度統計人材育成強化拠点形成事業	101
4-44	国等データ活用事業の推進	89	6-9	情報活用能力の抜本的な向上	102
4-45	政府機関等における耐量子計算機暗号(PQC)への円滑な移行の推進	89	6-10	デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化	102
4-46	産業界における耐量子計算機暗号(PQC)移行の後押し	90	6-11	高度デジタル人材(外部から登用する高度な専門人材)の確保・協働	102
4-47	政府認証基盤の安全性・信頼性の確保	90	6-12	女性デジタル人材育成の推進	102
4-48	DFFTの具体化推進に向けた国際連携/IAPの設立・プロジェクトの実施 DFFTの具体化推進に向けた国際連携	91	6-13	デジタル大臣奨励賞の交付	103
4-49	国際データガバナンスアドバイザリー委員会/産業データの国際的なデータガバナンス DFFTの具体化推進に向けた国内外一体的なデータガバナンスの推進	91	6-14	地方創生推進に関する知的基盤の整備(RESASポータル運用・保守事業)	103
4-50	デジタル政策に係る国際連携強化や他国への支援等を通じた我が国プレゼンスの向上	92	7-1	デジタル推進委員の活動の促進	103
4-51	安全、安心で信頼できるAIの促進に関する国際AI共創	92	7-2	デジタル技術と郵便局を活用した地域の持続可能性の確保	103
4-52	ガバメントAIの国際展開	92	7-3	プラットフォーム事業者におけるなりすまし広告詐欺被害抑止に係る対策強化の促進	104
5-1	AI性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策パッケージ「Project YATA-Shield」の推進	92	7-4	GビズIDの民間サービス利用に向けた検討	104
5-2	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(利便性とサイバーセキュリティ確保の両立)	93	7-5	IHCの運用ガイドラインの改定による偽造私電磁的記録文書等に該当する広告の削除依頼の実施	104
5-3	GSOCの着実な運用・GSOCのクラウド監視機能強化	93	7-6	違法情報ガイドラインの改定	104
5-4	総合的な運用監視による強靱な政府情報システムの実現	93	7-7	広告媒体の損害賠償責任に関する周知	105
			7-8	なりすまし広告詐欺に関する消費者への注意喚起や広報啓発	105

7-9	相談・通報窓口の連携強化	105
7-10	消費生活相談情報の提供	105
7-11	インターネット上の偽・誤情報等対策の推進	105
7-12	幅広い世代を対象とした ICT 活用のためのリテラシー向上推進事業	105
7-13	幅広い世代を対象とした ICT 活用のためのリテラシー向上推進事業（地方）	106
7-14	情報通信技術を用いた犯罪の抑止	106
7-15	警察によるサイバーセキュリティ対策の推進	106
7-16	デジタル庁が展開する政策・プロダクトに関するサイバーハイジーンの推進	106
7-17	行政機関への行政サービスにおける「利用者視点」の浸透・アクセシビリティの向上	107
7-18	利用者視点による品質向上に向けた情報アクセシビリティ確保のための環境整備及び行政機関への浸透（利用者視点：サービス受益者のみならず、提供者の視点も含む）	107
7-19	アクセシブルな ICT 機器等の総合的な開発普及推進事業/字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進	108
7-20	政府ウェブサイトの発信力向上及び品質向上に向けた支援	108
7-21	国民のデジタル活用が当たり前になる生活への理解促進のための広報施策（安心安全にデジタルを活用するための啓発や若年層を始めとした利用者層への啓発）	109
7-22	政策ダッシュボード等を活用したアジャイルな政策のモニタリングと推進	109
7-23	DX におけるプライバシー保護ガバナンスの構築に向けた取組	110
7-24	国・地方共通相談チャットボットの改善	110
7-25	地方公共団体等の声を直接聴く仕組みの更なる活用	111
8-1	デジタル庁の体制強化	111
8-2	情報システムの横断的な調達管理機能の強化	111
8-3	情報システムに関する予算の確保・執行におけるメモリ等の物価高への柔軟な対応	111
8-4	情報システムに関する予算の確保・執行	112
8-5	デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進	112
8-6	政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等	113

１－１ ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行 【取組概要】 - デジタル庁は、行政機関の業務実施環境（PCやネットワーク環境）の統合を進め、最新技術を活用した政府共通の標準的な業務実施環境であるGSSを展開することにより、生産性向上とセキュリティの強化を推進する。各行政機関は、引き続き、ネットワーク更改等を契機に、原則、この環境への移行を進める。 - また、府省間ネットワーク、ガバメントクラウド等への接続、LAN環境等について、利用機関やユーザー数の増大に対応していくため各機関の協力を得つつ、機能強化及び運用保守体制強化を進める。GSSの利用者を令和13年度末までに、約28万人、約6,000拠点へ拡大することを目指して計画的な整備を行う。GSSの保守運用業務について、デジタル庁等における行政リソースが限定される中、将来的に持続可能なものとするため、例えば、端末管理・ヘルプデスク等の定型的な運用業務の外部委託拡充を含め、将来的な保守運用体制強化の在り方について令和8年度に検討を行い、結論を得る。 【目標と取組期限】 - 令和12年度末までにGSS利用者数を27万人以上とする。 - このため、令和8年度中にサイバー通信情報監理委員会、国税庁、原子力規制委員会、経済産業省、出入国在留管理庁、防災庁、財務局のGSS移行を完了するとともに、安定的な運用体制を検討する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	１－２ ガバメントソリューションサービス（GSS）におけるセキュリティの高度化と耐災害性の強化 【取組概要】 - AIを利用した高度なサイバー攻撃や首都直下地震などを想定し、GSSの強^{きょうじん}韌性を高め、行政の業務継続性を確保できる環境を整備する。直近のClaude Mythosの事例も踏まえ、急速に高度化するAI・AIエージェント等を前提としたサイバー攻撃を想定したセキュリティ対策を令和8年度に検討し、同年度中にGSSに導入する。あわせて、首都直下地震等の激甚災害等重大な事態時に安定的なサービス提供を行うため、衛星通信等を含めた通信手段の確保や非常用電源の大幅な拡充などについて令和8年度中に検討を行い、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 【目標と取組期限】 - 令和8年度中に、首都直下地震等の激甚災害も想定した、災害対応のグランドデザインを策定し、令和9年度以降の技術進展を見据えた次世代のセキュリティ強化策の実装に向けて検討を加速化する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
---	--

1-3 国・地方公共団体等のガバメントクラウド移行と運用の安定化

【取組概要】

- ・「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第4号）の施行（令和7年3月8日）を踏まえ、各府省庁、地方公共団体、独立行政法人等、公共 SaaS によるガバメントクラウドの円滑な新規利用に関する支援を実施するとともに、将来の円滑な利用に向けて情報システムがクラウド最適化された状態でガバメントクラウドを利用できるよう支援を行う。
- ・また、ガバメントクラウドの利用が増加したことを踏まえ、大規模なクラウド環境の効率的な管理の仕組みを実施するとともに、普段から安定した運用を行い、災害時であっても事業継続が可能となるような仕組みを整える。ガバメントクラウドは現在も国内の複数のデータセンターにおいて運用されているところ、自然災害やサイバー攻撃等により一部のデータセンターが長期間利用不能となった場合などにも安定運用を継続できるよう、共通運用管理機能を担う GCAS（Government Cloud Assistant Service）を別センターにおいて復旧可能とする機能を整備し、更なる運用の高度化・強靱化を図る。

【目標と取組期限】

- ・ガバメントクラウド上での基盤経費削減額（各府省庁のシステム）令和8年度末 33.7 億円。
※新規システム等は対象外。
- ・令和7年9月に公開した、地方公共団体において利用システムごとのコストを把握できる「地方公共団体向けコストダッシュボード」について、継続的に地方の要望を踏まえた機能改善を行う。
- ・ガバメントクラウド管理機能の大規模災害時の継続計画とその仕組みを実現し、訓練を行う。
- ・遠隔地データバックアップ共通機能やクラウド間システム移行支援の仕組みとガイドを作成する。

【主担当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】—

1-4 ガバメントクラウドのセキュリティレベルの高度化

【取組概要】

- ・ガバメントクラウドの利用者が年々拡大する中、セキュリティレベルを高度化する観点から、令和8年度には、クラウド環境におけるセキュリティ状況をデジタル庁において可視化・点検し、利用機関にフィードバックを行うセキュリティダッシュボードの拡張を行い、利用機関の管理者自身による対策強化を促す。また、利用ユーザーが増加したことを踏まえ、将来的なユーザー管理の更なる厳格化について検討を行う。

【目標と取組期限】

- ・令和7年度に開発が終了したセキュリティダッシュボードについて、実際の運用を踏まえて可視化項目を増やす。

【主担当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】—

1－5 政府における AI の活用環境の整備と利活用の促進 【取組概要】 ・世界各国で官民挙げての AI 活用が総力戦の様相を呈する中、AI 活用・投資が主要国に出遅れていることも踏まえ、「人工知能基本計画」（令和 8 年 7 月 14 日閣議決定）等に基づき、社会全体での AI 利活用の加速的推進に資するため、政府自らが生成 AI を積極的かつ先導的に利活用する。令和 7 年度にデジタル庁が整備した生成 AI 利用環境「源内」について、令和 8 年度は全府省庁対象の実証実験を着実に推進し、行政業務における AI 利活用による費用対効果、ほかの商用 LLM との性能上の比較、国産 AI モデルの積極活用を通じた我が国の AI 基盤の自律性確保への貢献などを検証した上で、令和 9 年度以降の本格利用開始を検討する。 ・政府職員において、専門的知識がなくとも AI アプリを作成し、AI エージェントによる自動実行や共有が可能となる環境を令和 8 年度中に源内上に整備するとともに、利用に関する管理ルールを策定する。 ・令和 8 年度中に、日本語や日本文化、価値観に適合する国産 AI モデルを源内に試行的に実装し、政府内で積極的に利用することで、国産 AI の育成・強化、日本の AI 自律性確保、国内 AI 投資の好循環につなげる。 【目標と取組期限】 ・①令和 12 年時点での目標・アウトカム：AI 導入業務における職員の業務負荷軽減（削減時間：2 割減）と行政業務・サービスの質向上 ・②令和 8 年度中に、政府職員の AI 利活用に伴う課題の評価・検証を行い、当該結果に基づき、行政実務に有益な行政特化の AI アプリ開発・強化につなげ、令和 9 年度以降の実装を目指す。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	1－6 「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」の整備等 【取組概要】 ・生成 AI の政府での利活用は、情報漏えいや不適切な表現の生成などのリスクを伴う一方、行政の進化と革新を飛躍的に進める可能性がある。今後、社会全体での安全・安心な AI の活用の推進や日本の AI 分野における国際競争力の向上を実現するためにも、政府において率先して AI の利活用に取り組むことは、極めて重要である。 ・そこで、「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」に基づき、先進的 AI 利活用アドバイザリーボードからの助言等による政府における適切な生成 AI の調達・利活用の推進、各府省庁の AI 統括責任者（CAIO）と連携した政府における生成 AI のガバナンス体制の強化等とともに、政府職員による AI エージェントの安全かつ積極的な利活用を促進するため、各府省庁におけるユースケース拡大などを踏まえ、令和 8 年度中にガイドライン改定等に向けた検討を行い、結論を得る。 【目標と取組期限】 ・政府における生成 AI の利活用状況の把握と利活用事例の整理及び拡充を行い、その内容及び各府省庁のニーズも踏まえつつ、先進的 AI 利活用アドバイザリーボードにおいて、「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」の内容改定についての議論を行い、必要に応じガイドラインの改定や方向性の取りまとめを行う。 ・各府省庁における AI エージェントのユースケースが今後一層拡大することを踏まえた、ガイドラインの具体的措置事項を定める上での事例の把握及び具体的内容の検討を行う。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 総務省 経済産業省
1－7 民主主義的な価値に基づいた人間中心の AI 原則の実践の支援 【取組概要】 ・令和 5 年の G7 議長国下で立ち上げた「広島 AI プロセス」について、引き続き G7 や GPAI 等の関係機関と連携するほか、広島 AI プロセス・フレンズグループの活動を通じて、人間中心かつ安全・安心で信頼できる AI のグローバルな AI エコシステムの普及に向けて取り組む。 【目標と取組期限】 ・広島 AI プロセス・フレンズグループ会合をオンライン含め少なくとも四半期に一度のペースで開催し、メンバー国間のベストプラクティスや取組等についての情報共有を図るほか、令和 8 年 3 月にとりまとめた「広島 AI プロセス・フレンズグループアクションプラン 2026」のフォローアップを行う。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 内閣府 デジタル庁 外務省 経済産業省	1－8 人工知能基本計画の推進 【取組概要】 ・「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和 7 年法律第 53 号）第 18 条第 1 項に基づく「人工知能基本計画」（令和 8 年 7 月 14 日閣議決定）に掲げられた 4 つの基本的な方針（「AI 利活用の加速的推進」、「AI 開発力の戦略的強化」、「AI ガバナンスの主導」及び「AI 社会に向けた継続的変革」）を踏まえた施策を着実に推進する。 【目標と取組期限】 ・人工知能基本計画に定められた「AI 関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」を推進する。 【担当府省庁】 内閣府 【関係府省庁】 —

1－9 利用者視点での AI 利活用推進に向けた環境整備 【取組概要】 ・ 国民・事業者等の行政サービスの利用者、行政職員が、個々のニーズに合わせた情報・行政サービスを利用することができる社会の実現に向けて、利用者中心の観点から AI（生成 AI・エージェント型 AI 等）を各府省の行政職員が適切に利活用できるよう、国際的な規格・法制度整備状況、各国動向等も踏まえながら、①情報発信、行政サービス等への適切な AI 組込み・利活用のための設計指針、解説ガイドブック、設計支援ツール等の整備に向けた調査・研究、②AI を活用している民間サービス等とデジタル庁デザインシステム等のツール群との連携の推進に取り組む。 【目標と取組期限】 ・ 令和 12 年度時点で、官民の AI ツールを活用し、各府省の提供する政府情報システムを通じた行政サービス・業務提供において、サービスデザインガイドライン群、デジタル庁デザインシステムに基づき、サービス・業務企画、要件定義、調達、運用までの一連のプロセスを円滑かつ効果的に実施するために必要な、標準プロセス及びチェックリスト等の基本的な基盤が整備されている状態を目指す。 そのために下記の施策に取り組む。 ①令和 8 年度において、令和 7 年度に検討してきた AI 利活用のプロセスのプロトタイプを基に、利用者視点からの AI の利活用を推進するために必要なガイドラインの随時改訂及び解説資料等の関連ツールの整備に関する研究・検討を行う。 ②令和 8 年度中にツール（初版）または民間事業者による AI ツールを利用した活用方法の手引きを 1 件以上公開する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 ー	1－10 公共調達における支援・改革とデジタルマーケットプレイス（DMP）の展開 【取組概要】 ・ デジタルマーケットプレイス（DMP）は政府・自治体が、迅速かつ簡易に SaaS 調達することができる調達手法として、令和 7 年 3 月末に、DMP カタログサイトにて調達機能をリリースした。今後更に、カタログサイトの充実に向けた事業者によるソフトウェア・サービス登録の促進及び（個別システムを構築することが不要となる）SaaS の利用普及に向けた DMP 調達利用の促進が課題であり、動画等広報コンテンツの活用を活用した広報活動や、DMP カタログサイト登録をベンダーが PR できるようなツールを提供する等を通じて、DMP の利活用を推進していく。また、独立行政法人等外郭団体への調達利用対象拡大に向けた検討を進める。 ・ 情報システム調達における、柔軟で適切な調達プロセス、行政の調達・開発能力の強化、多様なベンダーの公共調達参入等の課題解決に向けた取組を進める。令和 8 年度においては、DMP やデジタル・スタートアップ評価制度といった公共調達参入の拡大に向けた取組を継続するとともに、AI の活用等による情報システムの開発・運用等における調達コスト抑制策やベンダーロックインの排除に向けた取組の整理・検討、情報システム調達における適切なアジャイル開発手法の採用及び活用に向けたガイドブックの展開等の支援策等を実施する。 【目標と取組期限】 ・ 登録ソフトウェア数：750（～令和 8 年度累計）、1,000（～令和 9 年度累計） ・ 行政ユーザー数：1,000（～令和 8 年度累計）、1,500（～令和 9 年度累計） ・ DMP を通じ調達された SaaS 件数：30（～令和 8 年度累計）、100（～令和 9 年度累計） これらの目標達成に向け、次の政策手段を講ずる。 ・ 広報コンテンツ（動画、パンフレット、ポスター等）の活用や、イベント、メディア等を通じた広報活動を通じて、政府・自治体に対する DMP への更なる理解浸透を図る。また調達案件単位の政府・自治体の DMP 利用支援等を通じて、調達利用の促進を図る。 ・ DMP カタログサイト登録をベンダーが PR できるようなツールを提供し、スタートアップを含む多様な事業者が DMP への参加を引き続き呼び掛け、DMP を通じた公共調達への参入拡大を推進する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 ー
---	---

1－11 AI 利活用の円滑化のためのデジタル社会推進標準ガイドライン等の整備 【取組概要】 ・ 政府情報システム調達への AI 利活用を促進し、コスト削減や工期短縮、質の向上等を実現する観点から、デジタル社会推進標準ガイドライン等の見直しを行う。具体的には、例えば、発注者（府省庁）からの要件定義・設計・開発に係る情報について、AI-Ready 化（Markdown、JSON 形式等への整備）する際の手法・手順などを策定する。令和 8 年度以降、デジタル庁内部開発等における AI の利活用の推進を通じて、各府省庁に示すべき内容について検討・整理を行った上で、順次、デジタル社会推進標準ガイドライン等の見直しを行う。 ・ 生成 AI に学習させることを念頭に、必要な検証・検討を行った上で、令和 8 年度以降、デジタル社会推進標準ガイドラインの機械可読性向上に取り組む。 【目標と取組期限】 ・ 令和 8 年度： ・ 要件定義・設計・開発に係る情報の AI-Ready 化（Markdown、JSON 等）の手法・手順を検討・整理 ・ デジタル庁内開発等での AI 実証を通じ、各府省庁に提示する内容を具体化 ・ 生成 AI 活用を見据えた標準ガイドラインの機械可読性向上に着手 ・ 令和 8 年度以降： ・ 検討結果を踏まえ、デジタル社会推進標準ガイドライン等を順次見直し 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	1－12 AI 活用を前提とした政府情報システム調達の評価方式等の検討 【取組概要】 ・ 政府情報システムの開発を行う事業者が当該開発工程において、AI を活用することで、事業費の削減に限らず、システム調達の迅速化及び成果物の質向上が期待されるとともに、AI を活用したシステム開発に係る知見の蓄積なども発注者側に期待されることを踏まえ、令和 8 年度から、デジタル庁の調達において AI 駆動開発を、試験的に導入することで、その知見を政府に蓄積するとともに、今後、政府情報システム調達において AI 利活用を推進する観点から、AI を活用した独自性のある提案に対して積極的に評価を行う方策等を含め、事業者の AI 利活用を促進させるための調達制度の在り方について、検討を進める。 【目標と取組期限】 ・ 令和 8 年度：デジタル庁の調達における AI 駆動開発の試験的導入、事業者の AI 利活用を促進させるための調達制度の在り方の検討 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
---	---

1-13 「ガバメント AI ワークスペース」(仮称) 【取組概要】 - 人口減少や行政需要の多様化・高度化を踏まえ、各府省庁における行政サービスの持続可能性と政策形成能力の向上を図るため、各府省庁の業務において共通して求められるものの、府省共通のルールが明確に存在せず、政府全体を通じた見直しの取組が行われづらい業務(会議の運営業務等)について、デジタル庁は、総務省行政管理局及び内閣官房内閣人事局と連携しつつ、これらの業務の省力化に資する AI エージェントと連携する業務システム群として「ガバメント AI ワークスペース」(仮称)を整備する。 - 令和8年度は、効率化効果・実装可能性等を加味して業務を選定し、当該業務の BPR(業務改革)を行った上で、職員が当該業務を円滑に実施できるシステム構成を検討し、AI プロダクトを含むプロトタイプの開発を行う。その上で、令和9年度以降サービスの順次開発・運用を目指す。 【目標と取組期限】 - 府省共通で行われる政策立案等に付随する業務(例えば、会議の運営業務や出張に係る調整・手配業務等。人事・会計等の既に業務システムが存在するもの・DX の取組が別途推進されているものを除く。)に係る職員の負担を軽減し、政策立案等に職員の時間を充てられるようにする。 このため、令和8年度に職員が業務負担を感じている業務のうち、効率化効果(影響する人数、軽減すると想定される作業量)・実装可能性等を加味して業務を選定し、利用職員が迷いなく適切な業務フローで実施できるようなシステム構成を検討し、それらの業務の省力化に資するプロトタイプ開発を行う。その上で、令和9年度以降、当該プロトタイプを基に省力化に資するサービスの順次開発・運用を目指す。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房 総務省	1-14 AI エージェントによる政府・デジタル庁システムへのアクセス環境(MCP 等)の整備 【取組概要】 - AI エージェントがセキュリティの確保を前提としつつ、各府省庁・自治体の業務システムに円滑にアクセスできるよう、政府情報システムを始めとした行政システムについて、具体的な AI エージェント利活用のユースケースを検討し、必要な機能・データの整備等を含め、MCP 等のプロトコルへの対応方針を令和8年度に検討し、結論を得る。特に、マイナポータルなど外部のシステムとの連携により国民の利便性向上が見込まれる行政システムについて MCP 等への対応を早期に進めるとともに、将来的に AI エージェントの活用が可能になる環境の検証・整備を行う。 【目標と取組期限】 - 令和8年度：AI エージェント活用のユースケース検討及び MCP 等対応方針の策定 - 令和9年度以降：方針に基づく実装・展開 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
--	--

1－15 行政通則法的観点からの AI 利活用に係る検討 【取組概要】 - 行政における AI の利活用に関し、AI の便益をいかしつつ、国民の権利利益や行政の透明性・公正性を確保し、円滑かつ適正な利活用がなされるよう、「行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会」を開催し、行政通則法の観点から AI の利活用に対応したガイドラインの策定やその他の課題について引き続き検討を進める。 【目標と取組期限】 - 行政における AI の利活用について、AI の便益をいかしながら更に円滑に進めつつ、「行政手続法」（平成 5 年法律第 88 号）や「行政不服審査法」（平成 26 年法律第 68 号）等のいわゆる行政通則法の趣旨・目的である国民の権利利益や行政の透明性・公正性の確保の観点から、行政通則法の観点から AI の利活用に対応したガイドラインの策定やその他の課題について引き続き検討を進める。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	1－16 アナログ規制見直しに係る取組 【取組概要】 - 人や書面の介在を求めるアナログ規制を見直し、国や地方公共団体の規制によって DX 化が阻まれないような環境を整備することが必要である。 - 国の法令等のアナログ規制見直しについては、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づく見直しが約 99%完了し、インフラ点検や自治体業務等の様々な分野で技術の活用が可能になった。今後は、残る条項についても見直しを着実に完了させるとともに、規制見直しを現場の技術活用につなげるため、活用可能な技術を可視化したテクノロジーマップ等の運用・改善を行いつつ、技術実装する上で参考となる情報について、規制所管府省庁等とデジタル庁が連携し、積極的に周知・情報発信を進めていく。 - 地方の条例等に係る見直しについては、令和 7 年度末時点で約半数の団体が見直しを実施又は実施予定であり、更なる取組加速が必要である。具体的には、取組への前向きな機運の醸成を目的とした説明会を積極的に実施するとともに、作業負担の大幅な軽減のための生成 AI 活用ノウハウや地方公共団体向けアナログ規制点検ツールを提供するなど、団体の自主的・自律的な取組を後押しする。 【目標と取組期限】 ①国の法令等に係るアナログ規制の見直しについては、令和 10 年 6 月までに、全ての必要な見直し（6,363 条項）を完了する。 ②令和 8 年度末までに、アナログ規制の見直しの取組を「実施済」及び「実施中」の地方公共団体の割合が 50%超となることを目指し、地方公共団体向け取組支援を積極的に提供する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房 内閣法制局 人事院 内閣府 公正取引委員会 警察庁 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省
--	--

1-17 デジタル法制審査 【取組概要】 - デジタル原則に適合しない新たな規制が生まれることのないよう、全ての内閣提出法案について、新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）を行う。当該審査において、各府省庁は、デジタル規制改革推進の一括法を踏まえ、「国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針」に基づき、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制及び情報システムの整備が見込まれる規定ぶりについて、デジタル庁が提供するアナログ規制点検ツール等も活用しながら点検を実施し、結果をデジタル庁に提出する。 - デジタル庁はその結果に基づき、新規法令等のデジタル原則適合性を確認し、点検結果を毎国会公表する。 【目標と取組期限】 - アナログ規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために、デジタル法制審査の継続的な実施を通じて、デジタル原則に適合しないアナログ規制の新設を防止する。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房 内閣法制局 人事院 内閣府 宮内庁 公正取引委員会 警察庁 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	1-18 ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・利用促進 【取組概要】 - 府省庁や自治体など行政機関における情報連携及びデータの利活用を推進し、申請等を行う事業者等の事務負担を軽減するため、制度を横断して多数の手続で参照されるデータをベース・レジストリ（BR）として整備する。法人、不動産、アドレスに関するベース・レジストリについては、引き続き、「公的基礎情報データベース整備改善計画」に基づき、整備・利用促進を進める。 - 法人 BR については、所要の政策効果を実現するとともに、金融事業者など幅広いニーズも踏まえ、行政機関に加えて民間企業による利用を可能とする制度設計に向け、利用業務の特定や論点の洗出しを行うべく令和 8 年度に実証事業の検討を行い、令和 9 年度に実証事業実施を目指す。 - 不動産 BR については、令和 9 年度末に地図情報の、令和 10 年度の中頃に登記情報のサービス提供を目指し、政府の外国人政策の検討も踏まえ、対応する。 - アドレス BR は町字情報は随時更新を行う。町字より下位の情報は、地図を介したひも付けも含めた整備について、令和 9 年度に地方公共団体との実証事業を実施の上、今後の方針を検討する。 【目標と取組期限】 - 令和 12 年までに約 5,000 万件の手続の効率化 - 電子申請等において、令和 12 年までに 500 手続で住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）を参照 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 個人情報保護委員会 総務省 法務省 財務省 国土交通省
--	---

1-19 法制事務デジタル化及び法令データの整備・利活用促進 【取組概要】 ・法令データについては、現在、法律・政令・省令等をベース・レジストリとして提供しているところ、今後、法令に関連する行政事務や事業者活動等において、法体系の全体像の把握や生成 AI と組み合わせた一層のデータ利活用を推進するため、新たに「法規的告示」についても整備し、令和 8 年度から段階的に提供を開始する。これにより、政府職員の法制事務や、民間事業者等による規制内容等の把握などの効率化や、法令業務等へのデータ利活用促進を図る。 ・また、政府職員等による法令の立案業務の生産性向上・高度化を図るべく、「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム」での議論も踏まえながら、令和 8 年度中を目途に、法令改正事務における条文案表記に関する正確性の点検を e-LAWS で支援する機能及び生成 AI を活用した新たな用例検索機能を開発し実装する。 【目標と取組期限】 ・法令データに対する国民のアクセスの実現、比較の実装が容易な機能による法案誤りの防止や法制執務の効率化を目標とし、 ①法規的告示データについて、令和 8 年度から段階的に国民への提供を開始する ②令和 8 年度中を目途に、法令改正事務における条文案表記に関する正確性の点検を e-LAWS で支援する機能及び生成 AI を活用した新たな用例検索機能を開発し実装する 【主担当府省庁】 デジタル庁 総務省 【関係府省庁】 内閣官房 内閣法制局 人事院 内閣府 宮内庁 公正取引委員会 警察庁 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 復興庁 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	1-20 公共サービスメッシュの整備等（マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携） 【取組概要】 ・マイナンバー制度に基づく市町村・各府省庁相互間の機関間連携を公共サービスメッシュによって円滑に行うため、現在、各機関において個別に構築し対応している中間サーバー（各機関において保有する情報の副本の授受を仲介する機能）等に相当する共通機能の利用機関及び対象手続数の、各機関におけるシステム更改時の拡大を図る。 ・現在、数年程度を要している新たな機関間の情報連携の迅速化に向けた情報提供ネットワークシステムの見直しについて、令和 10 年度運用開始を目指して令和 8 年度に開発設計に着手する。現行年 1 度に限られる情報連携開始のタイミングについて、迅速化に向けた業務フローの見直しを令和 8 年度以降進める。 【目標と取組期限】 ・ ①共通機能に接続するシステム数を令和 12 年度に 18 システムとする。 ・ ②共通機能の利用に伴う実績値に基づく効果分析や業務要件への影響分析など、府省庁等及び地方公共団体における検討に資する情報を提供する。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 個人情報保護委員会 総務省
--	---

1-21 給付支援サービス 【取組概要】 - 行政による国民への各種給付について、申請から審査、振込まで一気通貫でデジタル完結を可能とする SaaS である自治体向け給付支援サービスについて、公共サービスメッシュとの連携による基幹業務システムからのデータ抽出の効率化や、現金給付以外への受取手段への対応等の機能向上を令和 9 年 2 月までに行う。さらに、給付付き税額控除などの将来的な給付を念頭に、プッシュ型への対応、国による給付への対応等を含めた抜本的な機能拡充を検討する。 【目標と取組期限】 - 住民及び給付主体の UX を踏まえた機能の継続的改善等により、問い合わせ件数のサービス導入前比 50%削減、給付に要する事務時間（電子申請分）のサービス導入前比 80%削減を令和 12 年度を目途に目指す。 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	1-22 公金受取口座の登録、利用及び預貯金口座付番の推進 【取組概要】 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、令和 7 年度に金融機関経由での登録受付を開始した公金受取口座について、登録数の一段の増加を通じ給付事務の負担軽減を図るため、登録・利用状況に関する市町村ごとの情報開示を充実するとともに、年金受給者によるオプトアウトでの登録を可能とする特例制度の運用を令和 8 年度中に開始する。あわせて、給付付き税額控除などの新たな給付施策の導入においては、デジタル化された手続の構築に当たり、受給者による公金受取口座の登録及び利用を前提とする方向で給付主体等との調整を図る。口座情報の正確性を確保するとともに、給付主体の利便性を向上させるため、公金受取口座情報管理システムにおける口座実在確認等の機能や照会対応能力の強化に向けた検討を進める。 - 受付金融機関を窓口とするほぼ全ての金融機関における預貯金口座付番及び相続時・災害時口座照会が令和 7 年度より開始されたことを踏まえ、預貯金口座への付番による預貯金者の利便性向上等のメリットを周知し、制度の利用を促進するとともに、制度広報等に向けた準備を進める。 【目標と取組期限】 - 年金受給者の新規公金受取口座登録件数を施策実施期間中に約 1,000 万件増やすことに加え、より若年層向けの新規登録数の増加策を検討するなど、引き続き公金受取口座の登録を促進する。 - 相続時や災害時における有用性など、預貯金口座付番のメリットの周知を進めることで、預貯金口座への付番を促進する。 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 金融庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省
1-23 国による給付に対応した支払インフラの整備 【取組概要】 - デジタル庁及び関係省庁等は、まずは、非常時などに地方に負担をかけず国が直接に給付対象者に必要な給付を行う観点で、個別の金融機関等の対応に要する負担にも配慮しつつ、官庁会計システム（ADAMS II）及び日本銀行の国庫計理・振込システム等を含む、国庫から給付対象者への支払い機能を担うシステムについて必要な改修を行う。あわせて、必要に応じ、ポイントなど、現金振込以外の給付手段の多様化も検討する。 【目標と取組期限】 - 令和 8 年度：国庫から給付対象者への支払い機能を担うシステムの改修に着手、現金振込以外の給付手段の多様化の検討 【担当当府省庁】 デジタル庁 財務省 【関係府省庁】 金融庁	1-24 「番号利用法¹」に基づく情報連携の迅速・柔軟な開始の推進 【取組概要】 - 政策上の急な利用ニーズや自治体の固有のニーズに対し、速やかに情報連携を実施できるようにするため、情報連携の準備のためのシステム見直しと業務フロー全体の見直しを行う。 - これにより、適時の情報連携の開始に資することで、申請手続時における添付書類を省略の実現による国民の利便性向上や、デジタル化による行政機関の事務運営の効率化のマイナンバーによる情報連携の効果の早期発現に向けて取り組む。 【目標と取組期限】 ①政策上のニーズに即して、令和 12 年度までに現状 8 週間のシステム関連の準備期間を 3 週間程度短縮することを目指す。 この実現等を通じて、将来的に情報提供ネットワークシステムの利用件数 3 億件を目指す。 ②令和 8 年度中に令和 7 年度に実施した調査研究の結果を踏まえて政策上のニーズに即した迅速かつ柔軟な情報連携の実現に向けたデータ標準レイアウト関連様式作成支援環境及び申請審査・マスター作成支援環境の更改に係る設計開発に着手し、令和 10 年度に次期システムの運用を開始する。 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —

¹ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）。

1-25 デジタル技術の活用による在留審査及び難民等認定審査の迅速・高度化並びに不法滞在者の縮減 【取組概要】 - 入管 DX の一環として、電子渡航認証制度（JESTA）の導入に向け、制度面・業務面・システム面を整理した上で、導入・運用開始に向けたシステム開発を開始し、入国から出国までの情報の一元的管理の実現を目指すとともに、在留審査、難民等認定審査において、AI を含むデジタル技術の活用による審査の迅速化・高度化や不法滞在者等に対する効果的・効率的な摘発等の実現を図るため引き続き検討を行う。 【目標と取組期限】 - 令和 11 年度までに、デジタル化の実現に向けた現状分析、課題の整理・実証検証・実現のための調整等を行い、出入国在留管理行政において効果的なデジタル化推進の加速に取り組む。 【担当府省庁】法務省 【関係府省庁】—	1-26 出入国審査のデジタル化 【取組概要】 - 政府目標である令和 12 年の訪日外国人旅行者数 6,000 万人に対応するため、事前の認証により入国前にスクリーニングを行い、不法残留等を企図する外国人の入国を防止することを可能とし、厳格な出入国管理を実現するとともに、短期滞在者につき出国までの情報を一元的に管理することにつながる電子渡航認証制度（JESTA）の令和 10 年度中の導入を目指し、令和 8 年度からシステムの設計・開発等を進める。 - また、認証を受けた外国人については、到着港においてキオスク型の端末を使用して所要のチェックを行い、問題がなければウォークスルー型のゲートを通過させることで入国審査の円滑化を推進するなど、デジタル技術を活用した出入国審査の高度化についても、JESTA と併せて令和 8 年度からシステムの設計・開発等を進める。 【目標と取組期限】 - 令和 10 年度中に電子渡航認証制度を導入し、厳格な出入国管理と円滑な出入国審査を実現する。 【担当府省庁】法務省 【関係府省庁】—
1-27 マイナンバーカードと在留カードとの一体化 【取組概要】 - 外国人は、在留カード等とマイナンバーカードに関する手続をそれぞれ別の行政機関において行う必要があり、煩雑な手続を余儀なくされている。 - 令和 6 年通常国会において、マイナンバーカードと在留カードの一体化に係る「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 59 号）が成立し、令和 8 年 6 月から施行されたところ、オンライン申請を可能とするため関係府省庁とともに所要のシステム等を整備する。 【目標と取組期限】 - 令和 8 年 6 月から特定在留カード等の運用を開始し、特定在留カード等の普及促進に向けた施策の検討を行う。 【担当府省庁】法務省 【関係府省庁】デジタル庁 総務省	1-28 マイナンバーの在留関連手続への活用 【取組概要】 - 公共サービスメッシュを活用したマイナンバーによる情報連携によって、提出資料の省略による在留資格手続の利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を実現するため、令和 7 年度に引き続き必要な準備を実施する。 - さらに、外国人の税・社会保険料等の情報をマイナンバーによる情報連携で効果的に取得し、活用するため、法令整備、関係機関との調整等の必要な準備を実施する。 【目標と取組期限】 - 令和 9 年 3 月以降から順次マイナンバーによる情報連携を開始することを目指す。 【担当府省庁】法務省 【関係府省庁】デジタル庁 総務省 財務省 厚生労働省
1-29 永住許可審査と帰化許可審査の情報連携 【取組概要】 - 令和 9 年 3 月以降、現在は永住許可の審査と別のシステムで運用されている帰化許可の審査について、審査の効率化のために必要な情報連携の在り方について検討する。 【目標と取組期限】 - 令和 9 年 3 月以降の在留関係手続における情報連携の検討を踏まえて、必要な検討を行う。 【担当府省庁】法務省 【関係府省庁】—	1-30 在留関係手続のデジタル化 【取組概要】 - オンライン申請において複数の書類を添付可能とするなど利用者の利便性を向上させる改修を行い、オンライン利用率の向上を図ったところ、引き続き、定期的に利用者アンケートを実施し、今後の改修について検討を行う。 - また、育成就労及び企業内転勤 2 号をオンラインで申請するための改修・運用の検討を進める。 【目標と取組期限】 - 令和 8 年度の在留申請オンラインシステム利用率を 35% とする。 【担当府省庁】法務省 【関係府省庁】デジタル庁

1－31 Visit Japan Web の安定運用 【取組概要】 ・日本への入国・帰国手続に利用することができるウェブサービスである Visit Japan Web については、令和 10 年度中の電子渡航認証制度（JESTA）の導入に伴う対応なども含め、取り巻く環境が変化する中であっても、安定運用を確実に実現する。 【目標と取組期限】 ・①システムの稼働率を 99.9%以上を維持する。（令和 8 年度） ・②システムの登録率を 30%以上を維持する。（令和 8 年度） 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 法務省 外務省 財務省 厚生労働省	2－1 地方公共団体情報システムの統一・標準化の推進 【取組概要】 ・地方公共団体情報システムの統一・標準化は、地方公共団体の人的・財政的負担の軽減などを旨とする取組。原則の移行期限とした令和 7 年度末までに、24,353 システム（約 7 割）が標準準拠システムへの移行を完了している。特定移行支援システムについては、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定。以下「標準化基本方針」という。）に基づき、移行期限の令和 7 年度末からおおむね 5 年以内に移行できるよう引き続き自治体を積極的に支援し、令和 8 年度末までにその多くの解消を目指す。 ・各地方公共団体における標準準拠システムの運用が令和 8 年度から本格的に始まる中、標準化による効果の可視化に取り組む。国における制度改正等がある場合には、国が標準化基準を適切に改正することにより、地方公共団体や事業者の負担軽減を図るとともに、制度改正への円滑かつ俊敏な対応や円滑なデータ連携を目指す。あわせて、制度改正等に伴い地方公共団体のシステムに改修が生じる場合については、標準化以前と同様に各制度所管省庁が適切な措置を講ずる。 ・こうした取組に併せて、各団体の標準準拠システムに係る次期更改が一定期間に集中することのないよう、各団体やシステム提供事業者の動向を注視しつつ、次期更改に向けた所要の検討を行う。 ・デジタル庁及び関係府省庁において、令和 8 年度から、地方公共団体や事業者等の意見も伺いながら、標準化の効果と課題の把握を行った上で、これまでの一連の政府の取組に係る課題の把握・検証を行い、「標準化基本方針」の改定及び「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和 3 年法律第 40 号）の施行 5 年経過後の検討を進める。 【目標と取組期限】 ・国の制度改正等がある場合には、各制度所管省庁における「標準化基本方針」に定める標準化基準の改定ルールに従った対応により、標準化移行後の地方公共団体における俊敏な制度改正の対応や円滑なデータ連携など所期の効果の発現を目指す。 ・特定移行支援システムについては、円滑かつ安全な移行を前提に、速やかな移行を目指し、令和 8 年度末においては、その多くの解消を目指す。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 こども家庭庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省
--	--

2－2 地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用最適化 【取組概要】 ・地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費の抑制・適正化に向け、令和7年に策定した「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」（令和7年6月13日デジタル庁）に基づき、各地方公共団体が行う見積精査に対する支援の拡充を始めとする当面の対策及びシステム運用管理の省力化・自動化や公共 SaaS 導入に向けた環境整備等の構造的な要因等に対する対策を着実に実施する。 ・それでもなお一時的に増加する令和8年度分の運用経費については、新たに創設した「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業」において、国の支援の下、各地方公共団体が策定する運用最適化計画の取組により、抑制・適正化を図り、標準化の所期の効果の発現を目指す。 ・こうした取組の状況も踏まえ、恒常的な増加分も含め、令和9年度以降のシステム運用経費の増加に対しても適切な措置を講ずる。 【目標と取組期限】 ・標準準拠システムへの移行完了後における運用経費の3割削減の目標については、国は、デジタル3原則に基づくBPR・最適化を含めた業務全体の運用費用の適正化のため、継続的・横断的な分析を行い、当該目標の実現に向けた環境を整備する。令和8年度においては、令和7年度の達成状況に関して、為替及び物価などの外部要因も勘案しつつ、検証に着手する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 ー	2－3 地方公共団体情報システムにおける文字の標準化 【取組概要】 ・地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における基盤であり、外字の使用に起因するデータ連携や互換性の課題を解消し、行政事務の効率化及び住民サービスの向上を図るために整備した行政事務標準文字につき、登記統一文字等の追加を行い、その充実を図るとともに、行政事務当用明朝フォントファイルを整備して全自治体で同じ文字環境を確保する。また、国際的な文字コード規格への反映に向けた取組を推進し、データの相互運用性を確保する。 【目標と取組期限】 ・行政事務標準文字に係る取組として、令和8年度から令和10年度までを目途に、文字の追加及び行政事務当用明朝フォントファイルの整備を実施するとともに、自治体システムで独自に使われてきた外字については令和12年度末までに計画的な廃止を推進する。また、令和9年度に予定されている ISO/IEC 10646 の改定に向け、符号化文字集合の国際標準化を担当する ISO/IEC JTC 1/SC 2 に対応する国内専門委員会等と連携し、国際標準化提案に必要な属性情報の整理を継続的に行うとともに、国際標準化を目指す。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 経済産業省
---	--

２－４ 公共 SaaS の整備・活用支援 【取組概要】 ・ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 4 号）により、行政機関等の公共情報システム以外にも民間事業者が所有し行政機関等が利用する公共情報システムについてもガバメントクラウドを利用できることとされたことから、こうした利用形態を「公共 SaaS」と定義し、公共 SaaS の基本的な考え方を示すガイド等を発出した。 ・ 自治体がガバメントクラウド及びアプリケーションを個別にそれぞれ導入し、運用するために要する自治体の金銭面・非金銭面のコストを低減するため、SaaS ベンダーがクラウド及び SaaS（公共 SaaS）を一体で複数の自治体に提供できる環境整備を進める。具体的には、デジタル庁において、SaaS ベンダーによる基幹 20 業務に限られない、フロントサービスを含む様々な SaaS を効率的に開発することを可能とする共通開発基盤（ID・ログ管理機能やシステム間の認証機能、氏名・住所等の一定範囲のデータフォーマット、データ連携など、個別のアプリケーション（SaaS）に共通的に必要となる機能を BaaS やその他の手段で提供するもの）の提供について令和 8 年度に検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・ あわせて、公共 SaaS として備えるべき機能・技術について、令和 7 年度までに整備した共通技術要件・技術方針ガイドに加え、令和 8 年度は実装に向けた各種ガイド、リファレンスアーキテクチャ等を整備し、今後も継続して開発事業者への支援を行う。 【目標と取組期限】 ・ 共通開発基盤の提供について令和 8 年度に検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・ 令和 8 年度中に公共 SaaS の開発ガイド及びフレームワークの整備を行う。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	２－５ 公共情報システム開発者向け開発環境提供 【取組概要】 ・ デジタル庁が、公共情報システムの開発者向けに、ガバメントクラウド上で開発環境一式を提供するサービス（GCAS DevStack）により、スタートアップや地場のベンダー企業の公共 SaaS への参入ハードルを下げる。 ・ 令和 8 年度は本サービス下でのシステム開発のガバナンスを強化するため、開発物に対する定型的なセキュリティチェックやソフトウェアサプライチェーンの可視化を行えるようにするとともに、より生産性の高い効率的な開発が可能となるよう AI を用いた開発環境を整備し、本サービスを利用する開発において開発期間の短縮や開発コストの低廉化にも貢献する。 【目標と取組期限】 ・ リリース後、令和 8 年度においては、利用手続等に関するガイドの整備や周知広報により利用を促進する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
---	--

2-6 公共サービスメッシュの整備等（地方公共団体内の情報活用） 【取組概要】 - 標準準拠システムへの移行が完了した自治体が標準化の効果を最大限享受できるよう、公共 SaaS やマイナポータル等の自治体の AX/DX に資するサービスのうち、自治体が利用したいものを選択するだけで連携可能となることを目指し、当該サービスや業務システムに係るデータ連携を円滑かつ低コストで実現するデジタル公共インフラとして公共サービスメッシュを整備する。これにより、当該サービス活用のハードルを下げ、業務の効率化及び属人性の低減を図る BPR を支えるとともに、制度改正等に柔軟に対応できる情報システムの実現や、効率的な行政サービス提供環境の整備を進める。 - 足下では、自治体の早期の接続拡大を進めるとともに、自治体が当該サービスを新たに利用する際に必要となる接続調整の負担を軽減すること等により、自治体が保有する情報の高度な活用を実現する。また、当該サービスを事業者が効率的に開発可能とするため、行政手続のオンライン窓口等を介したデータ更新（出生、死亡などライフイベントに関連する申請・届出データ等）が自動連携される仕組みといった共通開発基盤の提供について検討を進める。 【目標と取組期限】 ①KGI（令和 12 年度時点のアウトカム） 令和 12 年度を目途に、標準準拠システムへの移行が完了し、利用を希望する地方公共団体におけるサービス導入率 100%の実現を目指す。 ②取組期限（マイルストーン） 令和 9 年度までに、本サービスを利用する地方公共団体数 100 団体の実現を目指す。 令和 9 年度までに、本サービスに接続するサービス数 8 サービスの実現を目指す。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 総務省	2-7 自治体 AX/DX の推進 【取組概要】 - 自治体 AX/DX の推進として、地方自治体の窓口を起点とした一連の業務に関して、地方自治体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革による住民の利便性向上と、標準化された基幹業務システムとのデータ連携の強化等によるバックヤード改革による業務効率化において、AI の活用等によるオンライン完結の仕組みの導入や業務の自動化を実証等を通じて推進する。 - あわせて、小規模自治体を含む自治体業務の更なる効率化に資するシステムやツールの共同調達・共同利用、共同でのアウトソーシング等の取組を後押しする。 - さらに、データドリブンな自治体の行政運営を推進するため、自治体が BI ツールを活用し、保有するデータを統計分析・政策立案につなげる取組を推進する。 【目標と取組期限】 - 自治体 AX/DX に取り組んでいる自治体数の拡大 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —
---	--

2-8 窓口 DX の推進 【取組概要】 ・住民サービスの向上と窓口業務の効率化を実現する「書かないワンストップ窓口」の横展開を推進するため、ガバメントクラウド上で提供している「窓口 DXaaS」についての周知や導入に係る情報発信を行う。また、窓口業務改革の経験がある自治体職員等を「窓口 BPR アドバイザー」として自治体へ派遣し、窓口業務改革の根幹であるバックヤード改革や推進体制づくりを支援することで住民の利便性向上、業務負担の削減を図る。 ・窓口 DXaaS について、公共サービスメッシュとの連携やシステム標準化への対応を検討していく。 【目標と取組期限】 ・窓口 BPR アドバイザー派遣事業の活用自治体を拡大することで、より多くの自治体におけるバックヤード業務の最適化及び手続のワンストップ化を推進し、窓口 DXaaS の導入効果を最大化する。また令和 8 年度以降については公共サービスメッシュやシステム標準化など、データ利活用による窓口全体の利便性向上と業務効率化を目指す。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	2-9 オープンデータの推進 【取組概要】 ・オープンデータに取り組む自治体は約 90% に達し、取組自体は普及しつつあるものの、オープン化されているデータは一部にとどまっている。生成 AI の急速な普及を背景に、国及び自治体が公開するデータの仕様や関連施策については、時代の変化に十分対応しきれていないとの指摘がある。 ・このため、令和 8 年度から、その具体的な課題を特定・整理する取組を行う。具体的には、課題を踏まえ、国・自治体の Web サイトにおける公共データ利用規約の在り方、e-Gov データポータルサービスと自治体との連携、機械可読性向上を目的としたデータセットの取扱い等、既存施策について時代に即した見直しを図る。 ・あわせて、ハッカソン等の開催を通じた国・自治体横断的な連携の促進、オープンデータの多様なユースケースの発掘、オープンデータ未取組自治体への支援を推進することにより、データ提供者及び利用者双方の理解促進と負担軽減を図り、デジタル社会の形成に貢献する。 【目標と取組期限】 ・①令和 8 年度も継続して公共データ利用規約 (PDL) の適用推進と自治体標準オープンデータセットの更なる見直し、e-Gov データポータルサービスの自治体メタデータ連携実施に向けた取組を進める。 ・②オープンデータの取組支援を加速するために、オープンデータ利活用のユースケースを自治体と検討し、データの提供者・利用者への理解浸透や負担軽減に向けた方策を令和 8 年度末に向けて検討する。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
--	---

2-10 デジタル地方創生の実現 【取組概要】 ・ 今後、少子化対策により人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口減少が続く事態を正面から受け止めていく必要があり、人口減少が進む地域を中心に住民サービスの維持等が課題となっていることから、デジタル技術を活用し、顧客の都合に合わせた配車など供給側が需要側の事情に合わせる個人に最適化されたサービス提供を促進することで、人口減少が進む地域にこそデジタル化の恩恵を届け、デジタル地方創生を実現する。 ・ その実現に当たっては、データ連携基盤やデジタル認証アプリを始めとするデジタルを活用した地方創生を進める際に共通に必要なシステム・サービス（デジタル公共財）について、デジタル地方創生サービスカタログやモデル仕様書などを通じた自治体における円滑な調達・導入支援を行うとともに、交付金等も活用するなど、デジタル・新技術の徹底活用を自治体に促していく。 【目標と取組期限】 ・ ①全国の自治体におけるデジタル地方創生サービスカタログ及びモデル仕様書の活用事業累計割合を令和12年度末に30%とする。 ・ ②このため、デジタル地方創生サービスカタログ及びモデル仕様書について徹底活用を促し、現状12%の活用事業累計割合を令和8年度中に15%とする。 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房	2-11 デジタル地方創生サービスカタログの充実等及び自治体の調達・導入支援を通じた優良事例の展開 【取組概要】 ・ 自治体のデジタルを活用した地方創生を推進するため、優良なデジタル実装を支えるサービスをカタログ化した「デジタル地方創生サービスカタログ」を公開し、どの地域においても迅速・簡便なサービス情報の検索・入手を可能にするとともに、そのうち活用の多いサービス分類においては、自治体が調達する際の必須機能を定めたモデル仕様書を提供することで、自治体による一定の水準を満たしたサービス調達の円滑化を図っている。 ・ 自治体においては、交付金を活用した実装に当たり活用されているが、カタログサイトの利便性をより高めるため、民間企業・自治体の意見を聴取し、ニーズを把握した上で、サービス比較や導入実績等の追加によるカタログの充実及びモデル仕様書の改訂・新規作成を進め、自治体におけるデジタルサービス/システムの調達・導入支援の環境整備を図る。 ・ さらに、デジタル化横展開推進協議会における議論を踏まえ、自治体におけるサービス調達・導入支援の在り方に関する調査・検討とその成果の公開を通じて、自治体の調達実態やニーズに即した導入支援やツール等の整備につなげることで、地域のデジタル実装を更に加速させ、デジタル地方創生の実現を推進する。 ・ くわえて、デジタルマーケットプレイス（DMP）、防災DXサービスマップ/カタログ及び教育DXサービスマップ/カタログとの連携強化を図ることで、自治体が優れたサービスを迅速かつ簡易に調達できる環境の整備を推進する。 【目標と取組期限】 ・ ①自治体のデジタルサービス/システムの調達・導入における標準的な参照ツールとして定着することを目指し、サービスカタログの参照数（年間月平均サイトPV）を令和12年度末に25,000PVとすることを目標とする。 ・ ②このため、令和8年度には、調査研究を継続して実施し、自治体における調達支援の取組支援策の具体化を進める。また、サービスカタログ掲載内容の充実化を図るとともに、サービスカタログサイトの改修・モデル仕様書の改訂、新規類型の追加を確実に実施し、年度末には掲載サービス数を300サービス、掲載サービス分類数を60分類、年間月平均サイトPVを15,000PVとすることを目標とする。 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房
---	---

2-12 エリアデータ連携基盤及びエリアデータ利活用の推進強化 【取組概要】 ・人口減少が進む地域を中心に住民サービスの維持等が課題となっており、顧客の都合に合わせた配車など、供給側が需要側の事情に合わせる個人に最適化されたサービスを提供していくには、民間企業・自治体の既存サービスの付加価値向上や新たなサービス創出につながるエリアデータ（行政手続、健康、交通、防災、観光などの暮らしを支える様々なサービスのデータや、地理データ、公共データ等の様々なデータセット）の利活用の推進が必要である。 ・このため、エリアデータを連携・共有する仕組みであるエリアデータ連携基盤について、各自治体による基盤への無用な重複投資の回避、持続可能な運用等の観点から共同利用の拡大を図りつつ、更なる活用を推進する。 ・その際、基盤の活用価値を最大化するため、データの所在、内容、更新頻度、連携状況等を体系的に整理したデータマップの自治体での作成を支援することにより、地域のデータ利活用状況を把握し、新たなサービス創出の起点とするとともに、相互運用性の確保を目的として、活用実績の多いデータについて標準化したデータモデルの公開やデジタル化横展開推進協議会等から定められた連携 API の活用を促進する。これらの取組を着実に進めるため、自治体等への実態調査を踏まえつつ、伴走支援を行う。 【目標と取組期限】 ・①令和 12 年度末にエリアデータ連携基盤を活用してデータ利活用を行っている自治体数を、全国の 1/4 である 450 団体まで拡大することを目指す。 ・②このため、令和 8 年度には、自治体での活用実態調査を継続して実施し、長期的な支援の見通しを得る。また、既存の支援ツールによるデータ利活用や基盤活用の伴走支援実施を通じて、データマップの作成団体数を令和 8 年度末に 80 団体とし、エリアデータ連携基盤の活用団体数を 250 団体とする。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房	2-13 地域幸福度（Well-Being）指標等を活用した地域課題解決 【取組概要】 ・デジタルを活用した地方創生の推進に当たっては、産官学金等及び住民等の多様な関係者が地域の特徴を把握した上で、目指すべき地域の在り方を共有しながら、地域課題解決のために協働していくことが必要である。 ・そのため、目指すべき地域の在り方を検討するための共通指標として総合計画への掲載や事業の検討等において約 250 自治体で活用されている地域幸福度（Well-Being）指標等のデータセットについて、優良事例の横展開や指標ダッシュボードの UI/UX の向上を実施し、自治体や民間企業の活用を更に促進していく。 ・また、自治体職員と住民、事業者が協働したワークショップ等における、データセットや指標ダッシュボードの活用を通じて分野横断的な政策立案や住民を巻き込んだまちづくりの取組を活性化させ、住民一人ひとりの多様な幸福（Well-being）の向上と、持続可能な地域社会の実現を図る。 【目標と取組期限】 ・①令和 12 年度末に指標ダッシュボードやデータを活用する自治体数を、全国の 1/4 である 450 団体とすることを目指す。 ・②この取組の基盤として、指標ダッシュボードやデータを官民共同のワークショップなどで活用するとともに、分野横断的な政策立案や住民を巻き込んだまちづくりの取組などを促し、令和 8 年度末時点での活用団体数を 280 団体とする。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房
--	--

2-14 デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成推進 【取組概要】 - 人口減少社会においては、地域の生活サービス提供の在り方として、分野ごと、地方自治体ごとでの個別最適を図る対応だけでは持続性に限界が生じるおそれがある。国土形成計画を踏まえ、「共」の視点からの地域経営を実現する観点から、デジタルを活用しながら、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③市町村界にとらわれない「地域の連携」に重点を置き、地域公共交通や買物、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成を推進する。 - こうした地域生活圏の実現に向け、地方への人の流れの創出・拡大に資する二地域居住等の促進、デジタル公共財の導入・活用に向けた取組等を、関係府省が一体となって推進する。 【目標と取組期限】 - 地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、「地域生活圏」を形成し地域課題の解決を図るとともに、地域固有の自然や風土・景観、文化等を含めた地域資源をいかし、人々を惹きつけるゆとりある豊かで美しい地域の魅力向上を図り、未曾有の人口減少、少子高齢化等による危機的な状況に直面する地方における暮らしの利便性を維持・向上させ、持続可能で活力ある地域づくりを目指す。 【主担当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 —	2-15 スマートシティ施策の推進 【取組概要】 - AI や IoT などの未来技術や官民データ等を地域づくり・まちづくりに取り入れ、住民目線で、都市・地域課題の解決を図り、新しい価値を創出するスマートシティを実装する取組を推進する。 - 令和6年3月に作成したスマートシティ施策のロードマップに基づく取組を進め、スマートシティ・リファレンスアーキテクチャ（ホワイトペーパー）等の充実も図る。また、関係府省においてスマートシティ関連事業を実施するとともに、官民連携プラットフォームの枠組みを活用し、人材・拠点・取組の連携等の先行事例の横展開を進める。 【目標と取組期限】 - 相互運用性が確保され、データ連携が可能なスマートシティサービスを行っている地方公共団体・地域の数（令和12年度までに180） 【主担当府省庁】 内閣府 【関係府省庁】 デジタル庁 国土交通省
2-16 スーパーシティ等におけるデータ連携基盤の運用に関する助言及び利活用の促進 【取組概要】 - スーパーシティにおいては、地域課題の解決等に取り組むモデル地域として、規制・制度改革やデータ連携基盤の活用による先端的サービスの実装を目指し、取組をより一層加速化し、その成果を横展開する必要があることから、区域方針を改定し、データ連携基盤のデータの拡充及び利活用、自治体間における共同利用の促進等に取り組むこととし、その方針に基づき、複数府県によるデータ連携基盤の共同利用を通じた観光サービスの提供について実証を行うなど、これまでのスーパーシティの取組のフェーズアップを図るなどしてきた。 - 令和8年度は、更に広域的なレベルで複数府県によるデータ連携基盤の共同利用を通じた防災サービスの実証等を行うとともに、これまでのスーパーシティのデータ連携基盤に関する取組について検証・評価を行い、更なる施策の推進について検討していく。 - また、これらの取組を通じて得られた知見について、関係府省庁連携の下、ほかのスマートシティへの情報提供等を通じて早期の横展開を図る。 【目標と取組期限】 - スーパーシティにおけるデータ連携基盤を活用した先端的サービスの早期実装（データ連携基盤の利活用による先端的サービス実装等の推進に関する調査等の継続実施） 【主担当府省庁】 内閣府 【関係府省庁】 デジタル庁 総務省 経済産業省	2-17 地方創生データ分析評価プラットフォームの開発・運用・保守事業 【取組概要】 - 地域未来戦略の策定、地方版総合戦略の改定等に当たって、地域におけるデータを基に政策の企画立案・効果検証等を支援する生成 AI を用いた分析機能や、地方公共団体の各種指標や分析を比較可能な形で可視化するダッシュボード等のシステムを提供する。 【目標と取組期限】 - RAIDA の PV 数：令和8年度 1,000,000/年（参考：令和7年4月1日から令和8年3月19日：441,127） - RAIDA-AI による分析回数：令和8年度 50,000 回/年（参考：令和7年4月1日から令和8年3月19日：30,937 回） 【主担当府省庁】 内閣府 【関係府省庁】 —

2-18 制度・行政データに係る Rules as Code の推進 【取組概要】 ・現在、自然言語のみで整備されている各行政機関が所管する制度・手続、特に、各種の給付・手当に関するものについて、AI 等によって解読し処理可能とするためのコード化（Rules as Code）を進め、例えば、制度改正があった際に AI エージェントを活用して制度改正の内容を踏まえたシステム改修を迅速かつ効率的に進められるようにするなど、行政事務における AX を進める。令和 8 年度においては、デジタル庁は関係府省庁と連携しながら、まずは税制分野など改正頻度が高い分野に係るデータ・ドキュメント（標準仕様書、申請書等）のコード化を進める。こうした取組を通じて得られた知見を基に、デジタル庁が各府省庁向けの手順書・ガイドライン等を策定の上、令和 9 年度以降、各府省庁が所管する法令、告示・通知・通達、Q&A 等の行政データに係る取組を順次進める。 【目標と取組期限】 ・令和 8 年度：税制等の改正頻度が高い分野を対象に、データ・ドキュメント（標準仕様書、申請書等）のコード化 ・令和 9 年度以降：各府省庁向けの手順書・ガイドラインの策定、告示・通知・通達・Q&A 等のコード化 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	2-19 デジタル・アイデンティティの包括的な利活用と適切な管理の促進 【取組概要】 ・AI エージェントの活用が始まりつつある一方で、ディープフェイク等を始めとする暗号技術や AI 等で高度化する脅威により、本人確認（KYC）等に関するリスクが高まっている。このため、個人・法人等の多様な領域を含め、行政によるデジタル・アイデンティティに関する包括的な利活用と適切な管理に関する継続的検討・改善に取り組む。 ・具体的には、令和 7 年度末までに「行政手続等での本人確認におけるデジタル・アイデンティティの取扱いに関するガイドライン（DS-511）」及びその解説書（DS-512）を公表したほか、「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成 12 年法律第 102 号。以下「電子署名法」という。）の認定基準の見直し等を実施したところ、行政機関等向けの説明会を実施するなど関係する法令・ガイドライン等の利活用を積極的に推進するとともに、国内外の動向や脅威の高度化に注視しつつ、令和 8 年度中に更なる見直しに取り組む。 【目標と取組期限】 ・本人確認に対する脅威の高度化を踏まえ、解説書について令和 8 年度中に見直しを行う。また、年間複数回の説明会を開催する等により、同ガイドラインの普及啓発に継続的に取り組む。 ・令和 9 年度を用途に、関係府省庁における初期的利活用に対して伴走支援を実施する等、リスクアセスメントに基づく本人確認手法の改善検討の事例創出に取り組む。 ・「電子署名法」におけるリモート署名の在り方などの議論すべき技術的課題について、令和 9 年度をめどに検討を行うとともに、必要に応じて所要の措置を講ずる。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
2-20 中長期の視点で全体最適となる「国・地方を通じたデジタル基盤」としてのネットワークの実現及び地方へのゼロトラストアーキテクチャの考え方の円滑な導入 【取組概要】 ・GSS を中心とする国のネットワーク及び LGWAN 等を中心とする自治体のネットワークについて、全体最適かつ効率的な将来像の実現に向けた調査・分析・検証等を着実に進め、「2030 年頃の国・地方ネットワークの将来像」の実現を目指す。具体的には、令和 8 年度に、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化も含め、その対象範囲や技術的な実現可能性等に関する検証を行い、令和 9 年度以降、運用体制の整備及び移行に向けた環境整備に順次取り組む。 ・また、令和 8 年度以降、自治体へのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入に向けて、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定するとともに、ゼロトラスト基盤の共同調達・共同運用等の効率的な運用方法の在り方や、参考となる参照手順書案を検討するなど、自治体の支援に取り組む。 【目標と取組期限】 ・令和 8 年度に必要な検証及び検討を行った上で、令和 9 年度以降、将来像に係る環境整備を順次行い、「2030 年頃の国・地方のネットワークの将来像」の実現を目指す。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 総務省	2-21 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化の推進 【取組概要】 ・人口減少社会においても自治体による公共サービスの維持・強化を図るには、制度を所管する国と制度を実施する地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体がある希望に応じて利用する仕組みを広げることが重要であることを踏まえ、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の同意が得られた共通化推進方針に基づき、令和 8 年度に新たに共通化の対象となる 9 件の業務・システムについて国と地方が協力して取組を推進する。対象業務・システムに係る制度所管府省庁は、連絡協議会に対し進捗報告を行う。令和 8 年度以降も、新たな共通化の対象について、連絡協議会が候補選定し、順次、共通化を推進する。なお、その際、AX/DX の推進の観点から、共通仕様書の作成に当たっては、AI-Ready 化や Rules as Code の要請に適切に配慮する。 【目標と取組期限】 ・共通化の対象となる業務・システムについて、国・地方デジタル共通基盤の整備運用に関する基本方針に基づき、効果が高く、ニーズの高いものから毎年順次選定していく。 【担当府省庁】 内閣官房 デジタル庁 総務省 【関係府省庁】 内閣府 こども家庭庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省

３－１ 「行政カード化」の推進 【取組概要】 ・マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。 ・書かない窓口や図書館 DX の実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、自治体が共同利用できるマイキープラットフォームやデジタル認証アプリ等のシステムやアプリの提供を行うとともに、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、自治体向け説明会や Web 等の情報発信を行うことで、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。 ・なお、コンビニ交付サービスや行政手続のオンライン化についても、引き続き不断に推進する。 【目標と取組期限】 ・自治体サービスにおけるマイナンバーカードの利活用の推進（令和８年度以降も継続的に） 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 ー	３－２ マイナンバー制度の推進 【取組概要】 ・マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としたデジタル社会の基盤であり、各種の行政手続において、「誰の」個人情報であるかを正確に特定し、行政機関等同士で情報連携を行うことで、添付書類の省略等が可能となるものである。 ・マイナンバー制度についてはこれまでも社会的ニーズに応じて利用範囲や情報連携の拡大を行っており、今後も必要に応じて検討を行う。 ・マイナンバー法令改正により、マイナンバーの利用が可能となった事務においても、添付書類の省略等を徹底するための環境整備やマイナンバー利用事務の運用改善を進め、情報連携の利用を推進し、給付や負担の公平性の確保に向けた取組等を行うとともに、公金受取口座登録や預貯金口座付番等も引き続き推進する。 【目標と取組期限】 ・マイナンバー制度の利活用の徹底を図り、給付や負担の公平性の確保に向けた取組を推進する。 具体的には、社会的ニーズに応じ、マイナンバーによる情報連携が可能な手続の拡大や項目の拡充を図るため、省令改正等の必要な措置を行う。また、制度所管省庁におけるマイナンバーによる情報連携の促進に係る取組をフォローし、マニュアルの作成や事務実施機関等への周知等を後押ししていく。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 総務省
３－３ マイナンバーカードの普及及び利用の推進 【取組概要】 ・マイナンバーカードは、保有枚数が１億枚を超え、最も普及した本人確認のためのツールであり、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である。引き続き、丁寧な周知等を通じて、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にマイナンバーカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。 ・今後もマイナンバーカードの利活用シーンを拡大するため、各種行政手続をオンラインで可能な「オンライン行政サービス」、各種資格証等として利用したり、様々な公的サービスを受けたりすることが可能な「行政カード化」とともに、安全かつ便利で効率的な取引等を可能とする手段として民間ビジネスでの活用を推進する。あわせて、カードの円滑な取得環境の整備や、カード機能のスマートフォン搭載、広報等にも取り組み、その着実な普及を図ることで、マイナンバーカードを使うことが当たり前になり、デジタルの恩恵を全ての国民が感じることができる社会を目指す。 【目標と取組期限】 ・自治体サービスにおけるマイナンバーカードの利活用を推進する。（令和８年度以降も継続的に） ・民間事業者サービスにおけるマイナンバーカードの利活用を推進する。（令和８年度以降も継続的に） 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 総務省	３－４ マイナンバーカードの円滑な取得支援 【取組概要】 ・カードや電子証明書の更新需要を踏まえ、交付・申請受付事務を担う市町村窓口の体制整備を図るとともに、土日・夜間開庁や臨時交付窓口、予約制の導入・拡充、民間委託等への財政支援を通じて、住民が円滑にカード等の更新が行える環境を整備する。 ・紛失等により速やかにカードを取得する必要がある者に対して、原則１週間で交付ができる特急発行の仕組みを円滑に運用する。 ・市町村による福祉施設等への出張申請受付を促進し、高齢者や施設利用者など、カードの取得に課題のある方の取得促進を強化する。 ・日本郵便株式会社と連携し、郵便局へのカード等の申請受付事務等の委託を推進する。 【目標と取組期限】 ・マイナンバーカードや電子証明書の更新需要を踏まえ、住民が円滑にカードや電子証明書の更新等を行える環境の整備等に取り組む。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 デジタル庁

３－５ 国家資格オンライン・デジタル化の拡大 【取組概要】 - 国家資格等のオンライン・デジタル化については、各資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築をデジタル庁にて行い、令和６年８月より提供を開始した。具体的には、マイナンバーカード・マイナポータルを活用し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を行うとともに、資格所持者が当該資格を所持していることを提示・証明できるようにする。 - また、申請者は国家資格に関する手続がオンラインにて完結し、従来行っていた郵送や窓口での手続が不要となる。 - これまでに 21 資格の利用を開始したところであり、引き続き利用開始の可能な資格の拡大を図る。また、本システムの導入により、国・地方全体で見た事務の効率化・合理化を図る観点から、都道府県の経由事務廃止を推進する。 【目標と取組期限】 - 国家資格のオンライン・デジタル化の拡大（令和８年度以降も継続的に） 【担当府省庁】 内閣府 デジタル庁 【関係府省庁】 こども家庭庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	３－６ 技能士資格情報、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードのオンライン、デジタル化 【取組概要】 - 技能士、技能講習について、令和８年３月、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始した。引き続き、その利用の促進を図る。 - マイナポータルを経由した建設キャリアアップシステムと「国家資格等情報連携・活用システム」との情報連携に向けて、システム仕様の検討をデジタル庁及び厚生労働省と連携の下に実施。 【目標と取組期限】 - 厚生労働省：オンラインによる受検申請の割合（令和８年度：10％） - 国土交通省：マイナポータルを経由した建設キャリアアップシステムと国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始。（令和９年度以降） 【担当府省庁】 厚生労働省 国土交通省 【関係府省庁】 デジタル庁
３－７ 引越し手続のオンライン・デジタル化の推進 【取組概要】 - 転出元自治体から転入先自治体へ転出証明書情報を事前通知する令和３年の「住民基本台帳法」（昭和 42 年法律第 81 号）の改正を踏まえ、全市区町村においてマイナポータルから転出届の提出・転入予定市区町村への来庁予定の連絡を可能とする「引越し手続オンラインサービス」を令和４年度から開始した。引き続き、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け、転入時に必要な手続を含めた将来的な完全オンライン化の検討も含め必要な取組を行う。 【目標と取組期限】 - 転入時に必要な手続の将来的な完全オンライン化の検討も含め必要な取組を行う。（令和８年度以降も継続的に） 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 総務省	３－８ 死亡・相続手続のオンライン・デジタル化 【取組概要】 - 遺族の負担軽減、利便性向上と市区町村等における手続の効率化を図るため、令和２年度にデジタル・ガバメント分科会で報告した方針等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。 - 令和３年度中に行われた実証実験等を踏まえて、死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン・デジタル化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行うとともに、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計・開発に関する検討を進める。 - デジタル庁は、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、これまでの検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。 【目標と取組期限】 - 遺族の負担軽減、利便性向上と市区町村等における手続の効率化を図るため、令和７年度中に実施した医療機関・自治体検証を踏まえ、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計・開発に関する検討を進める。（令和８年度中） 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 法務省 厚生労働省

3-9 教育分野でのマイナンバーカード活用 【取組概要】 ・教育分野においても、マイナンバーカードの利便性等についてまとめた教材を関係府省庁で作成し、マイナンバーカードの普及とデジタル・ガバメントの推進を後押しする。また、大学での出席・入退館管理や各種証明書発行等のマイナンバーカード活用の先進事例について周知し、キャンパスのデジタル化を推進する。国立大学法人については、第4期中期目標・中期計画に基づき、デジタル技術やマイナンバーカードの活用状況も確認しつつ、デジタルキャンパス推進を含めた各法人の業務の実績について、国立大学法人制度の中で評価し、運営費交付金の配分に反映する。 【目標と取組期限】 ・キャンパスのデジタル化に向けて上記取組の着実な準備・実施 【主担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 デジタル庁	3-10 民間ビジネスにおける利用の推進・電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化 【取組概要】 ・公的個人認証サービス（JPKI）においては、様々な民間分野で利活用が進み、デジタル社会における安全・便利なオンライン取引が普及している。 ・JPKIを始めとし、マイナンバーカードに搭載されたアプリを活用した本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図るため、手数料の当面無料化、最新の利用者情報（4情報）提供サービス、スマートフォンのマイナンバーカード等、様々な民間分野での利活用を推進する。 ・また、エンタメ分野のチケット不正転売防止や、酒・たばこ販売時の年齢確認サービス、在学証明などのデジタル資格証明など、新たなユースケースを創出する実証実験を行う。 【目標と取組期限】 ・令和8年度においても民間事業者サービスにおけるマイナンバーカードの利活用事例の拡大を推進する。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 総務省
3-11 「犯罪収益移転防止法」等における非対面本人確認方法の原則 JPKI 一本化及び対面本人確認方法の IC チップ読み取りの義務化 【取組概要】 ・金融機関の口座開設時等や携帯事業者との契約の締結時等における厳格な本人確認を実現するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」（平成17年総務省令第167号）の改正による非対面での本人確認方法の見直し（公的個人認証（JPKI）への原則一本化）及び対面での本人確認方法の見直し（マイナンバーカード等の IC チップ付き本人確認書類の提示を受けた上で IC チップ情報を読み取る方法の原則化）について、改正規則の施行に伴い、関係府省庁で改正規則の周知等必要な取組を進める。 【目標と取組期限】 ・金融機関の口座開設時等や携帯事業者との契約の締結時等における厳格な本人確認を実現するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」という。）における本人確認方法の周知等必要な取組を進める。 ・犯罪収益移転防止法（非対面、対面：令和9年4月1日施行） ・携帯電話不正利用防止法（非対面：令和8年4月1日施行、対面：令和9年4月1日施行） 【主担当府省庁】 警察庁 デジタル庁 総務省 【関係府省庁】 金融庁	3-12 運転免許証との一体化 【取組概要】 ・令和7年3月に運用を開始した運転免許証とマイナンバーカードの一体化、マイナンバーカードとの一体化による住所変更手続のワンストップ化、住所地以外での迅速な経由更新及びオンラインによる更新時講習を円滑に運用する。スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証については、警察庁が整備した既存のスマートフォンアプリを活用するなどした具体的な実現方法について検討し、極力早期の実現を目指す。さらに、国際的な互換性を有するモバイル運転免許証の導入については、各国の導入状況や方式、国内のマイナ免許証の普及状況等を参照しつつ、引き続き検討する。 【目標と取組期限】 ・モバイル運転免許証の実現を目指すなど運転免許証とマイナンバーカードの一体化の関連施策の実現に向けた取組を推進する。 【主担当府省庁】 警察庁 【関係府省庁】 デジタル庁

3-13 マイナアプリの実現及び改善を通じたデジタル認証サービスの更なる利活用促進 【取組概要】 ・マイナンバーカードによる本人確認を身近で簡便に実施可能とするため、現在個別に提供しているマイナポータルアプリ及びデジタル認証アプリについて、令和8年夏頃を目途に統合し、「マイナアプリ」として運用を開始する。当該統合により、官民の各種サービスにおける本人確認等を1つのアプリで完結可能とし、利用者の利便性向上及び負担軽減を図るとともに、アプリの構造統合による整備コストの効率化を図る。また、認証基盤としての利用拡大に対応するため、災害復旧が可能な環境整備、セキュリティ強化等の開発・設計及び運用・保守を継続的に実施することで、行政機関及び民間事業者等におけるデジタル認証サービスの更なる利活用を推進する。あわせて、令和9年度中に予定している通知確認機能等の追加を含め、ユーザー体験の向上に資する機能改善を段階的に実施する。 【目標と取組期限】 ・令和8年夏頃に「マイナアプリ」の運用を開始し、利用者負担の大きな削減を実現する。 ・マイナンバーカードによる本人確認を行うための社会基盤として、安定してサービス提供を行う。 ・令和8年度中にデジタル認証アプリサービス申込数累計について1,000 サービス（うち、政府機関からの申込数20）を目指し、5年後には、政府機関における利用申込数100を目指す。 【担当当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】—	3-14 マイナンバーカードのスマートフォン搭載 【取組概要】 ・マイナンバーカードと同等の機能のスマートフォン搭載を目指し、「Android スマホ用電子証明書搭載サービス」を令和5年5月に、「iPhone のマイナンバーカード」を令和7年6月にそれぞれ開始したところ、官民対応サービスの拡充を図る。 ・くわえて、マイナンバーカードによる本人確認等をスマホのみで行えるようにするため、Android 端末について、電子証明書に加え、マイナンバーカードの基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）の搭載を令和8年秋頃に実現することを目指す。 【目標と取組期限】 ・Android 端末への基本4情報等のスマホ搭載を令和8年秋ごろの実現を目指す。その後は「iPhone のマイナンバーカード」に加え「Android のマイナンバーカード」の利用シーンを順次拡大する。（令和8年度以降も継続的に） 【担当当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】総務省
3-15 マイナンバーカードの国外継続利用 【取組概要】 ・令和8年5月に開始された国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請について、その安定的な運用や利用の推進を図るとともに、在外公館に統合端末を設置するためのシステム改修の検討を進める。 ・また、国外転出者向けマイナンバーカードに旧氏及びその振り仮名を記載できるようにするための必要な準備を進める。 【目標と取組期限】 ・在外邦人の円滑なマイナンバーカードの申請を実現するため、令和8年5月に開始された国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請について、その安定的な運用や利用の推進を図る。また、在外公館に統合端末の設置を検討することなどを通じ、マイナンバーカード関連手続の更なる利便性の向上や、マイナンバー制度を活用した円滑な領事業務を推進する。 ・国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載については、令和9年度中をめどに開始することとし、必要なシステム改修等を進める。 【担当当府省庁】総務省 【関係府省庁】デジタル庁 外務省	3-16 次期マイナンバーカードの検討 【取組概要】 ・技術進展に対応してマイナンバーカードの安全性を確保するとともに、国民にとってより利便性が高く魅力的なマイナンバーカードとなるよう、次期のマイナンバーカードのあるべき姿について検討を行った「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめ（令和6年3月）を踏まえ、これまで関係府省庁等とともに、詳細な検討を進めてきたところ。マイナンバーカードの発行・利用に係る多くの関連システムについての対応が必要である点を十分踏まえながら、カード等に用いる技術の詳細などについて、関係府省庁で連携しながら引き続き検討を進め、より強固な暗号方式を備えた安全で利便性の高い魅力あるカードの令和11年度中の導入を目指す。 【目標と取組期限】 ・技術進展に対応してマイナンバーカードの安全性を確保するため、令和8年度以降も次期マイナンバーカードの導入に向けた検討を進めるとともに、令和11年度中を目指し、関連システムに係る対応の必要性を十分に考慮しながら、安全で利便性の高い魅力ある次期マイナンバーカードの導入を実現する。 【担当当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】総務省

3-17 マイナンバーカードに係る広報の強化 【取組概要】 ・ マイナンバーカードの発行から10年が経過し、非常に多くの国民がカードの有効期限を迎えるため、広く国民に引き続き利用いただけるよう、確実なカード及び電子証明書の更新を確保することが課題となっている。 ・ マイナンバーカードは行政のみならず様々な民間サービスでも利用され始めており、マイナンバーカードを「持つ」から「使う」へと意識変容を図る必要がある。 ・ 全業所管府省庁を通じ、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及や、企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を要請する。 ・ また、引き続き、カードを保有するメリットや安全性等はもとより、新たに広がる利活用の方法などについても、国民・自治体・民間事業者に、それぞれ分かりやすく伝えられるよう、マイナンバーカードに係る広報を強化する。 ・ 特に、引き続きマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限を周知し更新手続が円滑かつ確実に行われるように広報を強化するとともに、iPhone・Android両方のスマートフォンへの搭載を広報するとともに、マイナポータルアプリとデジタル認証アプリの統合を踏まえて、スマートフォンで完結できる行政サービスの利便性を国民に対し認知・理解促進に取り組む。 【目標と取組期限】 ・ 令和8年度秋ごろにスマートフォンのマイナンバーカードやマイナンバーカードの利活用に係る広報を強化する。 ・ また、令和8年度中にマイナンバーカードの利活用に係る広報を強化する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 ー	3-18 マイナポータルの利用拡大 【取組概要】 ・ 個人向け行政サービスのオンライン窓口「マイナポータル」の利便性向上及び利用拡大を図るため、機能追加や継続的改善に加え、利用促進及び基盤強化に取り組む。 ・ 具体的には、利便性向上のため、現在、任意の二者間の設定を前提としているマイナポータルの代理人機能（設定することで、任意の代理人が、本人に代わって特定の行政手続や情報参照などマイナポータルのサービスを利用できる機能）について、親権者-子、未成年後見人-未成年被後見人といった法的関係性を確認できる機能を令和8年度に追加するとともに、代理人が利用できる対象手続を順次拡大する。 ・ また、手続のオンライン利用率向上に向け、認知向上、導線設計、利用者体験の改善、動機付け等の観点から総合的な利用促進策を推進する。さらに、技術基盤の強化のため、自治体から住民へのプッシュ型お知らせ配信機能を令和9年3月に実装するほか、外部を含めたAIエージェントでのマイナポータル内のサービスの利用実現に向け、令和9年度中を目途にMCP等の基盤構築を目指す。 【目標と取組期限】 ・ ①マイナポータルでの主要手続完了数の向上を目指す。 ・ ②このため、令和8年度以降、SEO対策や領域別のLP制作、UI/UX改善等を組み合わせた総合的な利用促進策を推進する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 ー
3-19 マイナポータル API の利用拡大 【取組概要】 ・ マイナポータル API について、官民の様々なサービスにおけるデータ利用促進や適切なデータ利用を進め、さらには、デジタルヘルスサービスの拡大も図るため、令和8年度中の電子カルテ情報共有サービスの全国的な運用開始等を踏まえた利用可能な機能や取得可能な情報の拡充や、これに伴う利活用の範囲や審査の適格性を担保するための審査体制の拡充や審査プロセスの改善に取り組む。 ・ 具体的には、多様化するサービス事業者のニーズを踏まえ、関係府省庁と連携し、利用可能な機能や取得可能な情報の拡充に取り組むとともに、新たな認証・情報提供同意への対応等 UI/UX の改善を進め、API を活用したサービスの創出・拡大を促進する。 ・ また、マイナポータル API 仕様公開サイトの充実に加え、サービス事業者向けの PR の機会を設けるなど、積極的な情報発信・周知広報を行い、API を活用するサービス事業者の裾野の拡大を目指す。あわせて、審査期間の短縮・効率化に向け、審査体制の拡充や審査プロセスの継続的な改善に取り組む。 【目標と取組期限】 ・ ①マイナポータル API 活用サービスの拡大を目指す。 ・ ②このため、令和8年度以降、マイナポータル API で利用可能な機能や取得可能な情報の拡充や、UI/UX 改善、事業者向けの積極的な情報発信・周知広報策を推進する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 総務省 厚生労働省 経済産業省	3-20 介護情報基盤の整備やマイナンバーカードの介護保険証利用を始めとする介護情報基盤の活用の推進 【取組概要】 ・ 医療 DX の推進に関する工程表に基づき、介護情報の電子的な共有の仕組みの構築及び介護被保険者証の電子化に向けて、令和7年度は介護情報基盤の整備及び介護情報基盤の情報を閲覧する介護保険資格確認等 WEB サービスの開発を行い、令和8年度から利用を順次開始する。あわせて、介護情報基盤を活用した医療介護間の情報連携に関する検討を進める。 【目標と取組期限】 ・ 介護情報基盤を活用した電子資格確認等について、令和8年度以降順次参加自治体を拡大し、令和10年度から、全国規模での利用を開始する。令和8年度中に、介護情報基盤を活用した医療介護間の情報連携について、情報連携を行う項目等について検討を行う。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁

3-21 出生届のオンライン化 【取組概要】 - 出生届について、両親等が市役所等で対面で手続を行う必要性や紙媒体での提出が子育て世帯の負担となっている課題の解決を図るため、出生届のオンライン化を推進する。全ての自治体において出生届のオンライン化を可能とするため、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン届出を行うことができる環境整備を目指し、令和8年夏頃までに必要な要件定義等を行う。出生証明書については情報連携基盤（PMH）等を介して医療機関から自治体に電子的に提出することを可能とすべく、検討を進める。 【目標と取組期限】 - 両親等が市役所等で対面で手続を行う必要性や紙媒体での提出が子育て世帯の負担となっている課題の解決を図るため、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン提出を行うことができる環境を目指し、システム改修を行う。 【担当府省庁】 デジタル庁 法務省 【関係府省庁】 内閣官房 こども家庭庁 厚生労働省	3-22 地方公共団体の行政手続オンライン化の推進 【取組概要】 - 国民の利便性の向上を図る観点から、子育て・介護に関連する手続を始めとする行政手続のオンライン・デジタル化を推進する。具体的には、先行分野における取組を着実に推進し、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、ほかの分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。また、地方公共団体のシステム改修等の支援により、子育て・介護に関連する手続を始めとする行政手続のオンライン・デジタル化が、全国で急速に進展してきた。引き続き関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。行政手続のオンライン化の推進は、期限を設けず継続的に推進する。 【目標と取組期限】 - 手続のオンライン・デジタル化の推進（令和8年度以降も継続的に） 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 こども家庭庁 総務省 厚生労働省
3-23 フロントサービス API 基盤の構築 【取組概要】 - 行政手続に関する更なる利便性向上や行政機関の業務効率化を目的として、国民等利用者と地方公共団体等の行政機関をつなぐオンライン申請基盤「フロントサービス API 基盤」の構築を進める。 - 具体的には、自治体向けの行政手続オンライン申請システムについて、現行のサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）の後継として、令和8年度中に次期オンライン申請サービスの提供を開始する。同サービスにより、マイナンバーカードの活用や公共サービスメッシュ等との連携により自治体保有の氏名・住所等の情報を申請書に自動転記する機能及び自治体職員が申請者等に対してオンラインで補正依頼や処分通知等の文書を発出する機能等を整備する。 【目標と取組期限】 - 申請書に転記する機能を活用したオンライン申請の対象手続件数：令和8年度までに17手続 - フロントサービス API 基盤を活用したオンライン申請サービスの本格運用：令和8年度内 - 民間事業者や市区町村が提供するオンラインサービスとの API 連携の拡大：令和12年度まで 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	3-24 Gビズポータルの構築・運用 【取組概要】 - 事業者向け行政手続及び補助金の検索・申請準備等ができる行政サービス「Gビズポータル」について、利用者の意見も踏まえながら、令和7年度に構築した実証版の機能を拡充しつつ、手続の検索・申請準備のみならず、申請後の審査状況の確認機能等を整備した上で、令和8年度中の正式版の提供開始を目指す。 - 既存機能の向上として、地方公共団体の補助金等についてもGビズポータル上での検索を令和9年度以降に可能にするとともに、電子ロッカー機能においては、利用者が契約する各種 AI アプリ等を経由したアクセスを可能にするための基盤構築の検討を令和9年度に行い、書類の作成・更新・確認における官民の事務負担を大幅に軽減できる姿を目指す。また、新規機能の整備として、利用者の属性に応じた通知・お知らせ機能を令和9年度中に設け、利用者の利便性向上を図る。あわせて、利用促進に向けた活動として、平素から重要な許認可書類等を電子ロッカーに格納しておくことにより、災害時の書類滅失対策になることや、事業継承等もスムーズになることを周知するとともに、手続ジャーニー機能においても、法人設立時の手続等にとどまらず、国・自治体のコンテンツを令和8年度以降も充実させていく。 - くわえて、今後の利用数増加を見越して、より多くの申請用途で安全なファイルのやりとりを電子ロッカー上で行えるよう整備するとともに、利用頻度の低いストレージ領域のコスト削減を始めとしたシステム維持コストの最適化も検討する。Gビズポータルの利用拡大及び認知向上に向けて、関係府省庁や自治体での活用や、関係団体と連携し体験会の開催といった普及促進に努める。 【目標と取組期限】 - 令和8年度中にGビズポータル正式版を構築し、事業者が行政手続を行う際に手続情報の取得や申請準備を円滑に行えるよう支援する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —

3-25 事業者手続サービスの環境整備・国民向けサービス全体の最適化 【取組概要】 ・事業者向け行政サービスにおいて、申請のみならず手続の検索や準備、書類の再活用等も含めたプロセス全体の最適化を進めるため、利用体験・共通機能・手続処理の3つの軸から、AIの活用も検討しつつ、利用者の利便性向上と効率的なシステム開発・運用の両立の実現をする。その全体最適においては、利用者の入り口としてのGビズポータルを起点として、事業者向け手続の一連のプロセスのサポートに向けたシステム間の分掌を整理し、認証や署名、通知といった共通化すべき機能を特定して活用する仕組みを画策し、J グランツや e-Gov 等のデジタル庁のシステムを始めとする、各府省庁・自治体の事業者向けの手続システムとの円滑な連携を検討し、実装へ導く。特に、Gビズポータルでの補助金検索からJ グランツの申請ページに遷移する連携に加えて、令和8年度以降、J グランツで確認していた通知や審査状況を、Gビズポータルで一括して確認可能になるといった連携強化を推進し、申請から審査完了までの一連の過程での事業者のみならず、士業者といった関係者及び行政の利便性向上を図る。 ・令和9年度以降は、J グランツ及び e-Gov 等に加えて、各府省庁等が独自に運営する事業者向けの手続システムとの連携拡大を検討・推進することで、事業者が書類準備から申請後までの一連の手続プロセスを、Gビズポータルを起点として一気通貫にオンラインで行うことができる環境を順次整備し、事業者等の行政手続に関する負担を軽減する。 【目標と取組期限】 ・令和8年度以降、J グランツとの連携を強化し、GビズポータルでのJ グランツの通知や審査状況の確認機能を構築する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	3-26 法人共通認証基盤（Gビズ ID）の利用拡大 【取組概要】 ・事業者等が1つのIDPWで様々なサービスにログインできる認証基盤「Gビズ ID」について、原則全ての行政手続で採用するという従来方針を継続し、各省庁と連携して接続システム数の拡大を図る。あわせて、令和8年7月には商業登記電子証明書との連携を実施するとともに、商業登記電子証明書等を活用したアカウント発行時の利用者体験の向上策についても検討を進める。 ・民間サービスとの連携については、令和7年度に実施した実証の結果やデジタルエコシステム官民協議会における検討を踏まえ、令和9年度以降の実現を目指して必要な運用設計及びシステム改修を行う。事業者向け手続では、法人単位でなく事業所等単位での手続も多くあることから事業所等への認証機能の提供方法について、関係府省庁へヒヤリングを実施し、実現可能性について検討を進める。なお、利用者及び接続サービスがGビズ IDを安心して安定的に使えるよう、認証時の不正アクセスを検知・集計可能なログ機能・通知機能の実装等、必要な措置を講ずる。 【目標と取組期限】 ・法人の80%がGビズ IDを取得（令和12年度）。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
---	--

3-27 商業登記電子証明書の普及等 【取組概要】 ・ 商業登記電子証明書のリモート署名方式「商業登記リモート署名」（リモート署名とは、電子証明書と署名鍵を安全なクラウド環境に保管して、オンラインで電子署名を行うことができる方式）を令和8年7月に導入し、利用者がより安全により便利に商業登記電子証明書を利用できるようにする。事業者向け行政サービスとの連携を拡大するとともに、UI/UXの改善を通した利用体験の向上に取り組む。 ・ リモート署名システムの連携先はGビズIDの接続先サービスである行政サービスに限られる予定であるところ、民間サービスとの連携について、GビズIDの民間サービスとの連携に関する検討状況を踏まえつつ、課題整理に着手する。 ・ 商業登記電子証明書の発行等を行う電子認証システム（リモート署名システムを含む。）について、相互認証を行っているGPKIブリッジ認証局の暗号強度の基準変更に伴う対応として、令和12年度までに新暗号（楕円曲線暗号を用いたデジタル署名アルゴリズムであるECDSAを想定）に対応することを目指すとともに、同時期でのコスト削減のためのモダン化の実現に向けた課題整理を行い、具体的なシステム設計・開発に関する検討を進める。 【目標と取組期限】 ・ 電子認証システムの新暗号移行（令和12年度）。 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 法務省	3-28 事業者向け行政手続・補助金の電子申請対応 【取組概要】 ・ デジタル庁の調査ツールであるDXSを通じて継続的に実施している、各府省庁における行政手続及び補助金の調査について、補助金調査に関しては財務省の協力も得ながら、生成AIを活用し、令和8年度でも実施する。自治体等への補助金及び自治体等を経由する補助金についても把握を進める。 ・ これまでの調査結果を踏まえ、生成AIを活用し、Gビズポータルへの情報掲載の継続を図り、添付書類や申請様式等の把握を含めた手続情報のデータベース化を推進するとともに、調査対象の拡充や情報の精度向上にも継続的に取り組む。整備した手続データベースを基盤として、事業者向けの情報発信の充実や電子申請化の推進、横断的な情報検索・活用できる仕組みの整備等、関連する各施策と連携しながら、事業者がデジタルで円滑に手続を行える環境整備を一層推進する。 【目標と取組期限】 ・ DXSにより整備される行政手続・補助金データベースを活用し、Gビズポータル（事業者向けポータル）への掲載の拡充及び利用促進を図るとともに、GビズID、Jグランツ、Gビズポータルの電子ロッカー機能等の共通機能の活用を推進する。これにより、事業者の利便性の向上及び各府省のシステム運用コストの削減を目指す。 具体的には、令和8年度末に予定しているGビズポータルの実証版から正式版への移行に際して、補助金情報の掲載の網羅性を高めるとともに、正式版リリース後は、Gビズポータルの展開と足並みをそろえつつ、共通機能を採用する手続の拡大を図る。 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
3-29 Jグランツの利便性向上 【取組概要】 ・ 事業者向け補助金について電子申請への対応を原則とする既存の方針を踏まえ、国費が活用される補助金について、国が執行するものに加え、自治体を経由して執行されるものも含め、Jグランツを利用して電子申請に対応できるよう必要な環境整備を進める。 ・ 補助金事務局の利便性向上に向け、AIを活用し、Jグランツの導入支援を行うとともに、審査業務効率化に向けた不正受給対策機能の整備等を行う。また、地方公共団体が利用するLGWAN環境への対応や、Gビズポータル等の外部システムとの連携を検討する。 【目標と取組期限】 ・ 令和8年度目標として、Jグランツに掲載されている補助金数を1,800件にする（国・地方自治体含む）。 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	3-30 電子カルテ情報の共有、電子カルテの普及等 【取組概要】 ・ 令和7年度に策定したクラウドネイティブ型等の要件の電子カルテの標準仕様を踏まえ、令和8年度中に標準仕様準拠の電子カルテの認証制度を構築し、認証製品の普及を図っていく。現在開発中の標準型電子カルテ（導入版）については、令和8年度の完成、令和9年度からの診療所への導入を目指す。歯科電子カルテについても、同様に令和8年度から標準仕様の策定を進め、普及等を目指す。 ・ 電子カルテ情報共有サービスについては、令和8年度中に、全国的な運用を開始する。あわせて、政府の医療DXサービスに対応する電子カルテの普及を進める。令和9年度以降は、運用状況を踏まえた改善を図りつつ、共有可能な情報の拡大（医療介護の連携、歯科医療機関や薬局が有する情報の活用等）やマイナポータルを活用した利便性向上に係る検討を進め、全国医療情報プラットフォームの機能拡充等に取り組む。 【目標と取組期限】 ・ 令和8年度中に、標準仕様に準拠する電子カルテの認証制度の構築を目指す。 ・ 令和8年度中に、標準型電子カルテ（導入版）の開発及び改修を行い、令和9年度より診療所への導入を目指す。 ・ 令和8年度中に、電子カルテ情報共有サービスの全国的な運用開始を目指す。 ・ 令和10年度までに、電子カルテ未導入の200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く）について電子カルテ普及率100%を目指す。 ・ 令和12年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。 【担当当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁 内閣官房

3-31 マイナンバーカードと健康保険証の一体化 【取組概要】 - 令和7年12月1日をもって全ての健康保険証の有効期限が満了となり、以降はマイナ保険証が資格確認書を利用して医療機関等を受診することとなった。マイナ保険証は医療DXの基盤として、健康・医療情報に基づいたより良い医療の提供に資するものである。スマートフォンのマイナ保険証として利用可能な医療機関等も順次拡大しており、今後もそのメリットは更に充実していく見込みである。患者の皆様が円滑に医療機関等を受診できる環境の整備を図る観点から、受診方法等の周知や、スマートフォンのマイナ保険証が利用できる施設の増加、利便性が向上した次期顔認証付きカードリーダーの導入支援等を通じて、令和8年度中も引き続きマイナ保険証のさらなる利用率向上（令和8年3月時点で67.21%）に取り組む。 【目標と取組期限】 - マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行及びマイナ保険証の利便性の向上に向けた取組の推進 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁	3-32 マイナポータルを活用した指定難病・小児慢性医療費助成の申請手続の電子化及び匿名指定難病患者データ・匿名小児慢性特定疾病児童等データに関するデータベースの活用促進 【取組概要】 - 令和7年度にマイナポータルのびったりサービスにおいて、指定難病や小児慢性特定疾病の医療費助成の申請手続の標準様式をリリースしたが、指定難病患者や小児慢性特定疾病患者等の更なる負担軽減のため、令和8年度以降にマイナポータルの改修項目・内容、普及のあり方について検討し、利便性を高めたマイナポータルでの申請手続の実現を目指す。また、匿名指定難病患者データ及び匿名小児慢性特定疾病児童等データについて、令和7年度にはほかの公的データベースとの連結解析用のデータの提供を可能とした。引き続き、データの提供先の拡大及び速やかなデータ提供を実施しつつ、仮名化による情報提供等、データベースの更なる利便性向上に向けた方策を検討する。 【目標と取組期限】 - 令和8年度以降にマイナポータルの改修項目・内容、普及のあり方等の検討を行い、利便性を高めたマイナポータルでの申請手続の実現を目指す。 - 引き続き、匿名指定難病患者データ及び匿名小児慢性特定疾病児童等データの提供を行いつつ、「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）の施行に向け、令和8年度から仮名化による情報提供に向けた検討を行う。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁
3-33 病院の情報システムのクラウド化 【取組概要】 - 病院の情報システムについては、物価高騰や人件費の上昇が続く中で、更新や維持管理に要する費用が増加している。そのため、費用上昇の抑制やサイバーセキュリティの向上を図るとともに、生成AIなど最新技術を活用しやすくするため、現在のオンプレ型のシステムを刷新し、モダン技術を活用したクラウド型システムに移行していくことを目指す。具体的には、大病院を含む医療機関の情報システムのクラウドネイティブ化に向けて、電子カルテ・部門システムの連携のための標準インターフェースの策定を進めるとともに、大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ、部門システムの）一体的・集中的な開発・普及支援を行う。 【目標と取組期限】 - 令和12年までに、大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）が開発・提供される環境を整備する。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁	3-34 診療報酬改定DX 【取組概要】 - 共通算定モジュール（診療報酬算定と患者の窓口負担金計算を行うための全国統一の共通的な電子計算プログラム）については、令和8年6月の診療報酬改定から本格運用し、順次利用が開始されている。今後、その一層の普及に向けて、周知広報等に取り組む。 - また、共通算定モジュールの追加機能として、レセプトの作成・請求をできるようにする請求支援機能について、令和8年度を目途に設計・開発を進め、令和9年度からモデル事業等を実施した上で、令和10年度の診療報酬改定後の請求に併せて運用開始を目指す。 【目標と取組期限】 - 共通算定モジュールの利用の一層の普及 - 令和10年度の請求支援機能の運用開始 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁

3-35 オンライン診療その他の遠隔医療の推進 【取組概要】 - 遠隔医療のうちオンライン診療については、「医療法」（昭和23年法律第205号）の改正により、必要な規定が設けられ、新たな医療提供の場としてオンライン診療受診施設が定義された。令和8年度はオンライン診療受診施設の活用含む様々な受診の場についての情報収集、課題の抽出と整理を行い、事例集等を作成する。また、引き続きオンライン診療等に関するエビデンスの収集や構築を行う。 【目標と取組期限】 - 遠隔医療整備事業でオンライン診療導入の補助の実施 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —	3-36 医療分野のデジタル行財政改革事項 【取組概要】 - デジタルの力を積極的に活用して、患者一人一人により質が高く、効率的な医療を提供できるようにしていくため、令和7年7月夏に行った電子処方箋の目標の見直しを踏まえ、電子カルテ/電子カルテ情報共有サービスと一体的な導入を進めつつ、電子処方箋の導入促進等の取組を推進するとともに、保険制度下における処方箋について、速やかにおおむねすべての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されるよう取り組む。また、データ利活用の基盤となる医薬品コードの整備を更に進めるため、医療保険分野で使用されているコードに加え、物流分野のキーコード等も含む公的なデータベースの構築を進める。 【目標と取組期限】 - 保険制度下における処方箋について、速やかにおおむね全ての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指す。 - 患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備する全ての医療機関への導入を目指す。 - 電子処方箋利用者のUX向上による利用促進を目的として、マイナポータルを活用した電子処方箋の薬局への事前送付の方策について、令和8年度中に必要な検討を行い、結論を得た上で、令和9年度以降に必要なシステム改修を行う。 - 令和8年度中に、データベースの要件定義・基本設計、登録や外部マスタ運用ルールの整理等を行い、令和9年度以降に設計内容の詳細化・実装、テストを行い、令和10年度の公開を目指す。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 内閣官房
3-37 医療等分野における電子署名基盤の整備 【取組概要】 - 電子処方箋を含む医療DXの推進に合わせて保健医療福祉分野における公開鍵基盤（HPKI）の継続的な安定稼働及びさらなる普及に向けて検討を進める。 【目標と取組期限】 - 暗号技術検討会及び関連委員会（CRYPTREC）の暗号強度要件に関する設定基準において定められたセキュリティ基準に令和12年以降も適合するよう新たな暗号化方式への移行を進める。 また、HPKIのさらなる普及を図るため、利用申請者が紙媒体等での申請に加え、マイナポータル経由でのHPKI電子証明書の発行・更新申請を可能とし、UI/UX等の改善を行う。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁	3-38 マイナナンバーカードを活用した救急業務の円滑化 【取組概要】 - 現状の救急活動における傷病者の情報聴取は、主に口頭にて行われているが、傷病者本人が既往歴や受診した医療機関名等を失念していることや、家族等関係者が傷病者の情報を把握していないこともあり、救急隊が病院選定等を行う上で課題となっている。 - そのため、救急隊が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（マイナ救急）により、救急活動の円滑化を図っており、令和8年4月より、スマートフォンのマイナ保険証利用への対応を開始している。 - 今後は、マイナ救急の実施環境を引き続き整備するため、厚生労働省で構築を進めている救急医療情報連携プラットフォーム（救急隊が傷病者情報を複数の搬送先候補医療機関と迅速かつ安全に共有できるプラットフォーム）にマイナ救急で得られる受診歴などの情報を連携させるための取組等を推進する。 【目標と取組期限】 - 救急医療情報連携プラットフォームとマイナ救急の情報を連携するためのシステム改修に向けた要件の整理、仕様書の作成（令和8年度） 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 デジタル庁 厚生労働省

3－39 救急時における医療機関への医療情報共有 【取組概要】 - 救急医療の現場において、意識障害等により同意取得が困難な場合にも、救急患者を受け入れる医療機関に対して、レセプト情報を基にした薬剤情報や診療情報等の共有を可能とし、より安全で効果的な医療を提供できるようにマイナ保険証を活用した仕組みを構築し、令和6年12月から提供を開始している。 - 救急時にはマイナ保険証を所持していない場面も想定されるため、マイナ保険証以外の仕組みや扱う医療情報の拡大について検討を進めていく。 【目標と取組期限】 - 電子カルテ情報共有サービスから連携される臨床情報等の扱う情報の追加といったさらなる利便性向上に向けた一部機能の開発及び情報拡充の検討を進める。 【主担当府省庁】厚生労働省 【関係府省庁】—	3－40 マイナポータル API 接続による健診等情報の利活用 【取組概要】 - 個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR：Personal Health Record）について、民間 PHR サービスの適正かつ効果的な利活用を進めるため、総務省、厚生労働省及び経済産業省では、民間事業者に必要なルールの在り方等を継続的に検討しており、令和3年度には「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を策定し、令和7年4月に「PHR サービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」として改定を行った。 - 事業者がマイナポータル API を通じ、健康・医療データを取得する際には、当該指針の遵守を必須とし、API 連携に当たる審査項目にも活用している。引き続き関係府省庁と協力しながら、ルールや運用のあり方等を検討し、PHR サービスの普及展開を図っていく。 【目標と取組期限】 「PHR サービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守し、マイナポータル API 連携が認められた事業数（令和9年度までに50社） 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】デジタル庁 厚生労働省 経済産業省
3－41 民間の PHR 事業者団体と連携しライフログデータの標準化等を通じた PHR の利活用促進 【取組概要】 - 民間 PHR 事業者団体である「PHR サービス事業協会」等とも連携し、個人が生涯にわたり自身の PHR を予防・健康づくりに活用できるようにするためデータ標準化等の環境整備を行う。くわえて、主に介護予防・多職種連携の分野における PHR 利活用促進に向け持続可能なサービス提供モデルの構築を行う。 【目標と取組期限】 - 保管期限が最大5年であるマイナポータルのデータについても、民間の PHR サービスを通じて個人が生涯にわたり活用できるようにするため、マイナポータル API 連携事業者数が令和9年度までに50社となることを目標値とする。 【主担当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】総務省 厚生労働省	3－42 医療高度化に資する PHR データ流通基盤の構築 【取組概要】 - 昨今、個人の日々の活動から得られるライフログデータを含む PHR データを取得・分析し、その人の健康増進等に役立てるサービスが一般的に普及したことで、蓄積された信頼できる PHR データの利活用が可能となっている。このような PHR データを利活用することで医療の高度化に資するとの期待があるが、現状、医師が患者の PHR データを入手するための技術的な仕組みがない。 - こうした状況を踏まえ、令和5年度から令和6年度にかけて、PHR データを医療現場での診療に活用すべく、各種 PHR サービスから医師が求める PHR データを取得するために必要なデータ流通基盤の構築に必要な検証等を行い、令和7年度から令和9年度にかけて、このデータ流通基盤を改良・高度化することにより、医療・健康サービスの向上、効率化を目指す。 【目標と取組期限】 - 第1期事業（令和5年度～令和6年度）で開発した PHR データ流通基盤を活用し、第2期事業（令和7年度～令和9年度）地域の医療・介護連携等におけるライフログデータを含む PHR データ活用のフィールド実証を実施し、有効なユースケースを創出するとともに、そのユースケースに関するクリニカルパス（より質の高い医療の提供を目的とした PHR データを活用した治療・検査に関する工程表）の策定・検証を行う。 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—

3-43 医療等情報の二次利用 【取組概要】 ・医学・医療分野のイノベーションを進め、国民・患者にその成果を還元するため、医療等情報の二次利用を適切に推進する必要がある。令和7年12月には「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）が成立し、今後、厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（公的DB）の仮名化情報の利用・提供、電子カルテ情報共有サービスで共有される情報の二次利用等が可能となる。令和7年度は公的DBのデータを一元的かつ安全に利用・解析できるクラウドの「情報連携基盤」と「電子カルテ情報データベース（仮称）」の構築に向けた調査設計事業を行い、仕様書・要件定義書を作成したほか、データの利用申請受付や審査等を一元的に行う体制の整備に向けて検討した。令和8年度以降、令和10年度の法施行に向けたシステム開発、運用体制整備の検討を行う。 ・また、令和7年6月に閣議決定された「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」等に基づき、令和7年9月から「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」において、患者の権利利益を適切に保護しつつ、医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組みの検討が進められており、令和8年1月には中間まとめがなされた。今後は、引き続き、ゲノムデータや画像情報等の加工困難な情報の利活用、医療等情報の収集等に係る一定の強制力やインセンティブ、医療等情報を横断的に解析可能とする患者識別子、本人同意に依存しないオプトアウトによる在り方等を含めて、検討を行う。 【目標と取組期限】 ・システム構築、運用体制整備の検討を行いながら、令和10年度頃を目途に、情報連携基盤等の稼働状況や利活用実績等の目標を設定していく。 ・「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」において令和8年夏目途に議論の整理を行い、必要とされた措置内容が法改正を要する場合には、令和9年通常国会への法案の提出を目指す。 【担当府省庁】 厚生労働省 内閣府 【関係府省庁】 デジタル庁 こども家庭庁	3-44 G-MISの改修等 【取組概要】 ・医療機関等情報支援システム（G-MIS）は、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、医療機関等における空き病床や医療物資の状況に係る情報を迅速に収集するべく構築された。今後は新興感染症対策のみならず、地域における効率的で質の高い医療提供体制構築の支援に資するシステムとして運用していくために各種報告・調査の実施を行うとともに、必要な機能追加を柔軟かつ効率的に実施できるよう次期システムの構築に向けて、令和7年度には現行システムの課題整理及び一部の要件等の検討を行った。それを踏まえ令和8年度には、次期システム構築に係る要件定義を行う。 【目標と取組期限】 ・令和8年度には次期システム構築に係る要件定義を行う。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —
3-45 予防接種事務のデジタル化 【取組概要】 ・予防接種事務のデジタル化については、令和7年度まで一部の自治体における実証事業により課題検証等を行い、令和8年6月から、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム及びマイナポータル等を活用し、従来紙で行っていた予診票の記入、接種対象者の確認、接種勧奨の通知・接種記録の送付等の各種事務をデジタル化し、自治体、医療機関及び住民の間で予防接種に関する情報を安全に交換できる仕組みを構築したところ。自治体、医療機関及び住民の利便性をより一層向上できるよう必要な検討や後続開発を行いながら、自治体システムの標準化の取組状況を踏まえ、全国展開をしていく。 【目標と取組期限】 ・自治体システムの標準化の取組方針を踏まえ、令和10年度を目途に、全国の自治体及び医療機関におけるデジタル化導入実績や、住民の個人番号カードを用いたオンライン対象者確認利用率の目標を設定していく。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁	3-46 予防接種記録及び副反応疑い報告に係る匿名データベースの整備並びに予防接種記録の疫学調査等への活用の検討 【取組概要】 ・令和8年6月に予防接種データベースを構築し、予防接種の実施状況や副反応疑い報告に係る情報等を匿名化した上で利用することを可能とするとともに、ほかの公的データベースと連結した利用を可能としたところ。当該データベースを活用し、予防接種の有効性・安全性に関する調査・分析を迅速かつ確に行うとともに、第三者に対する情報提供を令和10年度以降に開始できるよう必要な検討を行う。また、情報の仮名加工化等、データベースの更なる利便性向上に向けた方策を検討する。 【目標と取組期限】 ・予防接種データベースに格納されたデータの第三者提供については、令和10年度以降に開始できるよう必要な検討を行う。また、「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）の施行に向け、令和8年度から情報の仮名加工化に係る検討を行う。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —

3-47 自治体検診事務のデジタル化 【取組概要】 - 自治体検診は、現状、紙を中心とした運用となっており、住民の手間や事務的なコストが発生している。これらの課題の解決を図るため、調査研究事業を行い、この結果を踏まえ、希望する複数の自治体において、情報連携基盤（PMH）、マイナポータル及び自治体の健康管理システムを活用し、検診実施機関（医療機関を含む。）において、タブレット、PC等を用いた実証を行う。実証を通して、自治体検診情報のデータ連携、マイナポータルの活用における課題や対応策を検討し、令和11年度からの全国展開を目指す。 - これにより、自治体と医療機関を含む検診実施機関間で情報がスムーズに共有され、自治体検診による疾病の早期発見を通じた疾病の早期治療や重症化予防につながる。 【目標と取組期限】 - 情報連携基盤（PMH）を活用した検診情報の自治体間連携システムを活用して、令和8年度に希望する自治体において先行的に運用を行い、令和11年度からの全国展開を目指す。 【担当当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁	3-48 医療費助成の受給者証や診察券とマイナンバーカードの一体化 【取組概要】 - これまで患者が法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独で設けた医療費等の助成制度を利用するためには、紙の受給者証を医療機関等に提示することが必要であったが、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携基盤である Public Medical Hub (PMH) を利用し、マイナ保険証1枚で公費負担医療等を受けられるよう取り組む。 - 具体的には、令和7年度までに累計622自治体が参加しているPMHの医療費助成分野における先行実施事業について、令和8年度においては、新たに原子爆弾被爆者に対する医療の給付等を対象制度に追加するためのマスタ整備・周知に取り組むとともに、全国規模での導入に向け参加自治体が1,400団体程度（都道府県は全都道府県）となることを目指し、取組を進める。令和9年度以降も、未導入となる自治体や制度について、導入に向けた課題を整理し、早期の導入を進めるとともに、PMHに対応する医療機関等（令和7年度末時点で69,474施設）の更なる拡大に取り組む。 - また、医療機関の診察券とマイナンバーカードの一体化を推進し、患者が医療DXのメリットを感じられるよう、対応する医療機関（令和7年度末時点で4,461施設）の更なる拡大に取り組む。 【目標と取組期限】 ＜受給者証とマイナンバーカードの一体化＞ 令和5年度：情報連携基盤の整備と先行実施事業の開始 令和6年度・令和7年度：情報連携基盤の機能拡充と先行実施事業の参加自治体・医療機関等の拡大 令和8年度：全国規模での導入を目指す ＜診察券とマイナンバーカードの一体化＞ 好事例の周知と普及のための支援 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 こども家庭庁 厚生労働省
3-49 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供 【取組概要】 - 介護サービスの利用者が、適切なサービスを選択できるよう、事業者選択に当たっての支援の観点から、事業者に対して介護サービス情報の公表を義務付けるとともに、公表のための介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、利用者・家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修等を実施。引き続き、使いやすいUIへの改修等、利用者である国民の利便性の向上を図るためのシステム改修に取り組む。 - 事業者が都道府県に経営情報を報告するため、介護サービス情報公表システムのサブシステムとして、介護サービス事業者経営情報データベースシステムを運用。事業者から報告されたデータについて分析し、適切な報告が行われるよう、事業者が使用しやすいUIへの改修の実施等の必要なシステム改修を進める。 【目標と取組期限】 - 令和9年度末を目途に、介護サービス情報公表システムにおける利用者等の適切な介護サービスの選択に資するための情報の充実や、介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける事業者からの適切な報告実施等にかかる機能改修を実施していく。 【担当当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —	3-50 診断書等の電子的な提出 【取組概要】 - 医療機関で発行し、国や自治体等に提出する多様な診断書等について、患者や家族の負担を軽減するため、医療機関から電子的に発行し、かつ提出先まで電子的に送達するための仕組みの構築について必要な検討等を行う。これまで、自治体が実施する予防接種の際に用いる予診票について、自治体に対して電子的に提出できる仕組みを構築するとともに、対象となる診断書等を順次拡大すべく、必要な検討を行ってきた。令和8年度以降も、引き続き、多様な診断書等において共通して利用可能な汎用性の高い仕組みについて検討を進め、必要なシステム開発等を行う。 【目標と取組期限】 - 具体的なシステムの設計・開発や、対象となり得る診断書等の精査を行いながら、患者本人等の負担軽減の状況や利活用実績等の目標を設定していく。 【担当当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁

3－51 次の感染症危機に備えた更なるデジタル化 【取組概要】 ・発生届の入力業務の負担軽減を図るため、電子カルテと発生届の連携について、引き続きシステム構築に向けた要件の整理等を行い、仕組みの具体化の検討を進める。 ・感染症の科学的知見の創出や医薬品等の研究開発に資する臨床研究に必要な臨床情報等を収集するため、感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業において、令和6年より臨床情報の自動抽出システムを一部の医療機関に実装化するための整備を行い、順次進めている。令和8年度は引き続き対象医療機関との連携体制を維持し、検証を進める予定。 ・各種手続のデジタル化について、令和5年度に業務負担等に関して自治体へ調査を行い、令和6年度からは自治体等へのヒアリングや具体的な手法の検討を行っており、令和8年度も引き続き検討を進める。 【目標と取組期限】 ・システムの構築に向けた既存システムとの連携等における課題の把握や実態調査など必要な取組を行う。 【担当当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —	3－52 全国がん登録におけるシステムの機能強化 【取組概要】 ・がん登録制度について全国がん登録データベース及びがん登録オンラインシステムの運用保守や改修等を行う。 【目標と取組期限】 ・「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）の施行（令和10年12月まで）に向け、匿名化情報の連結解析や仮名化情報の利用・提供等に向けた検討・システム改修を行う。 【担当当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —
3－53 AIを活用した救急隊運用最適化 【取組概要】 ・救急自動車による現場到着所要時間は延伸傾向にあるため、AIを活用した救急隊運用最適化による現場到着所要時間の短縮を図る研究開発を推進している。 ・令和6年度までにAIを活用した救急隊運用最適化手法を完成させ、オンライン説明会を実施し、消防本部における積極的な導入を促している。 ・令和8年度は、予測精度の向上によるAIを活用した救急隊運用最適化システムの高度化の実施、令和7年度に引き続き導入を促すととともに、希望する消防本部に対し技術サポートを行う。 【目標と取組期限】 ・消防本部におけるAIを活用した救急隊運用最適化を推進するため、DXカタログによる技術の紹介、全国の消防本部への説明会の実施、展示会の出展、広報誌への掲載等を行うとともに、導入希望の消防本部からの要請に応じて、技術サポートを実施する。 【担当当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	3－54 介護分野のデジタル行財政改革事項 【取組概要】 ・デジタルの力を積極的に活用して質の高い介護サービスを効率的に提供するため、令和7年度までに、介護テクノロジーの導入補助、定着支援まで含めた伴走支援、生産性向上推進体制加算の取得促進等、生産性向上を進める支援を実施してきた。それにより、介護テクノロジーの分野別導入割合は令和4年度と比較して増加するなど、生産性向上の取組について一定の進捗がみられたところ。また、介護現場の生産性向上に係るKPIの進捗状況について、事業所や自治体へのフィードバックを通じてその取組を進めていくため政策ダッシュボードにより「見える化」しているところ。令和8年度も引き続きこうした取組を通じて、テクノロジー等を活用した職員の業務負担の軽減や職場環境の改善を推進していく。 【目標と取組期限】 ・「基盤・環境の整備」、「活用」、「効果の創出」の各段階で構造的なKPIを設定し、結果に応じて適時適切に必要な対応を講ずることにより、令和22年に向けて介護職員の離職率の低下や人員配置の柔軟化などの効果の創出を目指す。 （例） 【基盤・環境の整備】 ○ICT・介護ロボット等の導入事業者割合（令和11年：90%） ○デジタル（中核）人材育成数（令和11年：10,000名） 【基盤・環境の活用】 生産性向上の効果（全介護事業者） ○1ヶ月の平均残業時間の減少（令和11年：前回数値より減少又は維持） ○有給休暇の取得状況（年間平均取得日数）（令和11年：10.9日） 【効果の創出】 ○年間の離職率の変化（全介護事業者）（令和11年：15.0%） ○人員配置の柔軟化（老健、特養、特定）（令和11年：8.1%） 【担当当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 内閣官房

3－55 自立支援医療等の申請手続等のオンライン化調査研究事業 【取組概要】 ・「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）等を踏まえ、医師の診断書の提出も含めマイナポータルによる申請を可能とすることについて検討するとともに、地方公共団体に対する調査を行い、オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止についても検討し、令和8年中に結論を得ることとしているため、オンライン化の実現方式の検討を行う調査研究事業を行う。 【目標と取組期限】 ・医師の診断書の提出も含めマイナポータルによる申請を可能とすること及びオンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について検討を行い、令和8年中に結論を得る。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁	3－56 介護保険事業者・介護支援専門員及び業務管理体制データ管理システム 【取組概要】 ・各都道府県における介護支援専門員登録事務及び介護保険指定等事務の円滑化を支援するため、安定的にシステムの運用・保守を行う。また、現在の稼働基盤である第二期政府共通プラットフォームが令和10年度末にサービス終了となり、ガバメントクラウドへ移行することから、令和8年度の制度改正に伴う改修を踏まえつつ、現行システムを更改するための業務要件の見直し、移行要件を満たすシステム構成の再検討等を行う。 【目標と取組期限】 ・令和10年度末までに、制度改正を踏まえたシステム改修及びガバメントクラウドへのシステム移行を行い、各都道府県における安定的なシステムの運用・保守の継続を可能にする。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —
3－57 医療機関等におけるDX・業務効率化の推進 【取組概要】 ・生産年齢人口が減少し、医療従事者の確保がますます困難となる2040年に向けて、限られた資源で質の高い効率的な医療提供体制を構築するため、医療機関の業務効率化・勤務環境改善による生産性向上を進める必要がある。厚生労働省においては、令和7年度補正予算で措置した、ICT機器等の導入を通じた医療分野における業務効率化・勤務環境改善の支援（国費200億円、都道府県100億円）等を着実に実施する。 ・また、地域医療介護総合確保基金に新たな事業区分を設け、医療機関の業務効率化・勤務環境改善を継続的に支援することや、業務効率化・勤務環境改善に計画的・積極的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定する仕組みの創設等を含む「健康保険法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第31号）が第221回特別会において成立したところであり、財政面と制度面から推進を図る。 【目標と取組期限】 ・令和22年に向けて、医療機関の業務効率化・勤務環境改善に向けた継続的な支援を通じ、医療従事者の時間外労働の縮減等を図り、限られた資源で質の高い効率的な医療提供体制の構築を目指す。 （例） 令和11年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を1,410時間にする（現状は1,860時間）。 令和11年度までに、令和9年度比で、看護職員の月平均超過勤務時間の削減を目指す（現状は5.1時間）。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —	3－58 業務管理体制の整備に関する届出システム 【取組概要】 ・介護サービス事業者及び都道府県等が行う業務管理体制の整備に関する届出事務の円滑化を支援するため、安定的にシステムの運用・保守を行う。また、現在の稼働基盤である第二期政府共通プラットフォームが令和10年度末にサービス終了となり、ガバメントクラウドへ移行することから、「介護保険事業者・介護支援専門員及び業務管理体制データ管理システム」との連携方式再編に関する検討及びガバメントクラウド移行に向けた要件定義や仕様書等の作成について検討を行う。 【目標と取組期限】 ・令和10年度末までにガバメントクラウドへのシステム移行を行い、安定的・効率的なシステムの運用・保守の継続を可能にする。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —

3-59 災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携 【取組概要】 - 令和7年度は、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES を活用し、救急現場で得た傷病者情報を複数の搬送先候補医療機関と迅速かつ安全に共有でき、応需状況のタイムリーな把握が可能な「救急医療情報連携プラットフォーム」を先行的に構築し、民間の救急システムとの連携運用による効果検証を広島県で行った。この検証結果も踏まえつつ、医療機関と消防機関との更なるデータ連携による現場の負担軽減を実現するため、地域未来交付金 TYPES を活用し、「マイナ救急」、「消防 OA システム」、「医療者用チャットアプリ」と連携できる仕組みについて検証を行う予定である。 「救急医療情報連携プラットフォーム」の全国展開に向けて、システム要件定義及び開発仕様書作成も並行して行う予定である。 【目標と取組期限】 - 令和9年度に全国統一基盤のシステム構築及びプレ運用を行い、令和10年度以降の全国展開開始を目指す。 【担当当府省庁】厚生労働省 【関係府省庁】内閣官房 総務省	3-60 モビリティ・ロードマップの策定及びその推進 【取組概要】 - 自動運転の社会実装等に向けて目指すべき方向性を「モビリティ・ロードマップ2026」として取りまとめ、政府を挙げた取組を推進する。 - 地方部を中心に移動手段の確保が喫緊の課題となる中、レベル4自動運転サービスの社会実装・事業化を加速するために、自動運転先行的事業化地域（令和8年3月選定）への関係府省庁の自動運転関連施策（補助金等）の集中、デジタル庁による伴走支援（課題解決への個別支援、進捗管理や、関係府省庁との制度的協議、許認可等の手続の迅速化等）を通じて、選定地域において令和9年度を目途に自動運転サービスの事業化を全国で先行して実現するとともに、令和10年度に知見をまとめ横展開を図ることで、全国の事業者・自治体による自動運転サービスの導入を促進する。 【目標と取組期限】 - 短期～中期：令和9年度を目途に自動運転サービスの先行的事業化を実現し、ほかの地域に横展開可能なビジネスモデルを構築する。 - 長期：得られたビジネスモデルの推進方法を関係府省庁と検討し、ほかの地域の横展開を加速する。 【担当当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 経済産業省 国土交通省
3-61 E2E AI を搭載した自動運転の実装に向けた安全性評価手法の確立 【取組概要】 - 自動運転ソフトウェアにおける新たなアプローチである E2E（End-to-End）AI は、AI の判断根拠がブラックボックスであること等も背景に、安全性の評価方法が確立していないことが実装に向けた課題の1つ。国際動向を踏まえつつ、シミュレーション等を活用した安全性評価手法・開発手法を確立するための事業を行う。 【目標と取組期限】 - 国際標準化等に向けたロードマップを令和8年度中に策定 【担当当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】—	3-62 自動運転車のサイバーセキュリティ確保に向けた取組 【取組概要】 - 海外では、自動車産業を取り巻く地政学リスクはこれまで以上に高まっており、国家安全保障上の懸念から、懸念国製のコネクテッドカーを対象に、ハードウェア及びソフトウェア、それらを搭載した車両の輸入・販売を禁止する等の措置が取られている。我が国としてもコネクテッドカーについての経済安全保障上のリスク評価等を実施する。 【目標と取組期限】 - コネクティッドカー及びそのサプライチェーンに対する技術的/非技術的サイバーセキュリティリスクの特定・分析・優先順位付けを行う。 【担当当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】—
3-63 無人自動運転サービスの実現に向けた取組 【取組概要】 - これまで積み重ねてきた研究開発の成果を活用し、自動運転バスと自動運転トラックの早期社会実装に向けて、以下に取り組む。 ①車内無人の遠隔監視型自動運転の手法の確立 ②円滑な運行を補助するインフラの実装可能な在り方の検討 ③自動運転トラックにおける高速道路上以外の物流施設までの区間の走行に係る検討 【目標と取組期限】 - 本事業における実証の成果を手引き・ガイドラインとしてまとめるとともに、合理的なオペレーションコスト・車両コストにつなげることにより、民間事業者によるサービス導入の促進を図る。 【担当当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】—	3-64 L2++車両の本格的な普及に向けた取組 【取組概要】 - 高齢運転者による交通事故の削減や地域の足の確保を始めとする課題解決に向け、L2++車両について、一定の安全性や運転支援機能を有することを国が性能認定する「優良認定制度」を令和8年中を目途に創設するなど、事故削減に効果的な L2++車両の普及を促進する。 【目標と取組期限】 - 優良認定制度を令和8年中を目途に創設 【担当当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—

3－65 迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方の検討 【取組概要】 - 迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方に関して、国土交通省の交通政策審議会における議論や、自動運転車の社会実装の状況や事故実態を踏まえ、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築に向け、関係府省庁とも連携して法制度の整備も含めて必要な検討を進める。 【目標と取組期限】 - 法制度の整備も含めて、迅速かつ実効的な原因究明に関する検討の具体化に取り組む。 【担当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 ー	3－66 自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するための方策の取りまとめ 【取組概要】 - 自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するため「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き」（以下「手引き」という。）及び「自動運転車の安全確保に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を令和6年6月に関係府省庁が連携して取りまとめ公表した。令和7年には、申請者が手続等を分かりやすく理解できるよう、走行環境条件の付与から事業化までの審査手続について事業者等の意見を踏まえ、手引きを改訂した。また、「自動運転車の安全性能確保策に関する検討会」における有識者からの意見等を踏まえ、シナリオベースの安全性評価手法等に関してガイドラインを改訂し、具体化を図った。令和8年度以降も引き続き、自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するため、審査事例の増加・蓄積に伴い、手引きを更新するなど、改善を重ねる。 【目標と取組期限】 - 自動運転事業への新規参入の促進等により、各地域における自動運転の普及・拡大。 【担当府省庁】 警察庁 国土交通省 【関係府省庁】 内閣官房 経済産業省
3－67 次世代 ITS の推進 【取組概要】 - 次世代 ITS サービスの先行的な実証である「先行プロジェクト」について、社会実装を見据えた実証実験等の検討を民間と共同で実施するとともに、次世代 ITS のサービスやアーキテクチャの具体化に向けて官民共同研究等の取組を推進する。 【目標と取組期限】 - 次世代 ITS サービス案や規格・システム要件の具体化等の方向性を取りまとめる。 【担当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 ー	3－68 自動運転を支える通信インフラに関する基盤整備・実証・実装等の支援 【取組概要】 - 自動運転の遠隔監視等に必要な携帯電話網（5GSA 等）や安全・円滑な自動運行を支援するための ITS 通信インフラ及びそれらを支える情報通信基盤の整備・拡充・高度化の支援、通信システムの信頼性確保等に関する実証・実装等の支援に取り組む。 - 自動運転社会の本格的到来を見据えた通信インフラ政策の在り方等について、「自動運転時代の次世代の”ITS 通信”研究会（第3期）」で検討・整理を進め、今夏目途に報告書として取りまとめ、これを踏まえた施策を順次推進する。 【目標と取組期限】 - 自動運転の事業化や各地域への展開計画に対応し、自動運転を支える通信インフラ整備を順次進める。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 ー
3－69 子育て支援施策など必要な情報をプッシュ型配信するための仕組みの構築 【取組概要】 - 子育て世帯にとって制度を自ら調べて把握する負担が大きいという課題の解決を図るため、必要な情報を最適に届ける仕組みを構築すべく、自治体及び国の子育て支援制度に係る情報を集約した子育て支援制度レジストリを整備する。 - 令和7年度には、マイナポータルシステムの内にレジストリ（データベース）を整備し、都道府県・指定都市等 800 を超える自治体の制度情報データを格納し、子育てアプリ事業者によるレジストリの利用が開始したところ。今後もマイナポータル上の機能改修等を通じて自治体の更新負担を軽減するとともに、子育て世帯の負担軽減に向けて、令和8年度中に全自治体のレジストリを整備するなど、対象自治体の拡大や子育てアプリとの更なる連携を進めていく。 【目標と取組期限】 - 令和8年度中に全自治体の「子育て支援制度レジストリ」を整備。 【担当府省庁】 内閣官房 【関係府省庁】 こども家庭庁 デジタル庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	3－70 母子保健分野におけるデジタル化の推進 【取組概要】 - 母子保健分野のデジタル化については、希望する自治体において、乳幼児健診等について情報連携基盤（PMH）を活用した実証事業を実施している。また、電子版母子健康手帳については、令和7年度にガイドラインを作成し、令和8年度からは、これらの母子保健 DX の全国展開を推進するとともに、その実現のために必要となる電子カルテ連携によるマイナンバーカードで受診可能な医療機関の拡大や現場における紙併用・二重入力等の負荷を解消するための PMH の改修を行う。 - あわせて、利用者の利便性向上を図るため、マイナポータルの代理人機能を活用し、健診や電子版母子健康手帳に係る情報の入力・閲覧等を子の代理として保護者が行うことができる環境整備等を実現することにより、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援の充実につなげる。 【目標と取組期限】 - 住民の利便性の向上を図るとともに、自治体や医療機関での健診等に係る事務負担を軽減するため、電子版母子健康手帳の普及を含め、母子保健 DX の全国展開を推進する。 【担当府省庁】 こども家庭庁 【関係府省庁】 内閣官房 デジタル庁

3-71 トータルデザインで目指す姿（スマートフォンで 60 秒で手続きが完結） 【取組概要】 - 行政関連手続における「スマートフォンで 60 秒で手続きが完結」「7 日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」の実現に向け、セキュリティや個人情報保護等にも配慮し、システム・制度・業務の三位一体で業務効率化と利用者目線での体験向上を図る。 - まず、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン届出の取組と併せ、出生・子育て分野で多くの国民が申請・届出を行う手続を 1 つのフォームでオンライン一括申請できる環境の整備を目指す。その際、対象手続は出生届、マイナンバーカード、児童手当、低体重児届、国民健康保険に係る手続等を検討する。また、申請負担軽減等の観点から、同じ項目を 1 回の入力で済む仕組みや、行政機関等の保有情報の申請画面へのプレ表示により入力不要となる機能等も検討する。 【目標と取組期限】 - 令和 8 年夏頃までに必要な要件定義等を行うこととしているマイナポータルから戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン届出の取組と併せ、出生・子育て分野の手続に関し、オンライン一括申請ができる環境の整備を目指す。その際、対象手続については、出生届に加え、マイナンバーカード発行、児童手当、低体重児届、国民健康保険に係る手続等を検討する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 個人情報保護委員会 こども家庭庁 総務省 法務省 厚生労働省	3-72 就労証明書の様式統一・デジタル化 【取組概要】 - 保活に関する一連の手続（情報収集や見学予約、就労証明書の提出等）のオンライン・ワンストップを可能とする「保活情報連携基盤」を整備し、令和 8 年度以降その全国展開を進める。 - 就労証明書の提出については、就労証明書の内容について提出前に確認をしたいとの子育て世帯の希望も踏まえ、子育て世帯を経由して自治体に提出される方法を第一とし、引き続き、保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、保活情報連携基盤における機能改善に向けた検討を進める。 - その際、官民ワークショップにおいて、勤務先企業を含めた幅広いステークホルダーを巻き込みつつ、議論を進める。 【目標と取組期限】 - 入所申請時に必要な就労証明書について、国による様式の統一・法令上の原則化は図ったものの、企業側の書類作成負担は十分に軽減されていないとの指摘がある。就労証明書の内容について提出前に確認をしたいとの子育て世帯の希望も踏まえ、子育て世帯を経由して自治体に提出される方法を第一とし、保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、令和 8 年度より運用を開始した保活情報連携基盤における機能改善に向けた検討を進める。 【担当府省庁】 こども家庭庁 【関係府省庁】 内閣官房 デジタル庁
3-73 保育業務のワンズオンリー実現に向けた全国基盤整備 【取組概要】 - 給付・監査等の保育業務ワンズオンリーの実現のため、保育施設等や自治体の業務システムと連携した保育業務施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業務の運用を開始し、令和 8 年度以降その全国展開を進めるとともに、より利便性を高めるため、広域請求機能や監査調書の実装等により機能拡充を図る。 【目標と取組期限】 ①令和 11 年度中に、従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度を 85%以上とする。 ②このため、令和 8 年度中に広域請求機能や監査調書を実装するなど、より利便性を高めるための機能拡充を図る。 【担当府省庁】 こども家庭庁 【関係府省庁】 内閣官房	3-74 保活ワンストップシステムの全国展開 【取組概要】 - 保活ワンストップの実現のため、保活に関する一連の手続（情報収集や見学予約、就労証明書の提出等）のオンライン・ワンストップを可能とする「保活情報連携基盤」を整備し、令和 8 年度以降その全国展開を進めるとともに、運用状況等を踏まえつつ、より利便性を高めるための機能拡充を図る。 【目標と取組期限】 ①令和 8 年度中に、保活情報連携基盤利用者の保活に関する満足度を 70%以上、保活情報連携基盤の参加施設における施設見学予約のオンライン申請率を 60%以上とする。 ②このため、「保活情報連携基盤」について、運用状況等を踏まえつつ、より利便性を高めるための機能拡充を図る。 【担当府省庁】 こども家庭庁 【関係府省庁】 内閣官房

3-75 保育現場における ICT 環境整備 【取組概要】 ・ 保育施設等における ICT 環境整備を進めるため、ICT 等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助するとともに、保育 ICT 推進加算を創設し、保育現場における保育 ICT の活用を推進する。 ・ また、ICT 環境整備のロールモデルとなる事例の創出・横展開に向け、全国複数拠点において民間事業者等が自治体と連携し、①先端的な保育 ICT のショーケース化②ICT に関する相談窓口・人材育成③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行うモデル的な取組（保育 ICT ラボ）を行う経費を支援しつつ、更なる推進策を検討する。 ・ 睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）や見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）など、安全対策に資する設備等の導入を、性被害防止対策の設備等支援と併せ、推進する。 【目標と取組期限】 ・ ①令和 11 年度中に、登降園管理や保護者連絡機能を始めとする 4 機能のシステムをいずれも導入している割合を 50%以上、午睡センサーの導入率を 60%とする。 ・ ②令和 8 年度中に、ICT 等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助するとともに、保育 ICT 推進加算を創設し、保育現場における保育 ICT の活用を推進する。 ・ ICT 環境整備のロールモデルとなる事例の創出・横展開に向け、全国複数拠点において事業者等が自治体と連携し、①先端的な保育 ICT のショーケース化②ICT に関する相談窓口・人材育成③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行うモデル的な取組（保育 ICT ラボ）を行う経費を支援しつつ、更なる推進策を検討する。 ・ 睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）や見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）など、安全対策に資する設備等の導入を、性被害防止対策の設備等支援と併せ、推進する。 【担当府省庁】 こども家庭庁 【関係府省庁】 内閣官房	3-76 パブリッククラウド環境を前提とした次世代校務 DX 環境への移行 【取組概要】 ・ 令和 11 年度までに全ての自治体で次世代の校務支援システム（クラウド型の校務支援システム）を導入済みとすることを掲げており、引き続き、令和 8 年度から 4 年間かけてクラウド環境を前提とした「次世代校務 DX 環境」への移行を順次進める（令和 7 年度までに、導入済み又は具体的な導入時期を設定している自治体は 41.4%）。 ・ その一環として、都道府県域で一体となってクラウド型の校務支援システムを共同調達・共同利用することを条件として、「次世代校務 DX 環境の整備」に要する初期費用等を支援する補助事業等を引き続き実施。くわえて、令和 7 年度補正予算においては、都道府県教育委員会を対象とする次世代校務 DX 環境の整備に係る相談窓口を新規に創出することにより、全国の次世代校務 DX の取組を引き続き強力に推進する。 【目標と取組期限】 ・ 次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合：令和 11 年度 100% 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 内閣官房
3-77 教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備 【取組概要】 ・ 個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育データ利活用の基盤整備のため、教育データの相互互換性を確保するためのルールの新規の充実、教育データの取得などを行うツールである「MEXCBT」「EduSurvey」の整備・活用を進める。教育データの利活用を実効的に広めていくため、各自治体における様々なデータ利活用の実証等を通じた事例の創出や横展開、伴走支援等、自治体への支援を行う。 ・ あわせて、エビデンスに基づく効果的な対応を推進する EBPM の観点から、公教育データ・プラットフォームの充実など、教育関連データの収集・分析・可視化を進める。 【目標と取組期限】 ・ 自治体における教育データ利活用の支援 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 内閣官房 デジタル庁	3-78 教育分野の認証基盤の技術・現場実証 【取組概要】 ・ 転校・進学時の指導要録・健康診断票を始めとした文書のやりとりのオンライン完結を早期に実現するため、自治体内の児童生徒・教職員のアカウント管理の適正化も含め、主体・データの真正性の確保に必要な教育分野の認証基盤の技術・現場実証を令和 8 年度から令和 10 年度までに実施する。 【目標と取組期限】 ・ 主体・データの真正性の確保に必要な認証基盤の技術・現場実証を令和 8 年度までに実施する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房 文部科学省

3－79 学校健康診断情報の PHR への活用推進事業 【取組概要】 ・ 政府全体の PHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、学校健診情報についても本人や保護者等に電子的に提供できる環境の整備及び活用の促進を行う。また、PMH（Public Medical Hub）と連携した保護者や学校等の負担軽減等に資する次世代型学校健診 PHR の仕組みに関する調査研究を実施する。 【目標と取組期限】 ・ 学校健診 PHR を導入する学校の件数の増加 【担当当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —	3－80 学校保健 DX の推進— データ連携による事務負担軽減及び地域医療機関間の情報共有 【取組概要】 ・ 学校保健において、データ連携による保護者や養護教諭等の事務負担の軽減や学校と地域医療機関間の情報共有を実現するため、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES により、令和 7 年度に東京都町田市において、先行して実装を行い業務負担の軽減効果等を検証した。 ・ 令和 8 年度においては、先行実装の成果を踏まえつつ、地域未来交付金 TYPES を活用し、校務支援システムとの API 連携、実際の業務に基づくデータの利用その他の実運用を想定した更なる先行実装に取り組む。 ・ 並行して、これらの取組の成果や新たに示された課題を踏まえ、令和 8 年度中に、全国展開に向けた基盤の構築・普及や安定的な運用の在り方、母子保健情報との連携等につき、文部科学省、こども家庭庁等関係府省庁で検討を行う。 【目標と取組期限】 ・ 令和 12 年時点における学校保健に係るシステムにつき、令和 8 年度中に、地域未来交付金 TYPES を活用し先行実装に取り組みつつ、その在り方につき、関係府省庁において検討を行う。 【担当当府省庁】 内閣官房 【関係府省庁】 こども家庭庁 デジタル庁 文部科学省
3－81 学校保健 DX の推進— 欠席情報のデータ連携による事務負担軽減及び「学校等欠席者・感染症情報システム」の普及促進 【取組概要】 ・ 学校・保育施設における感染症発生状況等の把握に関し、公益財団法人日本学校保健会が運用する「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力等が養護教諭や保育士等の負担となっていることを踏まえ、欠席情報のデータ連携による事務負担の軽減及び「学校等欠席者・感染症情報システム」の一層の普及促進に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金 TYPES により、令和 7 年度に群馬県において、先行して実装を行った。その成果を踏まえ、令和 8 年度以降横展開を図る。 ・ また、「学校等欠席者・感染症情報システム」に関し、令和 7 年度までの研究成果に対する評価及び TYPES 事業を通じて得られた知見等を踏まえつつ、令和 8 年度に、関係府省庁において、今後の在り方について検討を行う。 【目標と取組期限】 ・ 令和 12 年における欠席情報のデータ連携の一層の普及を目指し、令和 8 年度以降 TYPES 事業の成果の横展開を図りつつ、その在り方につき、関係府省庁において検討を行う。 【担当当府省庁】 内閣官房 【関係府省庁】 こども家庭庁 文部科学省 厚生労働省	3－82 学校現場における主体的かつ安全な AI 活用に向けた先進事例の創出・横展開 【取組概要】 ・ 文部科学省において、令和 6 年 12 月に改訂した「学校現場における AI の利活用に関するガイドライン」を、令和 8 年度中に改訂する。学習指導要領の改訂や全面実施も見据え、これらのガイドラインに沿った取組を促進すべく学校現場におけるリスクに対応すべく研修機会の確保を行うとともに、教師及び児童生徒が安全かつ主体的に AI を活用できる環境を整えられるよう、学習指導要領や参考資料、教科書等必要なデータの利活用を進め、教育課題の解決に向けた教育分野特化の実証研究を実施する。また、生成 AI パイロット校の指定や、実証的な成果を周知・広報する Web サイトの運営、校務の利活用に関する調査研究を実施する。 【目標と取組期限】 ・ 半分以上の教職員が生成 AI を校務で活用する学校の割合：令和 9 年度 50%以上（令和 7 年度 17.2%） 【担当当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 内閣官房

3-83 学校 DX のためのセキュリティ基盤整備 【取組概要】 ・学校教育の現場においては、地方公共団体のほかの行政事務とは異なり、教職員や児童生徒が守るべき情報資産に触れることから自治体の情報セキュリティポリシーとは別に「教育情報セキュリティポリシー」を定めることを継続的に求めている。しかしながら、令和6年度時点で教育情報セキュリティポリシーを定めている割合は約5割に留まっており、大変憂慮すべき事態となっている。また、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）の改正により、自治体においてサイバーセキュリティの確保に向けた情報システムの適正な利用や方針の策定といった措置が義務付けられ、教育委員会や学校も対象となった。これらのことを踏まえ、自治体の状況も考慮しながら、自治体における教育情報セキュリティポリシーの策定の強力な推進及び学校 DX の基盤となる高いセキュリティ基盤の実現を図る。 【目標と取組期限】 ・全ての学校に必要なセキュリティが整備されるよう必要な措置を講ずる。 【担当当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —	3-84 「こども性暴力防止法」関連システム(こまろうシステム) 【取組概要】 ・「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に定められている ① 民間教育保育等事業者の認定 ② 認定事業者等の公表 ③ 対象事業者（学校設置者等及び認定事業者等）の従事者の犯罪事実確認 ④ 対象事業者からの定期報告 等を行うため、法務省及びデジタル庁のシステムと連携した、「こども性暴力防止法」における手続を総合的・包括的に実施できるシステムを構築するとともに、システムを安定して運用するための保守管理等を行う（施行日：令和8年12月25日）。 【目標と取組期限】 ・①本システムの運用開始初年度において、民間教育保育等事業者からの認定申請、対象事業者からの交付申請等の行政手続をオンライン化することで、人的コスト低減及び利用者の利便性向上が期待できる。 ・②本システムの運用開始翌年度以降も、①の効果が継続して期待できる。 ・③①、②の効果のほか、犯罪事実確認後5年を経過した従事者について、再度、犯罪事実確認を実施する必要がある、それに関する行政手続をオンライン化することで、利用者の利便性向上等が期待できる。 【担当当府省庁】 こども家庭庁 【関係府省庁】 デジタル庁 法務省
3-85 学校現場における必要なネットワーク環境の整備・確保 【取組概要】 ・GIGA スクール構想の下、1人1台端末の利活用を更に進めていくに当たり、必要なネットワーク速度の確保が不可欠であることから、これまで、関係府省庁と共同で電気通信事業関連団体への要請や教育向け通信サービスのカタログサイトの作成、自治体向けピッチイベントの開催、学校のネットワークの改善手順を示す自治体向けのガイドブックの改訂を実施した。これらの取組により、令和7年12月1日時点で「必要なネットワーク速度」を確保済みの学校は、63.9%（令和5年度比 約40ポイント増）となった。引き続き、ネットワーク改善を促す補助事業も継続するとともに、自治体への更なる周知や未達自治体へのフォローアップ等を通して、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう取り組む。 【目標と取組期限】 ・全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう、引き続き必要な措置を講ずる。 【担当当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 内閣官房	3-86 校務 DX の推進及びその進捗状況の可視化 【取組概要】 ・学校・学校設置者が校務 DX を推進する際に取り組むことが望ましい項目を整理した「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づく自己点検の最新のフォローアップ結果を令和8年3月に公表した。同チェックリストにおける教職員と児童生徒・保護者間の連絡のデジタル化などの項目に係る全国を取組状況について、政策ダッシュボードを活用した可視化に取り組む。 ・引き続き、政策ダッシュボード等も活用し、全国の校務 DX の実態を把握しながら必要な施策を進める。 【目標と取組期限】 ・令和8年度末をめどに、校務 DX に関する政策ダッシュボードを最新のデータに基づいて更新する。 【担当当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 内閣官房

3-87 里帰りする妊産婦への支援 【取組概要】 ・里帰り出産においては、住所地自治体と里帰り先自治体との間で妊産婦の健診情報等が十分に共有できておらず、切れ目のない支援の提供に支障をきたす場合があり、また、関連する事務手続が煩雑となっている。これらの課題の解決を図るため、里帰りに関する実態調査を行うとともに、里帰りに係る情報連携のための制度改正を行った。この実態調査の結果を踏まえ、情報連携基盤（PMH）を活用した里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを整備し、令和7年度より希望する自治体において先行的に運用を開始した。今後も全国展開に向けた取組を引き続き進める。 【目標と取組期限】 ・住所地自治体・里帰り先自治体双方における手続の簡素化と住民の利便性向上を更に図るため、里帰りする妊産婦の健診等において、償還払い等の煩雑な手続を要さず、自治体を超えて利用を可能とする集合契約・請求支払システムについて、令和8年度に要件定義を行う。 【担当当府省庁】 こども家庭庁 【関係府省庁】 内閣官房 デジタル庁	3-88 放課後児童クラブ DX の推進 【取組概要】 ・令和7年度に行った実証事業の横展開を進めていく。また令和8年度も引き続き放課後児童クラブ DX 推進に必要な業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発等を通じ、入所申請等に係る手続のオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、各自治体に適した事例を検証するため、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的な DX 推進のための実証等を実施する。 【目標と取組期限】 ・事業成果を活用した好事例等の横展開を進めていく。また令和8年度においても実証事業を継続し、自治体規模や事業所の運営主体といった環境の違いによる導入の困難さについて検証を進める。自治体における利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、放課後児童クラブ職員の業務負担軽減等を図り、事業の安定的な運営を目指す。また、実証事業の成果を踏まえ、引き続き放課後児童クラブにおける DX を推進する。 【担当当府省庁】 こども家庭庁 【関係府省庁】 内閣官房
3-89 こどもデータ連携の取組の推進 【取組概要】 ・こどもを取り巻く環境は、貧困・虐待など依然として厳しい状況である一方、困難を抱えるこどもや家庭ほど SOS を発することが難しいこと等から、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」においても、プッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が指摘されている。 ・一方で、地方公共団体においては、教育分野や福祉分野など各種のデータが分野ごとの分散管理が多く、こどもや家庭の状況を多角的・総合的に把握しづらいという課題がある。こうした状況を解消し、困難を抱えているこどもや家庭の把握に努め、早期に支援につなげていく必要がある。 ・これまでの実証事業・パブリックコメント・検討会等を踏まえ、全国展開を推進するため、有識者検討会を開始する。 【目標と取組期限】 ・①令和12年度末を目安に、プッシュ型・アウトリーチ型支援による、こどもや家庭の困難の早期解消・早期緩和を実現するための、部局を越えた連携実績の拡充を図られることを目指す。 ・②このため、令和8年度は、全国展開を推進するに当たっての必要な事項を整理・検討するための有識者検討会を開始し、併せてこどものデータを連携するための共通基盤のあり方についても検討を行う。 【担当当府省庁】 こども家庭庁 【関係府省庁】 デジタル庁 文部科学省	3-90 こどもや家庭に寄り添った相談業務の DX の促進 【取組概要】 ・令和6年度に、児童相談所やこども家庭センター等でのデジタル技術の活用状況を把握し、デジタル技術の活用により各自治体において業務効率化を図っている好事例を整理したため、引き続きこども家庭庁 HP で周知を行う。 ・また、全国で活用できる業務支援システムの構築や、業務効率化の取組に対する財政支援等を行いながら、児童相談所・こども家庭センター等におけるデジタル技術の活用を推進する。 【目標と取組期限】 ・①こども家庭庁から発信するデジタル技術の活用における自治体の好事例等を参考にさせていただき、各自治体において業務効率化（児童相談所等業務効率化促進事業等の活用）を進める。 ・②全国で活用できる業務支援システムである要保護児童等情報共有システムの更改を控えているため、より効率的・効果的に情報共有を行えるシステム設計開発を目指す。 【担当当府省庁】 こども家庭庁 【関係府省庁】 内閣官房

3－91 公立高校入試についての事例創出の具体化 【取組概要】 - デジタル技術を活用した公立高校入試の併願制のメリットや課題について、全国教育委員会の高校入試担当者や有識者と意見交換を行った。引き続き、関係府省庁等とも連携しつつ、丁寧を検討を進める。 【目標と取組期限】 - 関係府省庁とも連携しつつ、デジタル技術を活用した併願制について、引き続き、丁寧に検討 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 内閣官房 デジタル庁	3－92 現行のデジタル教科書の活用促進及びデジタルな形態を含む新たな教科書の円滑な導入に向けた検討 【取組概要】 - 中央教育審議会の議論を踏まえ、令和6年度から全国全ての小中学校等を対象に「教科書代替教材」（いわゆる現行のデジタル教科書）を段階的に導入した。また、現行のデジタル教科書の効果・影響に関する実証研究事業等を実施し、効果的な活用方法等の事例創出などに取り組んだ。現行のデジタル教科書を週に1回以上の頻度で活用（実践的に活用）している割合は令和7年度時点で7割程度であることから、引き続き実証研究事業等を通して活用促進を図る。 - なお、教科書へのデジタル活用の在り方については、「学校教育法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第37号）が令和8年6月に成立したところであり、円滑な施行に向けて、引き続き、現行のデジタル教科書の活用促進等に取り組む。 【目標と取組期限】 - 教科書へのデジタル活用の在り方については、「学校教育法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第37号）が令和8年6月に成立したところであり、法改正により作成が可能となるデジタルな形態を含む新たな教科書について、次期学習指導要領の実施に合わせて円滑に導入することを目指す。 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —
3－93 教育現場における ICT 利活用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備 【取組概要】 - GIGA スクール構想によって1人1台端末環境が整備され、学校における本格的な端末の活用が始まっているが、活用状況には地域間・学校間でばらつきが見られる。また、ネットワークのつながりにくさの問題や情報セキュリティ対策が不十分であること、支援人材の確保などの課題が明らかになってきている。そのため、ネットワークアセスメント・セキュリティリスクアセスメントへの支援やアドバイザー派遣など、引き続き伴走支援の強化を図っていく。また、ロケーションフリーでの校務実施等が可能となる次世代校務 DX 環境の全国的な整備に向けた取組を行う。 - 在外教育施設においても、日本国内と同等の教育環境の整備のため、令和5年度から5年程度をかけて端末を計画的に整備・更新するとともに、ICT 支援員の配置を始めとする伴走支援を行う。 【目標と取組期限】 1人1台端末をほぼ毎日授業で活用している学校の割合の向上（令和7年度：小学校84.8%、中学校82.7%） 全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう、引き続き必要な措置を講ずる。 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —	3－94 学校における働き方改革の推進 【取組概要】 - 学校における働き方改革の推進に向けて、令和11年度までに、教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とする旨が、令和7年に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号）附則において規定された。さらに、「学校と教師の業務の3分類」の取組状況を含む学校における働き方改革の進捗状況について、各教育委員会における取組状況を、政策ダッシュボードを活用し、令和7年11月に公表した。 - 今後令和11年度までの当該目標の達成に向け、令和8年度から新たに、服務監督教育委員会ごとの教師の時間外在校等時間の平均についても、政策ダッシュボード等を活用した可視化に取り組むことで、各教育委員会における自身の取組状況の見直し等を促す。 【目標と取組期限】 - 令和11年度までに、教師の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 内閣官房 デジタル庁

3-95 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業 【取組概要】 - 山間地等の難視聴地域において放送の視聴環境を確保し、災害時に被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提出するため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替を支援する。 【目標と取組期限】 - 辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替を図り、令和17年度までに地上波の直接受信が困難な地域にある辺地共聴施設の高度化が完了した件数を500か所とする。 【担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—	3-96 災害リスク情報のオープンデータ化 【取組概要】 - 災害リスク情報の迅速かつ安定的な提供（オープンデータ化）を促進するため、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン」に河川管理者等がデータ作成時に留意すべき事項について明示する改定を行う等の技術的支援を行い、年度内に約17,000河川に拡充する。 【目標と取組期限】 - 災害リスク情報をオープンデータ化した箇所数（又は団体数） （参考：実績値） ●洪水予報河川・水位周知河川 - 国管理河川 448河川 - 都道府県管理河川 1,646河川 ●その他河川 8,182河川 （令和8年3月） ※目標：令和8年度までに約17,000河川に拡充予定 【担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—
3-97 デジタル技術を活用した災害対応の高度化 【取組概要】 - 災害発生直後に、被害状況や被災者支援に関する情報を収集することが困難であったり、地方公共団体は膨大な量の災害対応業務に追われるといった課題がある。 - こうした状況を改善するためデジタル技術を積極的に導入し、災害対応の高度化・効率化を促進する。 - 具体的には、避難所での受付業務や被災者支援業務などにおいて、マイナンバーカードを始めとしたデジタル技術の活用により、被災者が災害の状況に応じた適切な支援を受けられるような取組を促進する。 - これらの成果を活用したモデル仕様書に適した優良なシステム・サービスの開発を促進するため交付金等の活用を検討していくとともに、モデル仕様書によらない様々な形での社会実装・横展開を検討する。 【目標と取組期限】 - 令和7年度中に実施した避難所運営等におけるマイナンバーカードの活用を始めとする、デジタル技術活用について、取組の展開・社会実装の方向性について検討を進める。（～令和8年度末） - 令和8年度以降、被災者が災害の状況に応じた適切な支援を受けられるような取組についての検討及び有用性検証を行う。（～令和10年度末） - 取組の展開・社会実装を進める。（～令和12年度末） 【担当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】内閣府	3-98 高度情報通信ネットワークの事故・災害対策 【取組概要】 - 国民が平時から安心して情報通信ネットワークを利用することができ、また、事故・災害時においても家族等との連絡手段や必要な情報の入手・発信の手段、関係機関による復旧活動における連絡手段等として利用することができるよう、電気通信事故の検証や停電対策など電気通信設備が満たすべき基準の運用、電気通信事業者による、防災拠点や避難所等の通信確保に用いられる移動基地局等の応急復旧機材の配備の促進等を通じ、安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進する。 - また、災害発生時におけるMIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣及び災害対策用移動通信機器の配備等について促進する。 【目標と取組期限】 - 安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進 - 大規模災害発生時の避難所等の通信確保 【担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—

3－99 放送ネットワーク整備支援事業 【取組概要】 - 被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、大規模災害時において放送が継続出来るよう、地上波テレビ、ラジオ及びケーブルテレビの放送ネットワークの耐災害性強化を推進するとともに、災害発生後の早期復旧を支援する。 【目標と取組期限】 - ケーブルテレビネットワークの光化等による放送ネットワークの強靱化を図り、令和12年度末を目途に光化率60％程度の水準を目標/地上基幹放送における自然災害等での放送停止事故件数を令和11年度までに96.6件（令和元年度～令和5年度における自然災害等による放送停波事故件数の平均発生件数）未満とする。 【主担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	3－100 災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築 【取組概要】 - 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）は、厚生労働省所管の保健医療福祉のシステムや内閣府の新総合防災情報システムとの自動連携により、医療機関等の被災状況等をリアルタイムで情報集約・解析・地図化し、災害対応における災害対応関係者（国、自治体等）の迅速かつ効率的な意志決定を支援する。 - 令和8年度は、定期的なデータ更新といったシステムの保守運用に加え、災害時における保健医療福祉等の情報の自動集約・解析や、報告業務の迅速化等に必要な改修を行う。また、平時から訓練・研修の充実等を図るため事務局体制の強化を行う。 【目標と取組期限】 - 各自治体の担当者等に対する訓練・研修の実施（令和8年度末実施率：100%） 【主担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —
3－101 防災デジタルプラットフォームを活用した防災分野全体のデータ流通促進 【取組概要】 - 災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームの中核を担う新総合防災情報システム（SOBO-WEB）（以下「本システム」という。）について、意思決定支援や業務進行支援などAI等の先端技術を活用した更なる機能強化を行うとともに、IoTデータ等有用なコンテンツを含む防災情報関連システムとの自動連携の充実を図る。 - また、本システムの有用性を高めるため、災害対応基本共有情報（EEI）に準拠したデータ自動連携を推進するとともに、本システムと国民向けのデータ連携基盤やLアラートとの連携等、防災分野のデータ流通促進に向けて取り組む。さらに、災害対応機関が必要な情報・機能に円滑にアクセスし、適切なシステムを効率的に利用できるよう、防災情報システムの全体最適化に向けて取り組む。 【目標と取組期限】 - AI等の先端技術を活用した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の更なる機能強化 - IOTデータ等有用なコンテンツを含む防災情報関連システムとの自動連携の充実 - 災害対応基本共有情報（EEI）に準拠したデータ自動連携の推進 - 防災分野のデータ流通促進に向けた取組の推進 - 災害対応機関の防災情報システムの全体最適化に向けた取組の推進 【主担当府省庁】 内閣府 【関係府省庁】 デジタル庁 総務省	3－102 防災分野のデータ流通促進 【取組概要】 - 防災分野では、民間企業等を通じて様々なアプリ・サービスが提供されている。現状では、民間企業がアプリ開発に必要なデータを国・地方公共団体・指定公共機関から、個別に調整し取得する必要がある。 - 令和7年度については、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等に集約された情報を連携するためプロトタイプ連携基盤を構築し、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等とのテストデータを用いた連携テストを実施した。 - 令和8年度については、民間企業等による住民支援のためのアプリ開発・利活用を促進するため、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等に集約された情報について、データ提供者の合意の下で一般公開可能なデータを流通させる仕組みを引き続き検討するとともに、その仕組みの有効性検証を始め、実装する際の官民間のルール整備、運用設計等を実施する。 - 取組を進めるに当たっては、産学官が連携し、防災DXに関わる多様な関係者との意見交換を通じて、より良い仕組みを構築できるよう検討を進めていく。 【目標と取組期限】 - 民間アプリ・サービスへのデータ流通に向けた仕組みの有効性検証及び社会実装要否の検討。（～令和9年度末） 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣府

3－103 防災システムを活用した災害対応の実施体制強化 【取組概要】 ・ 防災 DX を推進し、システム活用を前提とした的確な災害応急対応を行うには、情報システムへのデータ入力や利活用を行う適切な実施体制が重要である。災害時に災害対応機関が多種多様なデータの収集・加工・入力を円滑に行えるよう、南海トラフ地震等大規模災害に対応しうる ISUT（災害時情報集約支援チーム）の更なる体制強化に取り組む。 ・ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の効果的な研修や訓練等を通じて習熟を促すとともに、多様な災害種別に対応した関係機関での机上演習（TTX）等の実践的な訓練を普及促進する。 ・ 被災自治体が新物資システム（B-PLo）を活用した迅速・正確な対応を行えるよう、基本操作説明会や全国操作訓練を実施するとともに、新たに応急期の現地研修の仕組みを構築する。 【目標と取組期限】 ・ ISUT（災害時情報集約支援チーム）の体制強化 ・ システムを活用した実践的な訓練の普及促進 ・ 新物資システム（B-PLo）の活用訓練の実施 【担当当府省庁】内閣府 【関係府省庁】－	3－104 Lアラートによる災害情報の確実な伝達の推進 【取組概要】 ・ 地域住民への迅速な避難指示等の情報の伝達において必要不可欠なLアラートについて、現在は一般財団法人が運営しているところ、内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とのデータ連携を開始するなど、その役割が拡大していることから、安定性・信頼性の一層の向上が必要。そのため、令和8年12月に予定される国によるLアラートの運用開始に向けて、必要な準備を着実に進める。 ・ また、政府全体の防災 DX を推進するため、内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とLアラートの更なる情報連携を始めとしたLアラートで扱う情報の充実化・構造化等に向けた取組を進めるとともに、Lアラートの継続性を確保するため、そのシステムのモダン化を図りつつガバメントクラウドへの移行等に向けた取組を進める。 【目標と取組期限】 ・ ①Lアラートのシステムの安定性・信頼性・継続性を一層向上させるとともに、Lアラートを活用して、災害対応機関間で共有されている情報のうち適切なもの（被害者向け生活支援情報等）を報道機関等を通じて地域住民に伝達できるようにするなどのLアラートで扱う情報の充実化等を実現する。 ・ ②このため、令和8年度中に、Lアラートで扱う情報の充実化やガバメントクラウドへの移行等の実現に向けた検討を進める。 【担当当府省庁】総務省 【関係府省庁】内閣府
3－105 Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施 【取組概要】 ・ 国はこれまでも全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の発信を実施。 ・ Jアラートによる緊急情報が配信された際、国からの緊急速報メールによる情報伝達以外で、市区町村が整備している情報伝達手段（防災行政無線等）による住民への情報伝達に支障をきたしている団体が見受けられる。 ・ 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。 ・ また、国から発信する緊急情報を住民に確実に伝達する機能を維持・最適化するため、Jアラートのシステム改修を継続する。 【目標と取組期限】 ・ 全ての市区町村において、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携する情報伝達手段を複数整備する。 情報伝達における支障の発見・改善を促すため、定期的に全国一斉情報伝達試験を実施し、全ての市区町村における情報伝達の支障を解消する。 【担当当府省庁】総務省 【関係府省庁】－	3－106 官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進 【取組概要】 ・ 消防機関が直面する課題を解決し、地域の消防防災力の向上を実現するため、中長期的視点に立って、消防技術戦略のあり方について検討する会議体として「消防防災技術戦略会議」を設置し、令和7年度に消防防災に係る技術戦略のマスタープランとして「消防防災技術戦略ビジョン」を策定したところ。これに基づき、消防研究センターにおける研究開発に加え、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）を活用した重点的な研究開発、関係機関との相互連携の強化、モデル事業等による現場実装・導入の推進に取り組む。 【目標と取組期限】 ・ ①消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）を活用して実施したDX・新技術の活用に関する実証事業（全40件）の完了率及びモデル事業の対象消防本部（25本部）におけるデジタル技術等を活用した新技術の導入による消防活動の省力化・効率化の取組完了率を令和12年度末に100%にする。 ・ ②このため、消防防災科学技術研究推進制度により、年間8件程度、実証を行うとともに、新技術現場実装モデル事業により、年間5消防本部程度で、新技術のモデル運用を行う。 【担当当府省庁】総務省 【関係府省庁】－

3－107 地方公共団体における防災 DX サービスの導入推進・事例の横展開 【取組概要】 - デジタル技術を活用した様々な防災アプリ・システム等の民間事業者等による開発・提供が進む中、地方公共団体がそれらを俯瞰し、必要なものを円滑に検索・調達できる環境整備の取組を進めてきたが、防災 DX が進んでいない地方公共団体を支援するため、取組の認知向上や機能改善を行い利便性向上による浸透・活用促進が重要である。 - 令和 5 年に公開、運用を開始した「防災 DX サービスマップ/カタログ」では、令和 7 年度末時点で 240 件のサービスが登録されている。令和 8 年度以降は、カタログサイトの検索機能改善等の利便性向上及び掲載内容の充実により、更なる利活用促進を図る。また、令和 6 年度に運用開始した DMP（デジタルマーケットプレイス）との連携等、「防災 DX サービスマップ/カタログ」サイトの拡張可能性を検討する。 - 地方公共団体がベンダーロックインを回避しつつ迅速かつ円滑にシステムを調達できるよう、令和 8 年度以降においても継続して防災分野における優れたアプリ・システム等を基にした「モデル仕様書」の充実等を図る。 - これらの取組について、優良事例の横展開方法の検討を進めつつ、防災 DX 官民共創協議会と連携したイベント等の機会を活用し、地方公共団体・民間事業者等に対する周知・広報を強化することで、地方公共団体における防災アプリ・システム等の導入を推進する。 【目標と取組期限】 「防災 DX サービスマップ/カタログ」のサイトの検索機能等の改善。（～令和 9 年度末） 「防災 DX サービスマップ/カタログ」の掲載内容の充実と機能改善及び拡張可能性の検討。（～令和 12 年度末） - 防災分野における新規のモデル仕様書の公開、又は、既存のモデル仕様書の定期的な改訂・公開。（～令和 12 年度末） - 優良事例の横展開方法の検討及び周知・広報強化による認知度の向上。（～令和 12 年度末） 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣府	3－108 官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化等 【取組概要】 - 自治体をまたぐ広域連携の円滑化のためには、単一自治体内の被災者支援の在り方も含めた、被災者支援業務 DX の全体的な将来像を整理することが重要である。これまでの検討結果を踏まえつつ、被災者支援業務 DX の将来像を更に精緻化するとともに、その実現に資するため、被災者支援版 EEI（被災者支援に必要なデータの標準仕様）の策定に係る検討等を進める。また、ETL ツール（データ連携のための処理を行うツール）を含む異なる被災者支援システム間の相互連携の進め方や、平時の防災訓練における取扱いを含む個人情報の取扱いに関する課題整理等も併せて行う。 【目標と取組期限】 - 被災者支援版 EEI の策定に向けた検討 - ETL ツールを含む複数の被災者支援システム間でのデータ連携に係る手法の検討 - 平時の防災訓練における取扱いを含む個人情報の取扱いに関する課題整理、指針策定に向けた検討 【主担当府省庁】 内閣府 【関係府省庁】 —
--	--

3－109 指定緊急避難場所及び指定避難所情報の迅速な整備・更新・公開 【取組概要】 ・ 近年、激甚化・頻発化する自然災害において、市町村が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所情報は、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に必要な情報である。 ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所データを国土地理院のシステムへ登録し、各種防災システム間で円滑な情報共有を行うための共通 ID を付与するよう市町村に促すとともに、引き続き指定緊急避難場所及び指定避難所情報を迅速に整備・更新し、地理院地図への掲載及びオープンデータとしての公開を行い、適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与する。 【目標と取組期限】 ・ 市町村から更新の連絡があった指定緊急避難場所及び指定避難所情報のデータ提供率（毎年度 100%） 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 内閣府 総務省	3－110 地方公共団体の災害対応におけるデジタル支援 【取組概要】 ・ デジタル庁は、防災 DX 官民共創協議会と協働して民間のデジタル人材による災害支援を効果的に実施できるよう災害派遣デジタル支援チーム（D-CERT）を令和 7 年 8 月に創設した。 ・ D-CERT の運営において、平時から防災 DX 官民共創協議会の会員である民間事業者等の民間人材に対する研修・訓練の実施や、都道府県との関係構築を行う。また、災害発生時の被災都道府県への民間人材の派遣調整や支援内容のとりまとめを実施する。 ・ 平時や災害時において、デジタル庁と民間人材が安全かつ即時に情報共有や確認ができる仕組みの検討を行う。 ・ 災害対応をアナログで実施している地方公共団体への、災害対応支援を検討する。 【目標と取組期限】 ・ 民間人材に対する研修・訓練を継続的に実施し、派遣体制の充実に取り組む。（～令和 12 年度末） ・ 都道府県への継続的な説明会の開催や防災訓練への参加等を通じた関係構築。（～令和 12 年度末） ・ 情報共有や仕組みの検討を行う。（令和 8 年度末） ・ 情報共有の検討を踏まえた仕組みを整備する。（令和 9 年度末） 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
3－111 デジタル技術を活用した TEC-FORCE の強化 【取組概要】 ・ TEC-FORCE の被災状況調査については、現地計測や報告書作成等に係る作業が膨大で、被害の全容把握に時間を要している。 ・ これまで、TEC-FORCE の活動記録（リエゾン活動、被災状況調査活動等）を一元管理する活動支援アプリの開発、画像判読による被災規模自動計測ツールの開発や、アプリ等を使った TEC-FORCE 隊員の育成（研修、訓練）等を実施しており、2026 年度は、TEC-FORCE パートナー等が把握した情報も共有できる機能をアプリに追加し、被災状況・応急対応の早期把握を行う。 ・ これらにより、デジタル技術を活用し、活動等の効率化等を推進し、被害の全容把握の迅速化を図り、被災地域の早期復旧支援の強化を実現する。 【目標と取組期限】 ・ 調査の安全性を確保しつつ被災状況の全容把握や情報共有の迅速化による早期復旧への寄与 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 —	3－112 消防防災分野における DX の推進 【取組概要】 ・ 緊急消防援助隊の DX 推進：緊急消防援助隊が災害情報を収集・分析し判断等を行えるよう、デジタル作戦卓等の DX 関連資機材等を整備、指揮支援体制の強化を図る。 ・ 消防庁映像共有システム：大規模災害時、消防職団員から現地の映像が消防庁災害対策本部内や緊急消防援助隊、内閣府新総合防災情報システムを通じ関係府省庁などに共有される。 ・ 消防指令システム：災害時等における更なる消防指令業務の円滑かつ効率的な実施を実現するため、新技術や耐災害性強化等の観点から消防指令システムに係る標準仕様等の更新及び同仕様に基づく消防指令システムの導入を進める。 【目標と取組期限】 ・ 緊急消防援助隊の DX 推進：令和 5 年度から DX 資機材等の活用方法を自治体と議論、令和 7 年度に資機材等を整備。 ・ 消防庁映像共有システム：引き続き各消防本部に対し利用促進を図るとともに、大規模災害時の映像を国・自治体間で共有する。 ・ 消防指令システム：消防指令システムの更新時期等を踏まえ、令和 17 年度をめどに全国の消防本部で耐災害性強化や新技術に対応した標準仕様等に基づく指令システムが導入されるよう取組を進める。 【担当当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —

3-113 災害対応機関（消防団含む）のドローン活用の推進 【取組概要】 ・ 消防団：大規模災害や激甚化・頻発化する風水害時にいち早く駆けつけ、災害対応に当たる消防団の情報収集能力の向上が必要であることから、消防団のドローン整備の支援やデジタル技術を活用したドローン操縦講習を実施し、災害対応能力の高度化を図る。 ・ 緊急消防援助隊：災害現場の地図作成機能を持ったドローンを訓練等に活用することで、災害現場の情報収集体制の強化を図り、効率的・効果的な救助活動につなげる。 ・ 消防本部等：消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技術を持つ人材を育成するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部や自治体の操縦者教育を図る。 ・ 地方公共団体防災部局：地方公共団体防災部局へのドローン整備に関する財政措置と人材育成により、大規模災害に備えた体制構築を図る。 【目標と取組期限】 ・ 消防団：消防団におけるドローンの整備を促進するとともに、操作技術を持つ人材を育成する。 ・ 緊急消防援助隊：地図作成機能付きハイスペックドローンを緊急消防援助隊全国合同訓練や、地域ブロック合同訓練において活用する。 ・ 消防本部等：消防本部等におけるドローンを整備し、操縦技術を持つ人材を育成する。 ・ 地方公共団体防災部局：災害対応ドローンの整備推進と、操縦技術を持つ人材を育成する。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	3-114 EMIS の改修等 【取組概要】 ・ 従来、大規模災害発生時における医療機関等の被害状況把握を目的として、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を整備してきた。しかし、機能の改修や追加のたびに大規模な要件定義・改修・保守契約が必要となり、現場からの要望に柔軟に対応できないといった課題があった。 ・ こうした現状を踏まえ、汎用クラウドサービス等を組み合わせて再構築した新たな EMIS サービスの本格運用を令和7年度より開始している。大規模災害発生時に活用されるよう、都道府県や関係団体・医療機関等による訓練・研修での利用推進を図る。 【目標と取組期限】 ・ 新しい EMIS サービスを使用した都道府県や関係団体による訓練・研修を年間 42 回以上開催する。(令和8年度) 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁
---	---

3－115 デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等の推進 【取組概要】 ・ 気象庁は、頻発する気象・地震・津波・火山噴火等の自然災害に適切に対処するため、デジタル庁等の関係府省庁と連携し、デジタル技術等の活用による防災・減災対策の高度化等を図る必要がある。 ・ 第1次国土強靱化実施中期計画及び交通政策審議会気象分科会「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」に掲げる目標・施策の実現を目指し、線状降水帯・台風等の予測精度向上等の各種防災気象情報の改善に取り組む。気象等の予測や情報発表等に不可欠な基幹的情報システムにクラウド技術等も取り入れ、先端AI技術を活用し、これを基盤に大量の過去の気象データを学習しパターンに基づき予測するAI気象モデルの新規開発及び従来の物理的手法に基づく数値予報モデルの開発を両輪で進める等により予測精度の向上等を図る。特に、次期数値解析予測システム（気象庁スーパーコンピュータシステム）について、令和10年度までの運用開始を目指し、令和8年度に仕様検討を行う。 【目標と取組期限】 ・ 線状降水帯に関する情報の迅速化・詳細化や台風予測の精度確保などの大雨等に対する情報の高度化を進める。また、地震・津波・火山噴火に関する情報を適切に発表するとともに、これらの情報の高度化を進める。線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等から国民の命と暮らしを守る。このため、次期気象庁スーパーコンピュータシステムについては令和10年度末の更新を目標に、令和8年度においては仕様の検討を行う。また、次期地震活動等総合監視システムは令和10年度及び火山灰情報提供システムについては令和9年度の更新を目標としており、令和8年度は予定されている整備を進める。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 国土交通省	3－116 防災地理情報の整備・更新による防災DXの推進 【取組概要】 ・ 防災DXによる事前防災を進めるには、土地本来の災害リスクを平時からデジタルデータとして整備し、継続的に利活用することが重要である。地震に伴う液状化等の自然災害による被害の発生可能性及びその規模は土地本来の性状や地盤条件など地形に深く関連していることから、災害リスク評価の基礎となる地形分類情報を始めとする防災地理情報をデジタル基盤としてほかの国土情報基盤と一体的に整備することにより、防災DXを推進する。そのため、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進などを目的として、地形分類情報や活断層の位置・形状等の防災地理情報の整備・更新を行う。防災地理情報は、防災の高度化及びDX推進のための基盤データとして誰でも使いやすい形で整備する。 【目標と取組期限】 ・ 陸域における主要活断層帯の活断層図（全300面）の整備完了率 令和11年 100% ・ 災害リスク評価の基礎となる平野部における地形分類情報（10万km²）の整備完了率 令和12年 100% 【主担当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 —
--	--

3-117 デジタル等新技術を活用した防災技術の推進 【取組概要】 - 河川等の施設管理に携わる者の高齢化・人員不足や AI・情報通信技術等の急速な進展を踏まえ、衛星・ドローン等の新技術の活用や自動化・遠隔化など施設整備・管理の省力化・高度化等を推進。 【目標と取組期限】 ①国管理河川における河川巡視の無人化に対応するための環境整備率を令和12年度末に22%とする。 ②ダム堤体等の維持管理等において新技術等を活用した国・水資源機構管理ダムの割合を令和12年度末までに100%にする。 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 ー	3-118 マイナポータルを活用した確定申告の利便性向上に向けた取組の充実 【取組概要】 - UI、操作性等の改善により確定申告の一層の利便性向上を図るため、マイナポータル連携（控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能）に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、令和8年度中を目途に要件を整理し、令和9年度以降の実現を目指す。 - 社会保険料控除の対象となる医療・介護保険料をマイナポータル連携の対象とすべく、国税庁は厚生労働省等と連携し、令和8年度中を目途に要件を整理し、令和9年度以降の実現を目指す。 - マイナンバーカード・マイナポータルを用いた e-Tax の推進を図るため、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な措置である「ID・パスワードによる申告」は、令和8年分確定申告期を捉えた納税者への周知等の後、令和9年の早期に終了する。 - 令和9年1月以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされ、eTAX で提出された給与支払報告書が給与情報のマイナポータル連携の対象となることについて、政府を挙げて企業等へ周知し、マイナポータル連携の利用拡大を図る。 【目標と取組期限】 - 連携設定の簡素化やマイナンバーカード読取回数の削減といったマイナポータルの UI、操作性等の改善 e-Tax の利用状況（所得税の申告手続）（80% 令和8年度） 【担当当府省庁】 財務省 【関係府省庁】 デジタル庁 総務省 厚生労働省
3-119 社会保険・税手続のオンライン・デジタル化 【取組概要】 - 社会保険・税手続は、マイナポータル API を活用したオンライン・ワンストップ化を令和2年11月から、クラウド上のデータを行政機関等が参照して行う手続は令和4年1月提出分から、確定申告等での利活用を令和5年1月から開始している。引き続き、国民・事業者の負担軽減につながる手続の対象拡大を検討する。 - 後期高齢者医療制度における金融所得の勘案に当たり、金融機関等に対する保険者への法定調書のオンライン提出義務化に伴い、必要な環境整備の検討を進める。 - 令和8年10月に始まる育児期間中の国民年金保険料免除制度について、マイナポータルを活用した電子申請環境の整備を行っている。 - 公的年金等を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として見える化する年金簡易試算 Web（公的年金シミュレーター）について、令和8年4月に障害年金や iDeCo の試算機能を追加しており、引き続き、利用状況や運用実験等を踏まえ、UI/UX を向上するための改善を継続的に実施する。 【目標と取組期限】 - クラウド提出可能な手続の拡大検討。（令和8年度以降も継続的に） 【担当当府省庁】 デジタル庁 厚生労働省 【関係府省庁】 財務省 金融庁	3-120 デジタルインボイスの定着 【取組概要】 - デジタルインボイスについては、その標準仕様（JP PINT）の安定的な管理を引き続き実現する。なお、令和8年度税制改正において、JP PINT に対応した電子計算機処理システムを使用し、電子取引データの授受・保存を行うことで、青色申告特別控除（75万円）の適用を受けることが可能とされた。そのような取り巻く環境の変化も踏まえ、事業者のグッドプラクティスの継続的な発信や政府調達におけるデジタルインボイスの利用（政府調達システムでのデジタルインボイスの受付）をより一層進めていく。 【目標と取組期限】 （目標） - JP PINT の安定的な管理の実現 - 事業者のグッドプラクティスの発信 - 政府調達におけるデジタルインボイスでの請求実施 （取組期限）令和8年度以降も継続実施 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 財務省

3-121 国税関係手続のデジタル化の推進 【取組概要】 ・ 税務に関する申告から納付までの一連の手続を円滑に完了できる環境を整備し、納税者の利便性の向上を図る。具体的には、令和8年度以降、国税庁ホームページやe-Tax、確定申告書等作成コーナー等の機能・導線を整理した上で、e-Tax マイページで確認できる自己情報の拡充等を進めるほか、確定申告書等作成コーナーの一時データ等のクラウド保存や操作手順を見直す。 ・ 税務署窓口・電話相談からデジタルにもつながる施策として、令和8年度に実施する概念実証を踏まえ、令和10年度中の生成AIを活用したチャットボット構築に向けて検討を進める。 ・ 現金管理に伴う社会全体のコスト削減等の観点から、キャッシュレス納付の更なる普及を図る。 ・ これらの施策の実施により、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現を目指す。 【目標と取組期限】 ・ e-Tax の利用状況（所得税の申告手続）（80％ 令和8年度） ・ e-Tax の利用状況（消費税（個人）の申告手続）（82％ 令和8年度） ・ e-Tax の利用状況（法人税の申告手続）（92％ 令和8年度） ・ e-Tax の利用状況（法人税の添付書類を含めた申告手続）（72％ 令和8年度） ・ e-Tax の利用状況（消費税（法人）の申告手続）（94％ 令和8年度） ・ e-Tax の利用状況（相続税の申告手続）（72％ 令和8年度） ・ e-Tax の利用状況（納税証明書の交付請求手続）（69％ 令和8年度） ・ キャッシュレス納付（全税目）の利用状況（54％ 令和8年度） ・ キャッシュレス納付（源泉所得税）の利用状況（36％ 令和8年度） 【主担当府省庁】 財務省 【関係府省庁】 デジタル庁	3-122 国税地方税連携の推進 【取組概要】 ・ 国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書・法定調書等の情報について、連携対象となる情報の拡大を図ることで両当局間での照会・回答や閲覧事務を始めとした課税・徴収事務について一層の効率化に取り組んできた。 ・ 今後、令和8年度から令和9年度までに順次、連携対象となる情報の更なる範囲拡大及び国税・地方税当局間での照会・回答業務のデジタル化を目指す。 ・ これらの取組により、国税・地方税当局間での書面による照会・回答事務や対面による閲覧事務を省略化し、国税・地方税当局双方の更なる事務効率化を図る。 【目標と取組期限】 ・ 令和9年度までに連携対象となる情報を拡大 ・ 国税・地方税職員の業務の効率化 【主担当府省庁】 財務省 【関係府省庁】 総務省
3-123 国税情報システムに係るプロジェクトの推進 【取組概要】 ・ 「国税総合管理システム」（KSK システム）については、令和8年度に次世代システム（KSK 2）の導入を目指し、その開発を進めているところ。 ・ KSK 2 は、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、①紙からデータ、②縦割りシステムの解消、③メインフレームからの脱却をコンセプトとしており、システム改修や機器運用等の経費の低減、AI等の最新技術の導入やデータ活用を容易にすることを目指す。 ・ 引き続き、税制改正に対応するための開発、テストやデータ移行など、令和8年9月の円滑なリリースに向けて計画的に作業を進める。 【目標と取組期限】 ・ KSK 2 の開発（令和8年度システム更改） ・ システム運用等経費の低減 【主担当府省庁】 財務省 【関係府省庁】 デジタル庁	3-124 スマート農業技術の活用による生産性の向上 【取組概要】 ・ 農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するため、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和6年法律第63号）及び同法に基づく基本方針に基づき、農作業の効率化等に資するスマート農業技術等の活用と併せた生産方式の転換、スマート農業技術等の開発・普及を進めるとともに、人材育成や高度情報通信ネットワークの整備、サイバーセキュリティ対策などの分野について、関係府省庁間で連携を図りながら、着実に推進する。また、スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進する観点から、農業者や研究者等が参画するスマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）において、経営に与える効果の分析や技術の客観的な評価の検討、成功・失敗事例の情報共有等の各種取組を実施する。 【目標と取組期限】 ・ スマート農業技術を活用した面積の割合：約20％（参考値）（令和6年）→50％（令和12年度） 【主担当府省庁】 農林水産省 【関係府省庁】 内閣官房 内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省

3－125 林業におけるデジタル技術の活用の推進 【取組概要】 ・ 林業における労働安全の確保や労働負荷の軽減、労働生産性を向上させるためには、ICT等の新たな技術を活用した「スマート林業」を推進し、林業現場へデジタル技術の導入・定着を図ることが重要である。そのような中、航空レーザ計測による森林資源情報の高精度化が一定程度進むなど、デジタル技術の活用基盤は着実に進展しつつある。 ・ 一方で、林業でのデジタル技術の活用は、一部の者や分断的な利用にとどまっているため、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用し、林業のデジタル化・DXに取り組む「デジタル林業」の実践・定着が重要であり、令和5年度より「デジタル林業戦略拠点」の構築に向けた取組を開始した。 ・ 引き続き、これら林業におけるデジタル技術の利活用を推進するために必要な環境整備に取り組む。 【目標と取組期限】 ・ 航空レーザ計測を実施した民有林面積の割合令和8年度末までに80% ・ デジタル林業戦略拠点数：令和12年度までに25拠点 【担当府省庁】 農林水産省 【関係府省庁】 —	3－126 水産流通適正化制度における電子化推進対策 【取組概要】 ・ 水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。 ・ このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（令和2年法律第79号）が令和2年12月に成立し、令和4年12月に施行。同制度の円滑な運用に向け、引き続き、関係する漁業者、漁業協同組合、流通業者等の負担軽減を図るため電子システムの整備・運用等を図る。 【目標と取組期限】 ・ 電子署名にも対応できる汎用性の高いシステムの構築（令和9年度末） 【担当府省庁】 農林水産省 【関係府省庁】 —
3－127 DX推進による水産資源管理の業務の効率化 【取組概要】 ・ 改正「漁業法」（昭和24年法律第267号）により、知事許可及び漁業権漁業についても漁獲報告・操業状況報告が義務付けられ、漁業現場の報告負担が増えている状況にある。 ・ 現場の漁獲報告の負担を軽減するために、これら報告のデジタル化を推進する。特に、令和9年度までにAI等の技術を利用して自動的に操業状況を収集及び報告する方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を図る。 ・ また、漁獲情報のワンスオンリーを実現するため、令和8年度までにデータ利活用や収集体制を検討する。 ・ さらに、データ収集・管理を行う水産庁行政システムについて、令和6年度に構築した漁船・許可情報を一元管理するシステムを令和11年度までに全ての沿海都道府県で利用されることを目指すとともに、令和9年度までに新たな資源評価システムを構築し、資源管理業務の効率化を図る。 【目標と取組期限】 ・ AI等の技術を利用した報告方法の検討・開発、制度運用（令和9年度末） ・ 漁獲情報のワンスオンリーに向けたデータ利活用・収集体制の検討（令和8年度末） ・ 漁船・許可情報の一元管理システム（令和6年度に構築した漁船情報管理サブシステム）の利用推進（令和11年度末） ・ 資源評価のための新たなシステムの構築（令和9年度末） 【担当府省庁】 農林水産省 【関係府省庁】 —	3－128 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用 【取組概要】 ・ 新規参入や農地の集積・集約化を検討している農業者等が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年4月から、農地情報公開システム（現：農業委員会サポートシステム）にて、農地の所在や面積等を全国一元的に提供している。 ・ 本システムを活用することにより、「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）に基づき農業委員会が実施する農業者等の意向把握やこれに基づく目標地図の素案作成等が行われ、令和7年3月までに全国で地域計画が策定されたところ。 ・ 一方、農地の将来の受け手が位置付けられていない地域計画も存在することから、今後は地域計画のブラッシュアップの取組に向けて、最新の情報を反映した農地情報の整備・公表がより重要となっているため、引き続きシステムの適切な運用を行う。 【目標と取組期限】 ・ 農業委員会サポートシステムにおいて農地台帳を最新情報に更新している農業委員会の割合（100%） 【担当府省庁】 農林水産省 【関係府省庁】 —

3-129 データ連携による生産・流通改革 【取組概要】 ・農業の生産性向上に向けては、各種センサ等で得られたデータの活用が不可欠である。このため、データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤（WAGRI）や、生産から消費までのデータの相互活用を可能とするスマートフードチェーン（ukabis）、AI の活用等を通じて農業者のデータ活用を促進するとともに、オープン API 等のデータ活用環境を整備する。 ・物流問題については、令和 12 年度には最大で 25% 程度の輸送力不足が生じうる検証結果があり、依然としてトラック輸送に依存しているため、解決に取り組む必要。このため、デジタル化・データ連携に必要な支援を通じ、省力化・自動化等による業務の効率化や将来のフィジカルインターネット物流に対応し得る取組を推進する。 【目標と取組期限】 ・スマート農業技術を活用した面積の割合：約 20%（参考値）（令和 6 年）→50%（令和 12 年度） ・農水産品の輸送において、1 運行当たりの荷待ち時間・荷役等時間を削減（2 時間以内〔令和 10 年度〕） 【担当当府省庁】 農林水産省 【関係府省庁】 —	3-130 会計 DX 【取組概要】 ・国の会計業務については、重複入力等の非効率な業務が残存しており、担い手不足が進む中で、業務の持続可能性の確保が課題である。会計業務の DX を推進し、ワンスオンリーによる業務の効率化やデータの利活用及び見える化、関連システムの全体最適化を推進する。令和 7 年度は全府省庁本省会計課の一般競争入札に係る会計事務について、業務やデータの標準の大枠を整理した。 ・令和 8 年度は調査対象を地方支分部局等に拡大し、システム化に向けた調査や要件定義を進める。その際、プロトタイプの操作体験を通じて、標準業務・データへの合意形成を進める。また、業務・データ・制度・システムの一体的なガバナンスを試行し、運用体制を検討する。くわえて、既存システムとの責任分界や連携方法を整理し、関連システム全体での保守・運用の効率化を検討する。 【目標と取組期限】 ・（中間アウトカム） 標準業務・データ・帳票の策定率や準拠率 ・（長期アウトカム） ワンスオンリーによる業務効率化（令和 7 年度調査では約 148～424 万時間の削減効果を見込む。） 関連システムとの全体最適化やコスト削減 ※要件定義を通じて指標や目標設定について具体化 【担当当府省庁】 内閣官房 【関係府省庁】 デジタル庁 財務省
3-131 独立行政法人の DX の推進 【取組概要】 ・人口減少下にあっても国民に対して独立行政法人が提供する行政サービスを維持・強化する観点から、仕事のプロセス（やり方）を改革した上でのデジタル化による業務の効率化の推進、オンライン化による手続の利便性の向上などに向けた取組を法人の目標として位置付け実効的に取り組んでいくよう促すとともに、そういった取組に必要な人材の育成支援、独立行政法人の活動を「見える化」するためのデータベースの開発・運用等を行い、法人におけるデジタル技術の利活用や保有するデータの連携・活用による、事業の改善や新たな価値実現を果たす DX を推進する。 【目標と取組期限】 ・令和 8 年度に、独法データ作成・分析・評価基盤システムの要件定義等を行い、令和 9 年度以降に当該システム α 版の設計・開発・テストを行うことで、法人、主務省において、データ分析・活用が促進され、法人の活動を表す指標（定量、定性）を的確に捉えて自らの活動の状況を適切に評価し、サービスの質を維持・向上させるための業務改善、DX 推進が図られ、国民がより質の高いサービスを受けられるようになること。 ・また、法人、主務省におけるデータや書類の作成・整理に係る業務負担を削減し、法人の業務の質の向上に向けた検討に注力できるようにしつつエラー発生リスクも低減させること、法人の活動状況を国民に分かりやすく提供して国民への情報の透明性向上も図ること。 【担当当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	3-132 情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進 【取組概要】 ・「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）において「独立行政法人の情報システムの整備及び管理については、情報システム整備方針に準拠しつつ整備及び管理を行う」とされていることから、デジタル庁は、総務省と協力して、情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人におけるデジタル化を推進する。 ・各主務大臣は、引き続き、目標の策定又は変更（情報システムに関係する変更の場合に限る。）に当たりあらかじめデジタル庁に協議するとともに、評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて情報システムに関係する意見を述べる。 【目標と取組期限】 ・各独立行政法人における情報システム整備方針を踏まえた適切な情報システムの整備及び管理の実現を図る。 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 総務省

3－133 旅費関連システム及び業務の抜本的な効率化と刷新 【取組概要】 ・「旅費業務プロセスの改善方針」（令和５年９月８日旅費業務効率化推進会議決定）を踏まえ、旅費等内部管理業務共通システムについて、令和１０年度末までに、例えば民間経費精算製品に標準で具備されている領収書の取り込み機能や公用クレジットカード連携機能の実装などにより、旅行計画・旅費精算等に係る UI/UX 及び操作性を大幅に改善した次期システムへの更改を目指し、令和８年度に、設計・開発工程に着手する。 【目標と取組期限】 ・現行システムにおいては、操作ガイドツールや生成 AI チャットボットの導入等により、旅費業務の更なる効率化を図る。 また、次期システムにおいては、業務プロセスの改善と抜本的なシステムアーキテクチャの変更により、旅費業務の負荷軽減を目指す。 具体的な目標は、 ・操作ガイドツールや生成 AI の活用により、レクチャー時間や習熟期間、問い合わせ件数等の削減を図り、満足度（NPS）を改善する。（令和７年度から 10 ポイント以上） ・物品管理システムについて、令和９年度中のシステム更改に向けて、令和８年度中に基本設計、製造・単体テストを完了する。（進捗率 100%） ・旅費・謝金システムについて、令和 10 年度中のシステム更改に向けて、令和 8 年度中に基本設計を完了する。（進捗率 100%） 上記の目標を通じて、UI/UX の一層大幅な改善を含む、旅費関連業務の抜本的な効率化を実現する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房	3－134 戸籍の記載事項への振り仮名の追加 【取組概要】 ・行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記されているところ、漢字には様々な字体があるため、検索に時間を要していたが、氏名の振り仮名を戸籍上一意に公証することで、データベース上の検索等の処理が容易になる。 ・氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 48 号）が、令和５年 6 月 9 日に公布されたところ、令和 7 年 5 月 26 日の施行を受け、国民への広報等を着実に進めていくとともに、令和 8 年 5 月 26 日の施行を受けて可能となるマイナンバーカードへの氏名の振り仮名記載及び希望者に対するローマ字表記の円滑な実施のため、関係府省庁と連携し、必要な取組を行う。 【目標と取組期限】 ・令和 7 年 5 月時点における全ての国民に、令和 9 年 5 月を目途にその戸籍に振り仮名を記載する。 【担当府省庁】 法務省 【関係府省庁】 デジタル庁 総務省
3－135 戸籍情報連携の安定運用・連携拡大 【取組概要】 ・戸籍情報連携システムは、マイナンバー制度に基づく行政機関間の戸籍関係情報の連携やマイナポータルを介した戸籍電子証明書の請求・提供など戸籍の副本の情報を活用するための基盤として運用されているところ、令和 9 年度のシステムの更改に併せてデータベース等の構成の最適化を行うことにより、戸籍電子証明書のオンライン請求等に関する事務の迅速化など国民の利便性向上を図る。 ・あわせて、請求元・請求先双方の事務負担・費用負担の軽減を図るため、令和 10 年度までに都道府県等による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能とするための仕組みの構築・導入に必要な情報の提供等を行う。 【目標と取組期限】 ・最適化後の戸籍情報連携システムの運用開始（令和 9 年度） ・戸籍電子証明書等の公用請求を可能とする環境の整備（令和 10 年度） 【担当府省庁】 法務省 【関係府省庁】 デジタル庁	3－136 e-Gov の利用促進 【取組概要】 ・e-Gov（電子申請サービス及び審査支援サービス）は、事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を中心にオンライン申請を受け付けており、年間の電子申請件数が 3000 万件を超えるなど利用が拡大している。e-Gov の安定運用を確保しつつ、オンライン申請を始めとした e-Gov の提供サービスの更なる利便性を向上するため、ニーズに応じた継続的な機能改修及び基盤強化に取り組む。 ・また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても e-Gov を利用しやすくなるよう、e-Gov 電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。 【目標と取組期限】 ・e-Gov を活用した電子申請件数（令和 8 年度：4, 294 万件） ・e-Gov で電子申請可能な行政手続数（令和 8 年度：5, 160 件） ・e-Gov の利用登録者数（令和 8 年度：1, 300, 000 件） 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —

3-137 電子契約システム（工事・業務）のシステム効率化と利便性向上による電子契約の普及促進 【取組概要】 ・国が発注する公共事業の契約、検査及び請求に利用されている電子契約システム（工事・業務）は、開発及び運用・保守コストの高止まりや、UI/UX 及びシステム仕様の陳腐化といった課題を抱えている。 ・これに対し、ガバメントクラウドへの移行に伴うシステム構成の見直しにより一部運用作業の自動化を行うとともに、国の物品・役務調達に用いられる電子調達システム/調達ポータルとデジタルインボイス関連機能の共通化を進めることで、コスト抑制とシステム全体の効率化を図る。また、利用者要望を踏まえた機能改修を行うことにより、利便性の向上を図る。 ・電子契約率は高水準で推移しているものの、利用者へのヒアリングの結果、認証及び署名に関しては、従来の電子証明書を用いた方式以外の手段が求められていることが明らかとなった。このため、デジタル庁が提供する共通認証基盤であるG ビズ ID を導入し、認証機能の簡素化を図るとともに、G ビズ ID に導入予定のリモート署名を活用することで署名機能を改善し、電子契約の更なる利用促進を図る。 ・これらの取組はシステム更改と併せて実施することとしており、令和7年度に実施した要件定義を踏まえ、令和8年度に設計、開発及びテストの一部を行う。システム更改に係る作業は令和10年1月までに完了させ、同月よりガバメントクラウド上での本番運用開始を目指す。 【目標と取組期限】 ・①短期（令和8年度～令和10年度） ・電子契約率90%以上を安定的に維持する。 ・システム更改を完了し、ガバメントクラウド上での本番運用を開始する（令和10年1月からの本番運用開始を想定）。 ・②長期（令和12年度頃） ・電子契約率を93%以上に向上させる。 ・ガバメントクラウド環境における運用の最適化を進め、運用・保守コストの削減を図る。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	3-138 労働基準監督行政 DX 【取組概要】 ・国際的にみて労働者数に対する労働基準監督官の数が少ない中で、AI・デジタル技術を活用して、労働環境改善に積極的な事業場に自主的な改善の取組を促す一方、法違反が疑われる事業場に対して限られたリソースを集中的に投入する取組を進める。 【目標と取組期限】 ・令和9年度からの運用開始に向けて、法違反の未然防止や自主的な改善の取組をサポートするウェブサイトを構築する。 ・また、労働基準監督署に蓄積した情報等と AI を組み合わせることにより、法違反や労働災害リスクの高い事業場をより効果的・効率的に選定する方法について、検証を行いながら早期の導入に向けた検討を進める。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 内閣官房
--	---

3-139 公文書管理のデジタル化 【取組概要】 ・「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定）及び公文書管理委員会での議論を踏まえ、制度面においては、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）等を改正し、デジタル化に対応した文書管理のルールの整備・浸透を図るとともに、システム面においては、文書管理業務を一貫して電子的に処理可能とするため、行政文書ファイル管理簿に記載する情報等をメタデータ（書誌情報等）として行政文書ファイル等に付与することにより、行政文書を体系的に管理する機能を新たに整備するなど、令和 7 年度から開始した新たな文書管理システムの設計開発を令和 8 年度以降も計画的に実施し、本システムの段階的導入を着実に推進する。 【目標と取組期限】 ・デジタル技術を活用した確実かつ効率的な公文書管理を実現するため、令和 12 年度までに、新たな文書管理システムに整備することとしている機能を完成させるとともに、整備した機能を利用する府省庁を着実に拡大させる。 ・令和 8 年度に、新たな文書管理システムの中核となる、行政文書ファイル管理簿に記載する情報等をメタデータ（書誌情報等）として行政文書ファイル等に付与し、行政文書を体系的に管理する機能を整備し、令和 9 年度から一部の府省庁で利用を開始するための環境構築や利用リハーサルを行う。また、令和 10 年度以降も、ほかの府省庁が順次、利用を開始できるよう、各府省庁と協議等を進める。 【担当府省庁】 内閣府 デジタル庁 【関係府省庁】 —	3-140 情報公開事務のデジタル化 【取組概要】 ・総務省と各府省等との間で整理してきた標準的な事務フローも踏まえつつ、総務省のフォローの下、関係府省において、公文書管理のデジタル化の検討の進展に対応して、業務のプロセス全体が効率化されるよう業務改革（BPR）を行いながら、可能なものから順次措置を講じていく。 【目標と取組期限】 ・各府省等における「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づく事務のデジタル化の推進 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —
3-141 国家公務員の人事管理情報のデジタル化 【取組概要】 ・国家公務員の人事管理分野では、事務手続の電子化や府省共通の仕組み構築等を通じた業務効率化を図るとともに、職員の働き方・キャリア希望に配慮した戦略的人事管理の基盤として、人事管理情報のシステム管理が重要である。「人事管理情報のデジタル化に関する将来設計」（令和 7 年 3 月デジタル社会推進会議幹事会決定）に基づき、関係システム間の円滑な接続・データ連携を確保しつつ、人事管理支援共通プラットフォームの戦略的な整備を推進する。勤務時間管理共通システムは令和 8 年度までに基本機能を整備し、令和 9 年度から先行府省での運用を開始する。職員情報管理共通システムは要件調整を継続し、令和 8 年度に設計構築を開始する。研修管理その他の人的資源管理についても、調査研究を通じてシステムの在り方を検討する。 【目標と取組期限】 ・人事管理業務の効率化による事務負担の削減 ・求められる人事管理の在り方の変化への対応 ・人事管理に係る情報システムに対する投資の効率性確保 【担当府省庁】 内閣官房 人事院 デジタル庁 【関係府省庁】 —	3-142 電子調達システムの効率化及び利便性向上による利活用の推進 【取組概要】 ・物品及び役務の調達を電子的に行う事を可能とする電子調達システムはログイン認証及び電子署名を行うために IC カード形式の電子証明書が必須であったが、G ビズ ID によるログイン認証及び商業登記認証局のリモート署名に対応することにより、IC カード形式の電子証明書が必須ではなくなり事業者の負担が軽減される。また、電子調達システムと調達ポータルを統合すること、公共工事の調達案件の電子契約を可能とする電子契約システム（工事・業務）と一部の機能の共通化を図ることで、電子調達システム及び電子契約システム（工事・業務）の両システムの効率化が推進される。これらは、令和 7 年度において要件定義を行い、令和 8 年 6 月から構築を開始する第 4 期電子調達システムで実現する予定であり、令和 11 年 1 月よりガバメントクラウドでの運用開始を目指す。 【目標と取組期限】 ・利便性向上に資する利用者満足度指数の向上 - 令和 8 年度目標：65% - 令和 9 年度目標：65% - 令和 10 年度目標：65% - 令和 11 年度以降目標：72% ・ガバメントクラウドへの移行（令和 11 年 1 月から運用開始） 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —

3－143 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の機能刷新 【取組概要】 - 競争的研究費制度を中心とした研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題管理→成果報告等）を担う e-Rad について、国の競争的研究費制度の増加に伴う全体的な利用者及び申請数の増加に加え、制度改正対応、配分機関の増加への対応等、科学技術政策への足下からの着実な支援の必要性が存在する。このような現状において、今後もシステムへの運用的、機能的な要求が続くことが見込まれるため、e-Rad のあるべき姿を定義した上で、令和 8 年度からのシステムの全面的な更改を行う。 【目標と取組期限】 - 競争的研究費の公募・実績報告を担う e-Rad の機能を強化することを通じて、効果的・効率的な競争的研究費の執行を支援するとともに、システムの安定した運用を確保する。 個別の機能強化を超えて、競争的研究費制度に係る抜本的な DX を実現すべく、ユーザーの利用動向・利用ニーズ等も踏まえた今後の e-Rad のあるべき姿を定義した上で、最新のセキュリティ対策等の実装を含めたシステム機能刷新を令和 10 年度までに行う。 【担当府省庁】内閣府 【関係府省庁】—	3－144 公共工事電子入札システムの統合 【取組概要】 - 現在、複数存在する政府内における公共工事分野に係る公共調達電子入札システムについて、システムの重複を解消し、整備・運用等に係る経費削減を実現するため、令和 9 年度末までの統合を目指す。具体的には、デジタル庁及び関係府省（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）は、令和 8 年度においては、各省システムの統合に向けた整備を開始し、一元的なシステムの整備・管理・運用を実現するための設計を行うとともに、システムの統合及び運用に向けた体制の整備を行う。 【目標と取組期限】 - システムの統合による、令和 10 年度の整備経費及び運用等経費の削減。※令和 3 年度より、約 6 億円のコスト削減。 【担当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】文部科学省 農林水産省 国土交通省 防衛省
3－145 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進 【取組概要】 - 日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から課題がある。 - 年金の記録管理システムについては、発注者主導による公平性を確保した仕組みの整備やオープンなシステムへの転換などによる課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。 【目標と取組期限】 - 年金記録の管理に係るシステムのオープン化及びデータ等の完全移行を安全・確実に実施（～令和 12 年 1 月） 【担当府省庁】厚生労働省 【関係府省庁】—	3－146 デジタルライフライン全国総合整備計画 【取組概要】 「デジタルライフライン全国総合整備計画」及び関連するロードマップやガイドライン等に基づき、各府省庁が一体となって実証段階から実装への移行を加速しデジタルライフラインの全国整備を推進する。この際、共通の仕様や規格等を策定し事業者等に準拠を求めることを基本とし、ドローン航路やインフラ管理 DX の全国展開支援や、車両情報を連携した V2N 安全支援などの実装に向けた検討を加速する。 【目標と取組期限】 - 物流ニーズも考慮した上で、令和 8 年度に東北自動車道に約 40km の区間において自動運転車優先レーンを設置することを目指す。 - 令和 9 年度目途に全国の送電網上空 1 万 km、令和 15 年度までに全国の送電網上空 4 万 km のドローン航路整備を目指す。 【担当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】内閣官房 警察庁 デジタル庁 総務省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省

3-147 統計データ等の利活用推進 【取組概要】 ・社会経済のデジタル化が進む中、公的統計基本計画も踏まえ、時代の変化に対応した有用な統計の整備や利活用の促進、人材育成等に取り組むことにより、EBPMの実現や新たなサービスの創出に寄与することが課題。 ・政府統計のポータルサイト「e-Stat」について、多様な利活用ニーズに応えることができるような機能の充実や使いやすさの向上等に取り組む。また、データサイエンスに係る学習機会等の充実等を図る。 【目標と取組期限】 ・e-Statの統計データの利用件数（API機能による利用含む）（令和9年度までに15,000万件以上） ・データサイエンス人材の育成（令和8年度のオンライン講座及びセミナーの受講者数が25,600人以上） ・国・地方公共団体等の職員の統計人材の育成（令和10年度の統計研修修了者数が11,000人以上） 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	3-148 政治資金収支報告書に係るデータベースの整備 【取組概要】 ・令和6年12月に議員立法により成立した改正「政治資金規正法」（昭和23年法律第194号）に基づき、オンライン提出された政党本部・政治資金団体及び国会議員関係政治団体の収支報告書の情報について、情報の取得や検索が可能なデータベースを令和10年4月1日までに整備し、当該データベースをインターネットを通じて一般の利用に供する。 【目標と取組期限】 ・令和10年4月1日までにデータベースを提供できるように、 ・データベースへ収支報告書データを転送する機能を備えた次期システムのガバメントクラウド上での構築（令和8年度～令和9年度） ・ガバメントクラウド上でのデータベースの構築（令和8年度～令和9年度） ・また、上記と並行して収支報告書のオンライン提出が義務化される政治団体への周知を実施する。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —
3-149 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進 【取組概要】 ・農地の区画情報である筆ポリゴンは、農林水産省が令和元年度からオープンデータとして提供しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で活用されており、更なる利便性の向上を図ることとしている。 ・令和8年度は、すでに構築した筆ポリゴン管理システムを通じて、令和7年度に更新した筆ポリゴンデータの公開・提供及び令和9年度の公開に向けた筆ポリゴンの更新を行うとともに、筆ポリゴンのより詳細な利用実態の把握に取り組み、高度利用の促進について検討する。 【目標と取組期限】 ・筆ポリゴンの利用件数（令和8年度のダウンロード者数3,000） ・筆ポリゴンの高度利用件数（令和8年度の高度利用者数1,900） 【担当府省庁】 農林水産省 【関係府省庁】 —	3-150 電子国土基本図の整備・更新・3次元化 【取組概要】 ・デジタル社会の実現には、ベース・レジストリかつ「国土情報基盤」である「電子国土基本図」の3次元化が必要であるが、最新性を確保することや更新頻度の向上といった課題がある。 ・そのため、令和5年度に3次元化の方針及び手法を整理し、令和6年度から3次元化を行い、令和7年度から3次元地図データの順次提供を開始した。 ・令和8年度は引き続き「電子国土基本図」の整備・更新・3次元化に取り組みつつ、AI等を活用した地図作成効率化の技術開発を行い、3次元化を加速化させる。 ・これにより、官民間問わず幅広く、各種手続や防災・減災対策等の様々な活動で活用され、社会全体の効率性の向上が図られる。 【目標と取組期限】 ・ベース・レジストリである「電子国土基本図」のデータの品質を確保しつつ、令和10年度までに国土全域において3次元化を実施した電子国土基本図を整備し、順次提供を行う。 【担当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 —

3－151 地理空間情報の整備・利活用の促進 【取組概要】 ・信頼性・統一性の高い公的 GIS データである国土数値情報等の地理空間情報の整備・更新・提供を行う。特に、ニーズが高い洪水浸水想定区域等の災害リスク関連データの充実や土地利用データの整備を推進するとともに、AI-Ready なデータについて検討を行う。令和 9 年度のダウンロードサイトリニューアルに向け、新サイト構築と併せて機能やメタデータの改善等を進める。 ・「不動産情報ライブラリ」について、更なる利用拡大に向けて、検索機能の強化等の利便性向上、掲載コンテンツの充実、周知広報等を進める。また、AI に対応した MCP サーバ等による多様な地理空間情報の連携環境の構築や、3 次元人流データ活用の社会実装に向けた取組を推進する。 【目標と取組期限】 ・国土数値情報 DL 件数：300 万件（令和 8 年度） 【担当当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—	3－152 地盤情報の公開促進 【取組概要】 ・ボーリング柱状図や土質調査結果などの地盤情報は、国や地方公共団体など一部の機関での公開にとどまっており、機械判読性の低いデータ形式で提供されている場合もある。国土交通省では、国や地方公共団体などから得られた地盤情報を「国土地盤情報データベース」を通じて標準的な形式でオープンデータ提供しているところ。引き続き、国や地方公共団体や民間も含め、得られた地盤情報のオープンデータ提供を推進し、効率的な地盤調査の実施やハザードマップの精緻化などに寄与する。 【目標と取組期限】 ・地盤情報の公開数（令和 8 年度に 60 万本） 【担当当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】農林水産省
3－153 空き家対策の DX 【取組概要】 ・市区町村が実施する空き家対策に関する業務では、空き家の所有者等を探索するため、職員が公用請求等により関係情報を収集し、取得した情報を手作業で台帳に入力するなど、依然としてアナログな手法により業務が行われている実態がある。また、情報がデータベース化されている場合であっても、データ項目、管理方法等が市区町村ごとに異なることから、情報の集約や比較分析を行う際に多大な労力を要している。このため、令和 8 年 10 月を目途に、市区町村等が空き家対策に関する事務に活用するための空き家データベースシステムを整備し、空き家対策に係る業務の負担軽減及び効率化を図る。 【目標と取組期限】 ・空き家データベースシステムの整備により、ガバメントクラウド上へ構築される自治体の情報システム等と連携し、空き家所有者等の特定に必要な情報照会手続のデジタル化及び迅速化を図る。また、空き家情報をデータベース上で一元的に管理・更新することにより、助言・指導等の事務処理を効率化する。さらに、市区町村を越えたデータベースの整備によるデータの共有や分析を通じた政策立案の推進及び民間事業者の参画による新たなサービス創出などを促進する。 【担当当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—	3－154 不動産 ID の整備推進 【取組概要】 ・不動産を一意に特定する「不動産 ID」をキーとして、不動産を軸とした様々な情報が連携されることで、官民双方の領域において、ビジネスの発展や効率性の向上等を目指す。 ・まずは、令和 9 年度中の一部先行整備地域における試験運用及びその後の社会実装に向けて、不動産 ID の生成方法及び仕組み等に関する検討を進める。 【目標と取組期限】 ・利用者数：500 者（令和 12 年度） 【担当当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—

3-155 国土交通データプラットフォーム整備によるインフラ DX の推進 【取組概要】 - 国土交通分野の多種多様な産学官のデータを API で連携し、3 次元地図上での表示や横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」（以下「国土交通 DPF」という。）について、令和 2 年 4 月に ver1.0 を公開した。その後、利用者向け API の提供開始、令和 7 年 4 月には「国土交通省インフラ分野のオープンデータの取組方針」を策定し、令和 7 年 11 月には専門的な知識や技術的な操作無しに「AI を用いて自然言語で検索・分析する」MCP サーバの提供を開始した。これにより、国土交通 DPF がハブとして国土のデジタルツイン化を進め、i-Construction の更なる推進、業務の効率化及び施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを目指すとともにインフラ DX を加速する。 【目標と取組期限】 - 国土交通データプラットフォームと連携するデータ数 299 万データ（令和 6 年度）→470 万データ（令和 12 年度） 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 —	3-156 位置情報サービスを支えるインフラ「電子基準点」の安定運用及び「国家座標」に基づく位置情報の提供 【取組概要】 「電子基準点」は、各種測量や準天頂衛星による高精度測位等に必要不可欠な「国土情報基盤」であり、多様な社会経済活動を支え、日本の持続的な成長や災害からの迅速な復旧・復興等に資するものである。近年、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつあるが、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ（最大で 2 m 程度）や、業種・分野間での位置の表し方の違い等の課題が顕在化している。これらの課題を解決するためには、電子基準点を安定的に運用し、位置情報の共通ルールである「国家座標」に基づく位置情報を得るための仕組みを整備する必要がある。そのため、電子基準点の耐災害性を継続的に強化し、令和 8 年度までに水平方向に加え、高さにも国家座標に準拠した地図と衛星測位とのズレを補正する仕組みを導入する。 【目標と取組期限】 - 電子基準点の観測データの取得率 毎年度 99.5%以上 - 補正情報の提供先分野数 令和 12 年度までに 4 分野以上 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 —
3-157 歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化 【取組概要】 - 歩行空間における段差等のバリア情報やバリアフリー施設の情報を歩行空間ネットワークデータとして整備・オープンデータ化し、バリアを避けた最短ルートのナビゲーションの普及・高度化などを通じて全ての人やロボットがストレスなく移動できる包摂社会の実現に向け取り組んでいる。歩行空間ネットワークデータの技術的な検討については一定程度の進捗が見られるがデータの整備、更新に当たっては詳細な現地調査等を伴うことからその効率性等に課題がある。そこで令和 7 年 7 月に新たに WG を立ち上げ現地実証の結果等を踏まえたデータ整備 PF のプロトタイプ構築やデータ整備の運用方針について検討を行っている。令和 8 年度以降も運用実証等を踏まえ普及促進に向けたデータ整備 PF の試行運用や試行事例の拡大、新技術等を踏まえた改善検討を行う。 【目標と取組期限】 - 歩行空間ネットワークデータ、施設データ等のオープンデータダウンロード数（年間で 3,700 件以上） - オープンデータダウンロード数の増加（令和 8 年度末時点で累計ダウンロード数 90,000 件を達成する。） 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 —	3-158 地域交通 DX の推進 【取組概要】 - 地域交通におけるデジタル技術の活用を地域交通の持続可能性、利便性、生産性向上という価値にコミットするエコシステムとして再構築するため、「サービス」「データ」「マネジメント」「ビジネスプロセス」の 4 つの観点からデジタル活用を一体的に進める地域交通 DX 推進プロジェクト「COMmmONS（コモンズ）」を令和 7 年度より始動した。令和 8 年度は、令和 7 年度の標準化成果物のアップデート及び普及等による業界 DX の推進と、「交通空白」解消施策と連携した DX 施策の推進の 2 軸により施策を推進する。 - 具体的には、バス、タクシー、鉄道、デマンドバス、シェアモビリティ等の業務モデルやシステム構成の標準化や IC カードや配車システム等から出力されるデータ仕様の標準化の推進や、バス業務の共同化、タクシー運行管理業務の共同化等の共同化・協業化の標準モデルの開発等を行う。 【目標と取組期限】 - 令和 9 年までに 50 件以上のテーマで地域交通 DX のベストプラクティス創出と標準化の社会実装を実現する。 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 —

3-159 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業 【取組概要】 ・「データ統合・解析システム（DIAS）」の長期的・安定的な運用を通じて、地球環境データ（観測データ、予測データ等）の蓄積・統合・解析・提供を実施する。地球環境データを統合・解析し、気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を加速する。 【目標と取組期限】 ・データ統合・解析システムの利用者数 19,000 人（令和 12 年度末） 【主担当府省庁】文部科学省 【関係府省庁】—	3-160 国土交通分野のデータ整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（Project LINKS） 【取組概要】 ・急速に進展する人口減少・少子高齢化に対応し、インフラ、防災、交通、まちづくり等の多様な分野における官民の生産性を向上させるため、政策やビジネスにおけるデータ活用や新サービス創出等を進める必要がある。幅広い施策・制度・手続を所管する国土交通省には膨大な行政情報が蓄積されているが、機械利用できる形で整備されておらず、二次利用を含め十分活用されずに宝の持ち腐れ状態となっている。これらを「データ」として整備し、官民が利用可能な基礎的な情報として提供するとともに、行政内での活用環境を整備することで、オープンデータを利用したビジネス創出や政策立案におけるデータ活用（EBPM）を促進し、社会全体の生産性向上の実現を図る取組を展開する（Project LINKS）。 【目標と取組期限】 ・データ構造化システムで整備・オープン化した累積データ数 令和 9 年度：40 種 【主担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—
3-161 3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進及び「建築・都市の DX」の推進 【取組概要】 ・まちづくり DX の基盤となる 3 次元の都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の取組（Project PLATEAU）を推進する。モデル整備・更新の更なる効率化や産学官連携等に取り組むほか、官民における整備・活用等を一層促進し、地域課題の解決や社会価値の創出を目指す。 ・また、令和 8 年 3 月に策定した「建築・都市の DX」中長期ビジョンに基づき、3 次元の建築モデル（建築 BIM）・都市モデル、国土数値情報等の地理空間情報、不動産 ID 等に関する取組を一体的に推進する「建築・都市の DX」により、建物内外から都市全体まで再現した 3 次元デジタルツインの 2030 年代に本格的な社会実装を目指し、持続的なユースケース開発やデータ連携の推進等の取組を加速させ、まちづくりや防災の高度化、新サービスの創出などを図る。 【目標と取組期限】 ・多様な分野におけるレジリエンス・ウェルビーイング・イノベーション等への貢献（2030 年代） <建築 BIM>大規模建築物における BIM 図面審査の活用割合：2 割以上（令和 10 年度） <3D 都市モデル>整備都市数：500 都市（令和 9 年度） <不動産 ID>利用者数：500 者（令和 12 年度） <データ連携>利用者数：500 者（令和 12 年度） 【主担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—	3-162 ジオ AI（地理空間情報×AI）の推進 【取組概要】 ・質・量ともに充実し、マルチモーダル化する地理空間情報の活用の高度化を図り、多様な分野における社会課題の解決や成長を牽引するため、地理空間情報を分析・評価、方針決定等の意思決定プロセスの質の転換につながる「ジオ AI」（地理空間情報×AI）の開発・普及に向けて、「ジオ AI 研究会」（事務局：内閣官房地理空間情報活用推進室、国土交通省、国土地理院）の中間整理（令和 8 年 5 月 29 日公表）を踏まえつつ、国土数値情報や国土情報基盤等の公的地理空間情報の整備・更新・AI-Ready 化や G 空間情報センター等の流通環境の構築等の具体的な検討を進める。 【目標と取組期限】 ・「ジオ AI 研究会」の中間整理（令和 8 年 5 月 29 日公表）を踏まえつつ、AI-Ready なデータの整備・提供や流通環境の構築を始めとした産学官の取組を戦略的に加速するための具体的な検討を進める。 【主担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—

3-163 観光 DX の推進 【取組概要】 ・観光地・観光産業は、低い生産性・低い収益性・低い賃金水準かつ人手不足等の課題から脱却し、観光 DX の推進による地域活性化・持続可能な経済社会を実現していかなければならない。 ・これらの課題解決に向けて、令和3年度から先進モデルの構築に向けた実証事業を行うとともに、令和4年度は有識者による検討会を設置し、課題と解決の方向性等を取りまとめた。 ・令和8年度は、全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や、DX 技術を活用した各地域の課題解決モデルの構築等を通じて、全国の観光地・観光産業の観光 DX を強力に推進する。 【目標と取組期限】 ・観光地経営の高度化を図るため、旅行者の来訪状況、属性、消費額等のデータに基づいて策定された DX 戦略を有する観光地域づくり法人（DMO）（令和9年度末：90 法人） 【担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—	3-164 在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討 【取組概要】 ・「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第11号）の施行による電子メールの利用等による在外選挙人証の交付等の迅速化については、関係府省庁及び市町村選管と連携し、引き続き適切な運用を図る。在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用については、引き続き関係府省庁と連携して検討する。 ・在外選挙におけるネット投票の検討については、引き続き課題の整理、対応など調査研究を進める。 【目標と取組期限】 ・在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用について検討を行う。また、在外選挙におけるネット投票について、調査研究を行う。 【担当府省庁】総務省 【関係府省庁】デジタル庁 外務省
3-165 ふるさと住民登録制度の創設 【取組概要】 ・二地域居住者を含む関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」について、関係府省庁と連携して、制度の具体化を進めるとともに、プラットフォームとなるシステムやアプリについて、高いUI・UXを実現し、多くの自治体と国民に活用いただけるよう、モデル事業での実証も踏まえながら、令和8年度中に開発を行い、関係人口の創出・拡大に向けた取組の充実を図る。 【目標と取組期限】 ・令和8年度中にモデル事業での実証を踏まえ、システム及びアプリの開発を行うとともに、効果的な事例の創出に努める。こうした取組を通じて、ほぼ全ての自治体の参画を図るとともに、関係人口の量的拡大・質的向上を目指す。 【担当府省庁】総務省 【関係府省庁】国土交通省	3-166 スマートアイランドの推進 【取組概要】 ・離島地域は厳しい自然的社会的条件の下、公共交通や医療・教育の不足、ライフラインの脆弱性^{ぜいじやく}といった課題を抱えている。これらの課題解決に向け、ICT を始めとする新技術・デジタル技術の実装を図る「スマートアイランド」の実現を推進する。具体的取組として、①交通、医療・介護等を重点分野とした離島における新技術導入の実証等を行うスマートアイランド推進実証調査を実施し、実証調査後のフォローアップを行う。また、②産学官が連携し、スマートアイランドに係る離島自治体と民間企業とのニーズ・シーズのマッチング等を行うスマートアイランド推進プラットフォームの運営、③新技術等の実装に向けた伴走支援を行うアドバイザー派遣、④離島地域で活用実績のある新技術等の横展開に向けたスマートアイランド推進カタログの作成を実施する。 【目標と取組期限】 ・離島地域の課題に対して新技術・デジタル技術の実装を通じて課題解決に取り組む離島振興対策実施地域がある市町村数：令和10年度までに90市町村 【担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—

3－167 地域の公的機関における DX の推進支援 【取組概要】 - 人口減少・少子高齢化が急激に進み、行政サービスの担い手の大幅な減少が必至である中、総務省は、DX やその前提となる課題整理、業務の見直し等に係る公的機関（国の機関（地方機関を含む）、自治体、独法）への支援を実施している。課題解決の手法やその導入手順に係る調査研究等を実施しつつ、これを活用して DX・業務改革の手法を学ぶ研修、支援対象機関の直面する課題に応じた解決支援を行い、総務省全体として取り組む地域社会の DX 推進の一端を担う。 【目標と取組期限】 - 研修や解決支援を通じた地域公的機関における DX の推進 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—	3－168 文教施設の工事契約情報等に関するプロジェクトの推進 【取組概要】 - 文教施設工事情報調達情報公開・収集システムでは文教施設の入札・契約情報、競争参加資格者情報及び工事・設計成績情報等の様々なデータを利用者に提供しているが、平成 16 年に構築されたものであり、セキュリティ上のリスクや利用者の UI/UX が十分でない等に対する対応が今後の課題である。 - そのため、引き続きウェブサイトの運用保守を行うとともに、令和 7 年度に実施した調査研究を踏まえ、開発及び運用経費を低減し、現行システムの更改時期である令和 8 年度にガバメントクラウドへ移行し、システムのモダン化を図りつつ運用業務の精査等による見直しを行い、効率的な運用を図る。 【目標と取組期限】 - 利用者の利便性向上（令和 8 年度に UI/UX の改善、令和 9 年度に問合せ件数の減少と対応時間の短縮）と運用等経費の削減（令和 9 年度までに令和 5 年度の運用等経費と比較して 2 割削減）を図る。 【主担当府省庁】文部科学省 【関係府省庁】—
3－169 就労分野でのマイナンバーカード活用 【取組概要】 - 求職者がハローワークにおいて仕事探しをする際の利便性を高めるため、ハローワークの受付時に求職者が通常使用するハローワーク受付票に代え、マイナンバーカード等での受付も進めており、今後も、求職者に対し、ハローワークにおいてはマイナンバーカード等での受付も可能であることの周知を図っていく。 【目標と取組期限】 - マイナンバーカード等によるハローワークの受付利用率 60% とし、その水準の達成・維持に向け、令和 8 年度においても、ハローワーク求職者に対する積極的な案内を行う。 【主担当府省庁】厚生労働省 【関係府省庁】デジタル庁	3－170 マイナポータルを利用した旅券のオンライン申請の利便性向上のための諸改善 【取組概要】 - マイナポータルを活用した旅券のオンライン申請において、戸籍連携の利用拡大や利用者に分かりやすい導線や表示とするためのインターフェースの改善を継続的に行い、更なる利便性の向上を目指す。 - セキュリティ向上のための機械審査の拡充を検討する。 【目標と取組期限】 ①令和 9 年度までに旅券のオンライン申請における戸籍情報連携を全申請種別に拡大する。 ②令和 9 年度までに顔照合機能の拡充等機械審査の能力向上により、更なるセキュリティ向上を目指す。 【主担当府省庁】外務省 【関係府省庁】デジタル庁 法務省

3-171 ドローン利活用の推進 【取組概要】 ・「空の産業革命に向けたロードマップ 2024」を踏まえ、以下のようなドローンの各分野での社会実装を一層推進する。 ・ドローン航路の全国展開に向けて、ドローン航路登録制度を年度内に開始する。 ・平時からのドローン配備やパイロットの育成、災害時連携協定の締結等の促進により、平時から空から得られる情報の活用を進め、災害発生時に迅速な被災状況把握につなげるとともに、緊急物資輸送等を含め、災害対応におけるドローン活用を進める。 ・目視外飛行の事業化促進に向け、自動・自律機能の活用も含めた多数機同時運航の機数拡大、多様な機体の運航支援のための運航管理システム（UTM）の段階的導入を進める。 【目標と取組期限】 ・①「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づくドローン航路（全国の河川上空や全国の送電網上空1万kmで整備を目指す）を始めとして、平時及び災害時（フェーズフリー）のドローン活用を着実に推進する。 ・②多数機同時運航ガイドラインを改正し、機数及び適用範囲の拡大を進める。 ・③Step2 初期導入による実態等を踏まえて、Step3 を含む今後の UTM 導入に必要な制度整備を進める。 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 経済産業省 防衛省	3-172 上下水道 DX の推進 【取組概要】 ・持続可能な上下水道システムの構築には、データ・情報・知識等の資源をデジタル技術により活用し、現場の生産性を向上させるとともに業務や働き方を変革する上下水道 DX の推進が必要である。 ・このため、（１）業務の共通化、（２）情報整備・管理の標準化、（３）DX 技術の普及促進、（４）現状可視化を通じて、関係者一丸となり令和9年度までに DX 技術を全国で標準実装させる。 【目標と取組期限】 ・点検頻度や方法を強化・充実するなどメンテナンス効率の向上や広域連携の加速、経営の効率化、大規模災害発生時に備えた上下水道施設の早期の強靱化等による事業の基盤強化を進めることを目的に、令和9年度までに全国における DX 技術の標準実装を目標とする。 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 内閣官房 総務省 農林水産省 経済産業省
3-173 ETC 専用化の推進 【取組概要】 ・国土交通省及び高速道路6社では、料金所における業務の効率化や渋滞の解消等を図るため、高速道路の ETC 専用化による料金所のキャッシュレス化を計画的に推進している。 引き続き、周知・広報や ETC の利用環境の整備などを実施しながら、導入状況なども踏まえ料金所のキャッシュレス化を順次拡大していく。 【目標と取組期限】 ・ETC 専用料金所を順次導入し、ETC 専用化による料金所のキャッシュレス化を推進していく。 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 内閣官房	3-174 自動物流道路の構築 【取組概要】 ・物流危機への対応や温室効果ガス削減に向けて、新たな物流システムとして、道路空間を活用した「自動物流道路」の構築に向けた検討を進める。 【目標と取組期限】 ・令和9年度までの実験実施、2030 年代半ばまでの第1期区間での運用開始 【担当当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 内閣官房

3-175 令和12年頃までの自動運航船の本格的な商用運航の実現 【取組概要】 ・海難事故の減少、船員の労働環境改善、海事産業の国際競争力強化が期待される、自動運航船の本格的な商用運航の実現に向けて、令和6年6月に設置された「自動運航船検討会」を通じて国内制度の検討・整備を進めるとともに、船舶の自動運航技術の進展に対応した国際ルールの新策定を主導する。 【目標と取組期限】 ・令和12年頃までの自動運航船の本格的な商用運航の実現を目指す。 【担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—	3-176 鉄道分野におけるDXの推進 【取組概要】 ・鉄道業界では、保線等に従事する作業員の不足による終電の繰り上げ等、人手不足への対応が喫緊の課題となっている。 ・そのため、生産性向上、特に経営の厳しい地方鉄道の維持コスト削減・人手不足対策等の観点から、デジタル技術を活用した現場業務等の効率化・省力化に資する技術開発を推進する。 ・鉄道技術開発費補助金による技術開発の支援と鉄道技術開発・普及促進制度による技術開発の実施について、鉄道技術開発課題評価委員会での評価を踏まえ、令和8年度では、「携帯情報端末を活用した地域鉄道の軌道状態評価システムの開発」、「鉄道本線盛土のICT土工の開発」等の技術開発を支援・実施する。 【目標と取組期限】 ・社会環境の変化を踏まえつつ、鉄道事業者側のニーズを取り入れた技術開発の実施及び成果の実用化並びに横展開に向けた取組をより一層推進する。 ・技術開発の支援・実施が終了してから5年後に実用化された件数の割合を50%とする。 【担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—
3-177 航空物流DX・標準化の推進 【取組概要】 ・航空貨物関連業界におけるデータ共有の新標準方式であるONE Recordの導入など、関係者が一元的に情報共有できる環境の早期の整備に向けて必要な取組について関係事業者等と連携して検討する。 【目標と取組期限】 ・航空関係者が一元的に情報共有できる環境の整備 【担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—	3-178 空港業務DXの推進 【取組概要】 ・人手不足が深刻となっているグランドハンドリング等の空港業務については、今後の増便需要に応えるべく業務効率化のためのDXの推進が急務となっている。 ・そのため、令和8年度において「空港DX技術実装推進会議」での議論を踏まえ業務効率化に向けた行動計画を策定するとともに、自動運転やグランドハンドリング作業等の生産性向上に関する技術検討を踏まえ空港DXに係る技術開発等を推進する。また、引き続き各空港における空港業務の業務効率化等の取組を推進する。 【目標と取組期限】 ・政府目標の訪日外国人旅客数6,000万人の達成に向けて、世界最先端のDX化空港を目指して先進技術の開発・実装等に集中的に取り組み、労働集約産業であるグランドハンドリング事業の受入体制強化を実現する。 【担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—
3-179 自動車登録検査手続DXの推進 【取組概要】 ・自動車登録検査手続について、自動車ユーザーの利便性向上や職員の業務効率化のため、令和10年1月の次期システム更改の機会を捉えて、窓口申請/オンライン申請の両面から、「ペーパーレス化」「キャッシュレス化」のDXを着実に進める。また、令和10年1月以降の次のフェーズとして、利便性向上・業務効率化の効果を最大化するため、オンライン申請への抜本的な移行を目指し、商慣習の見直しを含め必要な施策の検討に着手する。 【目標と取組期限】 ・自動車登録検査手続のDXの推進により、自動車ユーザーの利便性向上・職員の業務効率化を図る。 【担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—	3-180 道路システムのDX「xROAD」の推進 【取組概要】 ・道路を安全に賢く使い、持続可能なものとするため、AIやICTといった新技術の導入やデータの利活用等により道路の維持管理等の高度化・効率化を図る。 ・あわせて、収集蓄積したデータの一部をオープン化し、データの利活用やオープンイノベーションを促進する。 【目標と取組期限】 ・令和12年度末までに第一次緊急輸送道路における常時観測が必要な区間のCCTVカメラ（約3,000か所）の設置率を100%とする。 【担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—

3－181 特殊車両通行制度効率化 【取組概要】 - 道路情報の電子化の推進や交差点等の個別協議箇所の削減、システム改良等により、特殊車両が即時に通行できる特殊車両通行確認制度の利用拡大を推進する等、特殊車両通行手続の迅速化により利便性向上を図る。 【目標と取組期限】 - 令和13年度までに確認制度の利用率を2割とする。 【主担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—	3－182 道路地下空間の適切な管理（道路地下空間マネジメント） 【取組概要】 - 地下空間情報のデジタル化・統合化のほか、地下施設の老朽化等が起因となる道路陥没事故を未然に防ぐための調査や対策など、道路管理者と道路占用者が一体で道路地下空間マネジメントを行う取組を進める。 【目標と取組期限】 - 新たな道路占用関連システムについては、令和8年度より運用が開始されたところであり、今後利用拡大を図り、地下空間情報のデジタル化・統合化の取組を促進する。 - 道路施設、占用物、路面下空洞、地質等の各種情報を地図上で重量表示可能なプラットフォームを構築・運用し、順次情報の充実化を図る。 【主担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】—
3－183 社会教育におけるデジタル技術の活用促進 【取組概要】 - 令和7年度に実施した「社会教育施設におけるデジタル活用に関するアンケート調査」結果から、社会教育施設（公民館）においては、来館者が利用できるWi-Fi設備の整備や情報発信のためのデジタルツールの活用が課題である。 - 地方公共団体に対する相談対応、アドバイザー派遣、情報提供等を行う事務局を設置し、デジタルの効果的な活用に取り組む自治体の伴走支援を行う。 【目標と取組期限】 - 公民館に来館者が利用できるWi-Fi設備が整備されている自治体の割合（令和8年度末50%以上） 【主担当府省庁】文部科学省 【関係府省庁】—	3－184 ODRの推進 【取組概要】 - 手続が柔軟で簡易・迅速といった特徴を有するADRに比べ、時間や場所の制約も受けないなどより利便性が高く、全ての人々への司法アクセスの提供につながるODRを推進するため、これまで、令和4年3月に策定した「ODRの推進に関する基本方針」に基づき国民への周知・広報、相談機関とODR機関との連携促進等の各種取組を実施してきた。 - ODRを実施する認証ADR事業者等は増加しているが、利便性の高いODRの実装は十分でなく、ODRの認知度も高いとはいえない状況にある。 - 令和8年度は、主に家事紛争分野に関する海外の先進的なODRの調査研究を行い、調査結果の公表等を通じて、認証ADR事業者のODRの実装を支援するとともに、新規参入事業者の拡大を図る。 【目標と取組期限】 - 近年のODRの利用件数の増加状況等を踏まえ令和8年度中に目標を設定することを目指す。 【主担当府省庁】法務省 【関係府省庁】—
3－185 遺言制度のデジタル化 【取組概要】 - 現行の自筆証書遺言では、全文、日付及び氏名の自書並びに押印が要件とされ、パソコン等を使用して作成された遺言書や録音・録画による遺言については自書の要件を欠き、無効であると解され、デジタル化に対する対応が今後の課題である。 「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者がデジタル技術を用いて作成することのできる新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しに向けた検討を行ってきた。上記遺言制度の見直し等を内容とする「民法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第45号）が成立したことを受け、その施行に向けた準備を行う。 【目標と取組期限】 - 遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、現行の自筆証書遺言の方式に加え、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式に関する規律を整備する内容を含む「民法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、その施行準備を進める。 【主担当府省庁】法務省 【関係府省庁】—	3－186 国際的な商流・物流に係る貿易プラットフォーム・ビジネスに関連する取組 【取組概要】 - 貿易プラットフォーム（PF）の利活用促進に向けて、令和8年度「貿易PF活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金」を通じて企業の貿易PF連携、貿易その他のPF間連携を支援する。 - また、「貿易PFの利活用促進に向けた検討会」で取りまとめた貿易手続デジタル化に向けたアクションプランに基づき、関係府省庁や民間事業者と連携しながら貿易手続デジタル化に向けた取組を進めていく。 【目標と取組期限】 - 貿易手続データの国際標準を踏まえた、貿易手続デジタル化サービスにおけるデータ標準の策定を通じた、貿易PFの利活用促進。 【主担当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】デジタル庁 法務省 財務省 国土交通省

3－187 eMAFF 申請による農林水産省所管の行政手続のオンライン化 【取組概要】 - 行政手続に係る農林漁業者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、農林水産省共通申請サービス（eMAFF 申請）を令和 4 年度から本格運用。システムの利便性や費用対効果に課題があることから、抜本的な見直しを行うこととしており、現場の方々が利用しやすく、かつ機能を大幅に簡素化した次期オンライン申請システムを、令和 8 年 10 月に稼働する予定。 【目標と取組期限】 - eMAFF 申請を活用した電子申請件数（令和 13 年度：29 万件） 【主担当府省庁】農林水産省 【関係府省庁】—	3－188 特許事務システムに係るプロジェクトの推進 【取組概要】 - 特許事務システム（審判システム、意匠商標システム）の刷新について、令和 7 年度までは計画どおりの開発が進んでいる。特許事務システム（審判システム）については、令和 7 年 1 月に本格稼働している。特許事務システム（意匠商標システム）については、システムの詳細設計、製造・単体テスト、及び結合テストを終え、令和 8 年 9 月の本格稼働に向けて総合テスト工程を着実に進めている。 【目標と取組期限】 - 令和 9 年 1 月までに特許事務システム（審判システム、意匠商標システム）を段階的に刷新。 - 令和 9 年 1 月までに、現状の複雑なシステム構造を簡素化し、環境変化やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、低いコストで迅速に対応できるようにする。 【主担当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】デジタル庁
3－189 刑事手続のデジタル化 【取組概要】 - 刑事手続において、書類の電子データ化やオンラインでの発受、非対面・遠隔での手続を可能とするなど情報通信技術を活用することにより、円滑・迅速な手続の実施等を通じて安全・安心な社会を実現するとともに、関与する国民の負担軽減等を図るため、法務省・警察庁は、最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、法令及び高い情報セキュリティを備えた IT 基盤の整備を強力かつ迅速に推進する。矯正及び更生保護行政においても引き続きデジタル化に向けた取組を推進する。 - 刑事手続に関連する各種犯則調査手続について、各調査機関を所管する省庁等は、法務省・最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮し、可及的速やかに、犯則調査手続のデジタル化に対応するための法令及び IT 基盤の整備を実現する。 【目標と取組期限】 「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 39 号）施行に向けた準備を行うとともに、令和 8 年度中のシステム一部運用開始に向けた IT 基盤の整備を進める。 また、各種犯則調査を所管する省庁等については、刑事手続のデジタル化実現のための法整備の状況を踏まえて、可及的速やかに法令整備を実現する。IT 基盤の整備については、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮し、令和 9 年度中の前記省庁等でのデジタル化実施に向けてデジタル庁とも連携して対応を行っていく。 【主担当府省庁】法務省 【関係府省庁】公正取引委員会 警察庁 金融庁 デジタル庁 財務省	3－190 民事裁判手続のデジタル化 【取組概要】 - 民事裁判手続のうち民事訴訟手続については、令和 8 年 5 月に全面的なデジタル化が実現した。民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等のその他の手続のデジタル化については、令和 5 年に「民事執行法」（昭和 54 年法律第 4 号）等が改正されている。令和 10 年 6 月までに改正法を全面施行し、これらの手続についても全面的なデジタル化を実現することができるよう、引き続き、司法府における自律的判断を尊重しつつ、環境整備に取り組む。 【目標と取組期限】 - 改正法の円滑な施行 （「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 5 年法律第 53 号）は、令和 10 年 6 月までに全面施行することとされている。） 【主担当府省庁】法務省 【関係府省庁】デジタル庁

3－191 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化 【取組概要】 ・司法試験及び司法試験予備試験について、令和８年度に実施する試験から CBT 方式を導入し、受験者等の利便性の向上や負担軽減等を図りつつ、適正な試験実施を実現する。また、令和７年度に導入したオンラインによる出願・受験手数料納付の利用を推進する。 【目標と取組期限】 ・CBT 方式による試験の円滑な導入及びオンラインによる出願等の利用推進 【主担当府省庁】法務省 【関係府省庁】デジタル庁	3－192 電子植物検疫証明書の導入 【取組概要】 ・電子植物検疫証明書（ePhyto）とは、植物類の輸出入に必要となる植物検疫証明書を多国間で電子的に交換するシステムであり、国際植物防疫条約事務局により整備されている。当該システムの導入により、証明書の不備・不着による貨物の滞留リスクの低減、証明書輸送コストの低減、証明書の偽造の防止等が可能となる。 日本においても、ePhyto 機能の実装が完了しており、貿易相手国の植物検疫当局との間で接続試験等をクリアした国から順に ePhyto 交換を開始している。現在、アメリカ合衆国、大韓民国、チリ、及びアルゼンチンとの間で ePhyto 交換を開始しており、令和８年度には、更に相手国を広げていく予定。 【目標と取組期限】 ・電子植物検疫証明書（ePhyto）交換を実施する相手国を拡大する。 【主担当府省庁】農林水産省 【関係府省庁】－
3－193 登記情報システムに係るプロジェクトの推進 【取組概要】 ・法務省とデジタル庁は、不動産や会社・法人の登記情報を国や地方の行政機関の端末で直接かつ直ちに確認することを可能とする取組（登記情報連携）を進めているところ、令和８年度においては、全国の地方公共団体を対象とし、添付省略及び公用請求の代替として登記情報連携の利用の拡大を目指す。 【目標と取組期限】 ・添付省略及び公用請求の代替としての登記情報連携の利用拡大に向けて、全国の地方公共団体へ拡大を目指す（令和８年度以降順次）。 ・登記情報システムの運用や窓口業務等経費の削減や、国民及び行政機関の登記事項証明書の取得に要する負担軽減（令和８年度以降） 【主担当府省庁】法務省 【関係府省庁】デジタル庁	3－194 サイバーポートによる生産性の向上 【取組概要】 ・港湾では、これまでも手続の電子化等に向けた取組は進められてきたが、現在も紙、電話、メール等で行われている手続や紙の書類が残っている。 ・サイバーポートは、港湾を取り巻く全ての情報を電子化し、相互にデータ連携することで、世界最高水準の生産性を有する港湾を実現することを目指すプラットフォームであり、「港湾物流手続」は令和３年度から、「港湾行政手続」「調査統計」と「港湾インフラ」は令和５年度から運用を開始している。 ・令和８年度は、「港湾物流手続」では船社・ターミナル連携機能の構築等、「港湾行政手続」「調査統計」では一般統計調査の電子化、データ利活用の機能改善、NACCS との連携等の機能改善等、「港湾インフラ」では他システムとの連携機能改善等を行う。 【目標と取組期限】 ・サイバーポート（港湾物流）へ接続可能な法人数（令和１２年度 5,500 社） ・サイバーポート（港湾管理分野）を利用する港湾管理者数（令和１２年度 131 者） 【主担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】－
3－195 「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けた取組の深化 【取組概要】 ・令和４年度までは、ターミナル荷役能力を向上させ、荷役時間を短縮すること等を目的としている「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けた取組を進めてきているものの、コンテナターミナルにおける更なる生産性向上や労働環境改善を早期に実現する必要がある。 ・令和５年度から AI ターミナルの取組を深化させ、「港湾技術開発制度」を創設して、現場のニーズを踏まえた効果の高い技術開発を集中的に推進しており、令和８年度も引き続き取組を進めていく。これにより、港湾における更なる生産性向上や労働環境改善を図り、我が国経済・産業の国際競争力を強化する。 【目標と取組期限】 ・「港湾技術開発制度」における採択中の技術開発件数（令和８年度 4 件） 【主担当府省庁】国土交通省 【関係府省庁】－	3－196 警察業務のデジタル化 【取組概要】 ・警察共通基盤上へのシステムの共通化・集約化を進めるとともに、更なる警察業務のデジタル化を図り、国民の利便性の向上や負担軽減、事務処理の効率化・コスト削減を進める。 ・警察行政手続オンライン化システムは令和７年 12 月に運用を開始した。 また、遺失物管理システムは令和８年度末までに全都道府県警察において運用を開始する。 ・交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付やペイジー納付等の導入について具体的措置の検討を進め、必要な措置を実施。 【目標と取組期限】 ・警察共通基盤上で全国の都道府県警察において運用開始 ・遺失物管理システム：令和８年度末まで ・交通反則金の支払い方法拡大：調整等がまとまり次第、必要な措置を講ずる。 【主担当府省庁】警察庁 【関係府省庁】－

3-197 ハローワークシステムを活用したサービスの充実 【取組概要】 ・ 前回（令和元年）のシステム更改により、オンラインによる求人・求職の申込み、求職公開している求職者への求人者からの直接リクエスト等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図った。 - これらの取組により、以下の目標を実現する。 - 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスで自主的に行えるようにする。 - 個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、事業所の実態把握を踏まえた求人充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。 - 今後、業務のデジタル化を一層進めるため、雇用保険業務を中心に見直しを行っていくこととしており、引き続き、ハローワークサービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。 【目標と取組期限】 ・ ハローワークシステムの機能の追加 ・ ハローワーク求職者マイページ利用率（令和8年度）：50% 【主担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁	3-198 海事行政 DX の推進 【取組概要】 ・ アナログな行政手続と情報の個別管理により関連産業の利便性向上、業務効率化及び安全性向上が課題となっている。 ・ 令和7年度は、海事行政情報の最適な連携を実現するため、海事行政のオンライン申請から手続完了までの業務効率化に向け、行政手続のデジタル化に対応した各DBの整備及び各DB間の情報連携機能を有する基盤システムの構築を実施した。 ・ 令和8年度は、水産庁システムとの連携接続に向けたシステムの整備を行うほか、運用経費の節約に向けた既存業務のBPRやシステム一元化に向けた調査（要件定義）を実施する。 【目標と取組期限】 ・ 令和8年度以降、紙管理からDB管理への移行、手続のデジタル化及び各DB間の連携機能を順次整備することにより、海事行政情報の一体的な管理を実現。これにより、利便性向上を図り、業務効率化や生産性向上に加え、航行の安全性向上を図る。 また、都道府県が管理する遊漁船に関する行政情報について、水産庁のDB化の進捗に併せて、海事関係情報と遊漁船情報のDB連携を実現する。 【主担当府省庁】 国土交通省 【関係府省庁】 農林水産省
3-199 民事裁判手続のデジタル化を踏まえた訟務 DX の取組の推進 【取組概要】 ・ 「民事訴訟法」（平成8年法律第109号）等の改正により、令和8年5月、民事訴訟手続についてデジタル化が全面的に開始され、令和10年6月までには、民事訴訟手続以外の民事裁判手続の全面的なデジタル化が開始されることとなっており、訟務においては、増加する書面・証拠等のデジタル資源を本格的に活用し、訟務機能の高度化につなげていくための基盤整備が喫緊の課題となっている。 ・ こうした状況を踏まえ、訴訟を含む民事裁判手続のデジタル化に対応するための準備を進めるとともに、訟務機能の高度化及び業務の効率化を図る必要がある。 ・ これらの取組を通じて、訟務 DX の推進を図り、争訟事件の適正・迅速処理を実現することにより、法の支配を貫徹し、個人の権利・利益と国民全体の利益との間の正しい調和を図る。 【目標と取組期限】 ・ 令和8年度中に長期的なAI効果獲得のため、既存AIの課題、AI活用プロセスの刷新、AI活用ガバナンス・体制等についての検討を実施し、その結果を踏まえ、令和9年度以降、民事裁判手続のデジタル化に対応するための検討・準備を進めるなどし、訟務 DX の取組の更なる推進を図る。 なお、現段階で具体的な目標の設定が難しいため、令和8年度末までに検討の上、将来的な訟務事務等の効率化に伴う職員の負担軽減を含む目標の設定を行う。 【主担当府省庁】 法務省 【関係府省庁】 ー	3-200 マテリアル DX プラットフォーム実現のための取組 【取組概要】 ・ 全国の大学等において、先端設備の全国的な共用体制を整備するとともに、マテリアルデータの収集・蓄積・利活用等を進めることで、マテリアル分野においてAIやデータを活用した次世代の研究開発を推進する。AI・データ駆動型研究を推進すべく、良質かつ大量のマテリアルデータを創出可能な先端設備の戦略的な整備・高度化に加え、創出されたデータをAIや機械学習で読み込みやすい形に蓄積し、AI解析が可能なツールを整備するなど、データ利活用の運用を着実に進める。また、AI・データ駆動型研究を通じた革新的マテリアルの創出に向けて、新たな研究開発手法の導入を加速するための研究開発を推進する。 【目標と取組期限】 ・ 全国の先端設備で創出されたデータを収集・蓄積し、利活用するシステムの本格運用を着実に実施するとともに、データ駆動型研究開発手法の確立・普及に向けて、革新的マテリアルの創出を図る。 【主担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 ー

3-201 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進 【取組概要】 ・「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、「デジタル時代における国民や事業者の利便性向上の観点から、手数料等の支払いが印紙によらず行えるよう、キャッシュレス化の推進を図るべき」とされた。 ・各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施され、その費用対効果が最大となるよう、政府共通決済基盤に各府省庁向けの機能（国庫納付機能）を構築することとしている。 ・引き続き地方公共団体向けの機能を提供するとともに、令和9年度からの国庫納付機能の提供に向け、令和8年度において必要な開発・テストを進める。 【目標と取組期限】 ・政府共通決済基盤において、利用するフロントシステムを令和12年度末に5システムとする。 ・このため、これまでのデジタル社会の実現に向けた重点計画も踏まえ、令和8年度に開発・テストを行い、令和9年度に機能の提供を開始する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 ー	3-202 テレワークの推進 【取組概要】 ・新型コロナウイルス感染症への対策を経て、テレワークは「どこでも働ける」という新しい働き方の選択肢として広く社会に認知されたことから、平成27年度から政府が主導し実施してきた「テレワーク月間」のあり方を見直す。 ・令和8年度からは集中的な実施期間を設けず、民間団体の大規模イベントや地方でのセミナーなどの場を随時活用し、政府を含む多様な主体により、好事例の発信等の周知啓発を行う。また、地域社会 DX の推進と働き方改革とを一体的に進め、現場性の強い業務のテレワーク事例の発信を強化する。 ・国家公務員について、柔軟な働き方の実現や人材の獲得等の観点から、引き続きテレワークの定着を図る。テレワークガイドラインや好事例等の周知により、各府省等におけるテレワーク環境の整備や実施しやすい雰囲気醸成等を促す。 【目標と取組期限】 ・民間団体による自主的なテレワークの普及啓発活動と政府との連携の下、地域社会 DX の推進と一体的に進めることにより、企業や労働者がそれぞれの状況に応じてテレワークを含む柔軟な働き方を選択できる環境を整備し、場所や時間にとらわれない多様な働き方が社会に定着することを目指す。 ・国家公務員について、テレワークを含む柔軟な働き方等を一層推進することで、「働きやすさ」の確保された職場を実現し、組織としてのパフォーマンスの向上につなげていく。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 内閣官房 人事院 内閣府 デジタル庁 厚生労働省 経済産業省 国土交通省
3-203 雇用関係助成金 DX の推進 【取組概要】 ・雇用関係助成金の申請に当たっては、申請項目や添付書類（賃金台帳や出勤簿など）が多岐にわたっているため、雇用関係助成金の DX を進める（例：各企業が人事労務ソフトで管理している賃金台帳、出勤簿等から、助成金の申請時に必要な情報のみ取り出して活用する仕組み等）ことにより、申請に係る事業主負担の軽減を図る。 【目標と取組期限】 ・雇用関係助成金の DX を進め、事業主の負担軽減と審査の効率化により、迅速な助成金支給が可能となる環境の整備を図る。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 ー	3-204 テクノロジー活用等を通じた障害福祉分野における生産性向上 【取組概要】 ・介護ロボットや ICT テクノロジーの活用等を通じて、障害福祉現場における業務効率化、職員の負担軽減、サービスの質向上を推進する。さらに、都道府県における障害福祉分野も対象としたワンストップ窓口設置を促進する。 【目標と取組期限】 ・「省力化投資促進プランー障害福祉ー」（令和7年6月13日厚生労働省）に基づく目標・KPI の実現を目指す。 ・ICT 活用等により業務量の削減を行う事業所の増加（R8:50%、R11:90%以上） ・「都道府県ワンストップ窓口設置数の増加」（R8:10 以上、R11:全都道府県） 等 【担当府省庁】 厚生労働省 こども家庭庁 【関係府省庁】 ー

3-205 障害福祉関係データベース 【取組概要】 - 医療・介護分野では、匿名医療保険等関連情報データベースや匿名介護保険等関連情報データベースが構築されており、データに基づいた効果的・効率的な制度改正や報酬改定及び研究者等の第三者への提供が実施されているが、障害福祉分野では、このようなデータベースは構築されていなかった。 このような状況を受けて、障害福祉サービスデータベースが構築され、令和5年4月から運用されているところ。 令和8年度以降も、当該データベースを引き続き運用することで、障害福祉サービスの利用実態、障害福祉サービスと利用者の状態像等との関係や実態を把握し、市区町村における障害福祉サービスの適正な運営等につなげるとともに、障害福祉サービスの請求データ等を蓄積する関連システムの改修、運用・保守を行う。 【目標と取組期限】 - データに基づいた効果的・効率的な制度改正や報酬改定、市区町村における障害（児）福祉計画の策定業務の効率化・精緻化を推進する。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 こども家庭庁	3-206 障害福祉サービス等情報公表システム 【取組概要】 - 障害福祉サービス等事業者から詳細な財務の状況の提供を求め、（独）福祉医療機構（WAM）において、当該経営情報を公表する。 【目標と取組期限】 - データを横串で分析可能となり、経年比較の分析も可能とする。 - 統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻な経営状況の分析が可能となる。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 こども家庭庁
3-207 食品衛生申請等システムの利用促進 【取組概要】 - 食品衛生申請等システム及び食品保健総合情報処理システムについて、この2つのシステムを統合するとともに、ガバメントクラウド移行、施設監視記録（通常監視、食中毒調査）及び食中毒患者調査のオンライン管理機能等の整備を含む更改を行う。これにより、運用・保守・改修コストの削減及びセキュリティ強化を図るとともに、監視指導の効率化を図る。これらを通じて、このシステムの利用率の向上を図るとともに、「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）上の営業許可に関する情報について、政府の制度・組織横断のデータベースであるベース・レジストリとの連携及び利活用を検討する。 【目標と取組期限】 - 令和12年度末時点のシステム登録数を、食品衛生の対象法人数の90%とする。 - 令和9年度にシステム更改に向けた調査研究・要件定義を行い、費用対効果を含めて検討し、令和11年度にシステムの更改を行う。 【担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 デジタル庁	4-1 政府におけるAI利用に当たっての戦略的自律性の確保 【取組概要】 - AI ソプリンティの戦略的な確保に向け、デジタル庁において、令和8年度に、国産を含む複数の基盤モデルをガバメントAIで実際に活用し、各モデルの得手不得手や出力特性、特定の価値観への偏り等を把握した上で、政府は、能力、精度、安全性といった多様な観点から各モデルを比較評価し、行政事務におけるモデル選択の評価手法・判断基準を検討する。 - 令和9年度は、当該評価手法等を基に、国内外の複数の基盤モデルをタスクに応じ選択・協調・評価させる統合的な運用基盤の開発を進め、モデルの評価・選択を国が自律的に行える体制を検討する。なお、当該運用基盤においては、タスクの難易度・緊急性等に応じたコストの最適化を図る仕組みを組み込むとともに、特定のAI事業者の障害・撤退等の事態に備えた代替モデルへの切替の可能性を確保する。くわえて、AI エージェントの利用に関する管理ルールにおいて、当該基盤をモデルの比較評価に活用する仕組みの可能性を検討する。 【目標と取組期限】 - 令和8年度：複数の基盤モデルの比較評価、モデル選択の評価手法・判断基準の検討 - 令和9年度：複数の基盤モデルの統合的な運用基盤の開発着手、モデルの評価・選択を国が自律的に行える体制の検討 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —

4-2 国内クラウド事業者の利用促進 【取組概要】 - 行政における AX/DX の基盤となるガバメントクラウドについて、我が国の自律性を強化する観点から、耐災害性が不可欠なものなど一定の政府情報システム等において、日本企業の提供するクラウド（国産クラウド）等、重大な障害・故障時の復旧を含め自社が国内で運用を完結できるものの利用拡大を加速する。こうした初期需要の提供を通じて国内事業者の技術力や信頼性向上を図り、国内クラウド事業者の競争力を高めるとともに、国外進出も後押しする。 - また、国内事業者のガバメントクラウドで稼働するシステムの構築を効率的に行うことができる開発環境を国が提供することで、中小企業、スタートアップ企業などを含む国内のシステム開発・運用事業者が、SaaS 等のアプリケーションを開発しやすい環境を提供する。 【目標と取組期限】 - 令和 8 年度：国内事業者のガバメントクラウドで稼働するシステムの構築を効率的に行うことができる開発環境の提供 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	4-3 国産クラウドにおける暗号鍵の生成 【取組概要】 - ガバメントクラウド上に存在する我が国のデータの自律性の確保・強化に向けては、国内クラウド事業者のクラウドにおいてデータの暗号化及びその復号に使用する暗号鍵の生成を行うことができる環境を整備することが重要である。 - このため、ほかのガバメントクラウド事業者で使用する暗号鍵を国内クラウド事業者において効率的に生成する機能（BYOK：Bring Your Own Key を実現するための機能）を令和 8 年度中に提供可能とし、その利用を促進する。 【目標と取組期限】 - 令和 8 年度：BYOK を実現するための機能の提供 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
4-4 ガバメントクラウドにおけるクラウドロックイン対策の一層の強化 【取組概要】 - クラウドサービス提供事業者によるクラウドロックインへの従来の対策に加え、ベンダーがガバメントクラウド上に構築するシステムが、特定のクラウドサービスの機能へ過度に依存せず、クラウド選択の自由度と競争性を確保するため、異なるクラウド環境の間でシステムの移行容易性を向上するための措置を強化する。 - 具体的には、クラウドサービス提供事業者固有の機能に過度に依存しないアーキテクチャガイドライン、クラウド間移行を支援するための指針、適切な契約期間の設定及び当該アーキテクチャを実現するための調達ガイドラインの策定を進める。 【目標と取組期限】 - 令和 8 年度：クラウドサービス提供事業者固有の機能に過度に依存しないアーキテクチャガイドライン、クラウド間移行を支援するための指針、適切な契約期間の設定及び当該アーキテクチャを実現するための調達ガイドラインの策定 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	4-5 デジタル庁における耐量子計算機暗号（PQC）への円滑な移行の推進 【取組概要】 - 量子計算機技術の進展に伴い、現在広く使われている公開鍵暗号の安全性の低下・危殆化^{きたい}が懸念されている。そのため量子計算機による攻撃に対して安全性の確保が可能な耐量子計算機暗号（PQC）への移行が必要となる。 - デジタル庁が所管する PQC への移行対象となるシステム・構成要素等について、関係府省庁間での議論の内容等も踏まえながら、個別の具体的な移行方針及び暗号の危殆化への対策方針等の検討を進める。移行に向け、デジタル庁が PQC を用いた署名・検証に係る実証を令和 8 年度中に実施する際に、国内企業が研究・開発を行う HSM を、国内事業者が提供するクラウド上で試行的に整備する等により、外国製がシェアを占める PQC 対応製品市場において、国内企業に初期需要の端緒となる機会を提供するとともに、我が国のセキュリティ基盤の自律性強化を図る。 - また、「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成 12 年法律第 102 号）に基づく認定認証事業者についても、ブリッジ認証による連携等のために政府システムとの相互運用性を確保する必要があるため、関係する政府システム等と適切にスケジュールの調整を行った上で認証局の PQC 移行に取り組む。 【目標と取組期限】 - 技術変革に対応するため、官が率先して新たなセキュリティ技術である PQC を検討・導入・運用し、技術力向上につなげ、民間市場に波及させる。 - そのため、まずは、令和 8 年度中にデジタル庁内等において実際の PQC 対応製品を用いた技術的検証を行う。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —

4－6 OSS 利活用を通じた政府システムの自律性や経済性の向上 【取組概要】 ・民間領域では世界的に、OSS（オープン・ソース・ソフトウェア）を活用した AI モデル開発が進み、公共領域でも国連などを中心に「デジタル公共財」として行政分野のソフトウェアを国家間で共有・活用する動きが進展するなど、OSS 活用は世界的な潮流となっており、現状、市場の 9 割以上のソフトウェアにオープンソースが含まれている。このような動向を踏まえ、国においても、標準として展開すべきソフトウェアを OSS として公開（アウトバウンド）し、ほかの行政機関、地方公共団体及び民間事業者が広く活用できる環境を整備することで、社会全体におけるソフトウェア開発コストの低減及びイノベーションの促進を図る。あわせて、デジタル庁や他政府機関におけるシステム開発において、市場の OSS を、そのセキュリティリスク（未知の脆弱性の存在や、悪意あるプログラムを実行させるコードの埋め込み等）を適切に管理しながら、積極的に活用（インバウンド）することで、開発の効率化、最新技術の迅速な導入、及びベンダーロックインの回避による自律性の確保を推進する。まずはデジタル庁において、OSS の利活用及び公開に関する統一的なガバナンスを確立するとともに、外部 OSS コミュニティとの連携・協働を担う中核組織として、OSP0（オープンソース・プログラム・オフィス）を政府で初めて令和 8 年度早期に設置する。 【目標と取組期限】 ・令和 8 年度：デジタル庁における OSP0 の設置 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	4－7 半導体戦略の具体化 【取組概要】 ・デジタル産業やその基盤となる半導体を取り巻く環境変化を踏まえ、令和 5 年 6 月に取りまとめた改定版「半導体・デジタル産業戦略」に基づき、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令和 2 年法律第 37 号）に基づく先端半導体の国内の安定的な生産基盤の確保や、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和 4 年法律第 43 号）に基づく半導体の安定供給確保に向けた取組、次世代半導体の設計・製造基盤確立に向けた取組を推進する。 ・また、半導体産業が必要とする人材の育成・確保の実現に向けた各地域における産学官連携の仕組み・体制の全国展開や、半導体の設計・製造を担うプロフェッショナル・グローバル人材の育成、研究開発人材の育成に資するアカデミアの中核となる拠点の形成に取り組む。 ・AI 時代に必要不可欠となる 先端・次世代半導体の国内 開発・製造能力を確保し、令和 12 年に国内で生産される半導体の売上高 15 兆円、令和 22 年に 40 兆円を目指す。 【目標と取組期限】 ・令和 12 年に国内で生産される半導体の売上高 15 兆円、令和 22 年に 40 兆円を目指し、我が国の半導体の安定的な供給を確保する。 【主担当府省庁】 経済産業省 【関係府省庁】 文部科学省
4－8 オール光ネットワーク技術開発の促進及び普及・拡大 【取組概要】 ・AI 社会の基盤となるオール光ネットワークの社会実装に向け、我が国が強みを有する光通信技術の事業化サイクルを加速し、国際競争力の強化につなげることを目指し、多様な関係者が実際に製品化等の開発成果の確認・検証をできる実証基盤環境（イノベーションハブ）の段階的な構築等を行う。 【目標と取組期限】 ・次世代通信基盤 Beyond 5G の早期実現に向けて、実証基盤環境を活用し、大容量・低遅延・低消費電力なオール光ネットワークの社会実装を加速する。 ・令和 12 年頃に遠隔にある様々データセンター（計算資源）を仮想的に柔軟に接続した AI 開発・利用を実現する。 【主担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	4－9 次世代の通信インフラを担う光伝送技術の研究開発 【取組概要】 ・生成 AI を含む様々な ICT サービスの急速な利用拡大による通信量の急激な増大への対策として、次世代の光通信インフラが求められており、海外においても大規模な研究開発投資が行われている。光通信分野における我が国の国際競争力を強化するとともに経済安全保障の確保に資するため、次世代の光伝送技術をいち早く確立し、国際標準化を主導することが必要。このため、更なる大容量化・低消費電力化・低遅延化を実現する最先端の光伝送技術や革新的光ファイバー技術の研究開発・国際標準化を実施する。 【目標と取組期限】 ・令和 12 年度までに 2 テラビット超級の伝送基盤技術を確立するとともに、革新的光ファイバーの伝送技術を確立する。 【主担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —

4－10 光ファイバ、ワイヤレス・IoT インフラの整備推進 【取組概要】 ・「デジタルインフラ整備計画 2030」（令和 7 年 6 月策定）に基づき、以下のとおり取り組む。 ＜光ファイバ整備＞引き続き条件不利地域における光ファイバ整備を推進。公設光ファイバの民間移行について、令和 7 年 5 月に改定したガイドラインを運用するとともに、令和 6 年 10 月に新たに策定した事例集を継続的に拡充し、早期かつ円滑に推進。 ＜ワイヤレス・IoT インフラ整備＞引き続き条件不利地域における 5G インフラの整備を推進。「5G ならでは」の通信サービスの実現に向け、新たに設定した整備目標に基づき、サブ 6 やミリ波などの高い周波数帯等に関するインフラ整備を推進。 【目標と取組期限】 ・＜光ファイバ整備＞令和 9 年度末世帯カバー率 99.9% ・＜ワイヤレス・IoT インフラ整備＞令和 12 年度末の 5G 人口カバー率目標 99%の達成、令和 9 年度までに高トラフィックエリアの 90%を複数事業者のサブ 6 周波数帯でカバー、令和 9 年度末までにミリ波基地局を 5 万局整備。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	4－11 データセンターの分散立地/海底ケーブルの冗長化の推進 【取組概要】 ・ワット・ビット連携の推進や経済安全保障の強化のため、新しい通信・コンピューティング技術を用いたデータセンターの地方分散を促進するべく、事業予見性を高めるための実証を行うとともに、電力と通信インフラを整合的・計画的に整備し、データセンターの地方分散を推進する民間事業者の取組の支援を行うほか、海底ケーブルの冗長化及び陸揚局の物理的な防護体制を整備・強化を図る民間事業者の取組の支援を行う。 【目標と取組期限】 ・東京圏・大阪圏以外のデータセンターの整備率（サーバー面積換算）を令和 12 年度末に 20%とする。 ・災害時における国際的な通信の接続性確保（分散化）に資する、国際海底ケーブルの主な陸揚拠点を、令和 12 年度末までに全国 7 拠点整備。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 経済産業省
4－12 公共分野の情報システムにおけるデータ拠点の立地分散 【取組概要】 ・「GX2040 ビジョン」（令和 7 年 2 月閣議決定）及びデジタル行財政改革会議（令和 7 年 2 月）における総理指示を踏まえ「ワット・ビット連携官民懇談会」において検討するデータセンター整備の在り方と整合させる形で、データセンターの需要側についても、国を始めとした公共部門の情報システムの拠点の分散方策を検討する。 【目標と取組期限】 ・「ワット・ビット連携官民懇談会」におけるデータセンターの地方等への立地分散に向けた検討を踏まえ、国等が利用するクラウドサービスにおけるデータ拠点の立地に関する方向性の検討を進める。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 経済産業省	4－13 AI RAN による次世代 AI 基盤の構築 【取組概要】 ・我が国のモバイル通信機器ベンダーのグローバル市場シェアは僅少（約 2%）であり、AI 社会を支えるデジタルインフラに関する戦略的自律性の維持に懸念。AI RAN では、モバイルネットワークと AI 基盤を統合することでネットワークの最適化や、通信と AI サービスでの計算資源の共用を目指す、普及展開に向けユースケース拡大や投資に見合う需要確保が課題。また、フィジカル AI 等の利用拡大のため、デバイスに近いエッジ側において超低遅延で大容量を処理できる基盤が必要。 ・そのため、AI RAN に関する海外の市場開拓や国内外の企業との連携を通じたグローバルエコシステムの形成等の支援を行う。 【目標と取組期限】 ・令和 12 年頃までに世界に先駆けて我が国における AI RAN の社会実装を実現するとともに、超低遅延の AI 基盤によるフィジカル AI 等の新たな市場創出を加速し、関連産業を含めて国際競争力を強化。 また、モバイル通信機器市場における我が国ベンダーの反転攻勢を図り、一定のグローバルシェアの確保を通じた戦略的自律性を確保。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —

4－14 AI の開発力強化と利活用促進 【取組概要】 ・ AI の開発競争が国際的に激しさを増している中、AI の開発と開発された AI の幅広い分野での利用を一体的に行うため、社会実装を見据えた AI モデルの開発、データの AI-Ready、データエコシステムの創出、コミュニティ活動を通じたナレッジシェア、コンテスト形式での AI アプリケーション開発に取り組む。 ・ また、多様な種類のデータに対応した基盤モデルを開発することで、高い品質のデータを安心・安全に活用する環境を整備し、フィジカル AI や AI ロボットの開発を推進していく。効率的な電力・通信インフラの整備を通じた電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）を図り、AI 向けの計算資源の整備を加速させる。 【目標と取組期限】 ・ データや生成 AI の活用に向けた先進事例の創出や社会実装を見据えた AI 開発を進め、AI 利活用を更に促進する。 ・ マルチモーダル基盤モデル開発については、日本企業で一般的に活用されるオープンモデルと同程度の基本性能のモデルを開発。それ以降は AI ロボットや工場の自律・最適制御、自動運転等を念頭に、扱えるデータの多様性や思考の深さをステップ・バイ・ステップで獲得する方針。 ・ AI 開発・利活用に不可欠な計算資源の整備を加速させる。 【担当府省庁】 経済産業省 【関係府省庁】 —	4－15 産業データの AI-Ready 化の推進 【取組概要】 ・ これまでインターネット上の大量のテキストデータを学習し、性能を向上させてきた生成 AI も、昨今では、目前に迫っている「学習データの枯渇」が大きな問題に。今後は、企業内データの利活用が産業戦略上の焦点となりつつある。製造業等の産業分野の豊富なデータ資源を有する我が国のデータ利活用のポテンシャルは非常に高く、「フィジカル AI」も見据えて、こうしたデータを AI 学習・利用やデータ連携等に適した形に精製（AI-Ready 化）し、最大限利活用することが重要。データの AI-Ready 化に関する標準的な手法等を確立・標準化して各産業へ横展開することで、データ精製を面的に推進する。 【目標と取組期限】 ・ 製造業等の産業データを活用した研究・開発実証を通じ、データの AI-Ready 化に関する標準的な手法を確立する。 【担当府省庁】 経済産業省 【関係府省庁】 —
4－16 信頼できる AI の開発・活用支援に資する能動的評価基盤構築等に関する研究開発 【取組概要】 ・ 今後社会に必要な不可欠なインフラになることが想定される生成 AI は現状海外技術に依存しており、デジタル赤字、経済安全保障上の懸念、日本の文化・慣習への対応における課題等が存在。そこで、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が拠点となり、日本の政府機関・企業等が信頼して活用できる生成 AI の開発・導入を支援するため、生成 AI の出力に対し文化・慣習等を踏まえて信頼性・バイアス等を評価する能動的評価基盤の構築を進める。その際、多種多様な AI 間連携やエージェント AI、多言語・マルチモーダルを考慮した AI への対応、高品質な学習用言語データの整備・拡充等を行い、人間中心の豊かな社会の基盤である AI・コミュニケーション技術の高度化を進める。また、評価基盤の評価観点・評価エコシステムに係る検討等を実施。 【目標と取組期限】 ・ 令和 12 年までに公共部門での AI 利活用の際の評価基盤等の活用を広げる。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	4－17 革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業 【取組概要】 ・ 2030 年代の導入が見込まれる次世代情報通信基盤 Beyond 5G について、国際的な開発競争の激化等を踏まえ、我が国の国際競争力の強化や経済安全保障の確保の観点から対応が急務。 ・ 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に造成した情報通信研究開発基金を活用し、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発・国際標準化を戦略的に支援することで、我が国発の技術を確立し、超高速・超低遅延・省電力や通信カバレッジ拡張等を可能とする次世代の通信ネットワークの社会実装・海外展開を実現する。 【目標と取組期限】 ・ 次世代通信基盤 Beyond 5G の早期実現に向けて、オール光ネットワーク等の技術に係る研究開発・国際標準化を戦略的に推進し、研究開発成果を順次に社会実装・海外展開につなげていく。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —

4－18 脳情報通信分野における我が国の開発力強化に向けた脳活動の計測基盤強化とデータ構築 【取組概要】 - 次世代の AI 技術を含む脳科学と情報通信技術の融合（脳情報通信）に係る研究開発に関し、将来的な社会実装を目指す上で重要なフェーズにある複数技術（※）について、研究開発・実証を強力に推進するために、高度な脳活動の計測基盤を強化し、民間企業が幅広く活用できる形でのデータ構築を実施することで、我が国の開発力の強化を図る。 （※例）脳活動の計測と脳機能の解析技術に基づく高効率 AI 技術、脳活動の予測により人の感情を理解する AI 技術、脳と機械をつなぐインターフェースに関する技術、脳活動情報のフィードバックによる人の知的・身体的能力強化技術 【目標と取組期限】 - 令和 12 年頃までに新たなユースケースに適用可能な脳情報通信技術を確立し早期の社会実装を目指す。 【担当当府省庁】総務省 【関係府省庁】－	4－19 地域社会 DX 推進パッケージ事業 【取組概要】 - 少子高齢化・人口減少による働き手不足等に対処するため、AI、自動運転等のデジタル技術を活用した地域課題解決（地域社会 DX）を推進するため、デジタル人材/体制の確保支援や先進的なソリューションの実証、地域の通信インフラ整備支援等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、効果的・効率的な情報発信等を実施することで、その展開等に取り組む。また、「地域 AX」の推進に向け、モデル的な取組を行う地方公共団体を伴走支援する。 【目標と取組期限】 - 令和 9 年度末までに、情報通信技術を活用した地域課題解決の取組を 30 件程度 【担当当府省庁】総務省 【関係府省庁】－
4－20 中小企業支援の DX 推進 【取組概要】 - 補助金を始めとした中小企業等の申請データを蓄積した官民の中小企業等に関するデータの連携基盤であるミラサポコネクトを構築し、行政機関、支援機関、中小企業等の様々なステークホルダーが申請データを分析・活用できるようにすることで、民間支援サービスの活性化や効果的な政策立案等を目指す。 【目標と取組期限】 - 企業情報やその支援ニーズを集約したマッチングプラットフォーム等に登録した累計事業者数 【担当当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】－	4－21 企業の DX 推進 【取組概要】 - デジタルガバナンス・コードに適合した DX の取組を行う企業を認定する DX 認定制度や、AI の利活用を含む優れた DX の取組を行う企業を選定する DX 銘柄、DX セレクションなどによる好事例の横展開を通じて我が国企業の DX・AX を推進していく。くわえて、我が国社会・産業界が抱える課題への DX・AX の寄与を定量的に示し、日本全体で DX・AX に取り組む環境を醸成した上で、企業における DX・AX の更なる可視化を目指す。 - また、地域金融機関等がより主体的かつ能動的に DX 支援に取り組むことができるよう、DX 支援ガイドランスの更なる充実を図る。 【目標と取組期限】 - DX 推進の好事例の横展開や、DX・AX の可視化、DX 支援のモデルケース創出等を通じ、令和 12 年までに、日本企業における DX・AX の更なる推進を目指す。このため、令和 8 年度末までに DX 認定の認定件数を 2,400 件以上とする。 【担当当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】内閣官房 内閣府

4-22 AI・オンチェーン金融の推進 【取組概要】 - 金融システムを支える決済基盤について、AI時代を見据え、物流・商流・決済の一体化を志向する技術革新に対応した高度化を推進する観点から、物流・商流におけるスマートコントラクトの発展に併せたオンチェーンの決済手段（ステーブルコイン・トークン化預金）の実装・普及に向けた環境整備により、プログラマビリティや24時間365日連続稼働を備えた決済の実現を図る。また、こうしたデジタル決済との連携等も視野に入れ、決済のリアルタイム化に向けた新たな決済システムの構築を促進する。 【目標と取組期限】 - 令和8年度中にAI・オンチェーン時代の金融の在り方について、検討を進め、中間整理をまとめる。 【担当府省庁】 金融庁 【関係府省庁】 —	4-23 先端的な放射光施設における高解像度かつ大容量の研究データ創出及び研究データの活用基盤の整備 【取組概要】 <3 GeV 高輝度放射光施設「NanoTerasu」> 「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」（平成6年法律第78号。以下「共用促進法」という。）に基づく特定先端大型研究施設として、当初から非常に高い光源稼働率で、世界最高水準の高輝度軟X線を安定的に供給。他方、現状のビームラインは10本であるが、最大28本整備可能であるため、基本的かつ汎用的な用途をもったユーザーニーズの高いビームライン3本と設置者である量子科学技術研究開発機構の研究開発等を目的とした1本の整備を進める。 <大型放射光施設「SPring-8」> 「共用促進法」に基づく特定先端大型研究施設として、北川博士の2025年ノーベル化学賞受賞など、多くの成果を創出している。他方、共用開始から25年以上が経過し、諸外国の施設の高度化が進む中、性能の面でも後れを取りつつある。これを踏まえ、SPring-8を高度化する。 【目標と取組期限】 - NanoTerasuについて、令和8年度も引き続き安定的な運転時間を確保するとともにビームラインの増設を始めとした研究環境の充実を行う。 - SPring-8について、令和8年度も引き続き安定的な運転時間を確保するとともに、現行の約100倍の最高輝度を誇る世界最高水準の性能を目指し、SPring-8-IIの整備を進める。 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —
4-24 「富岳」を始めとする研究開発のための計算機インフラの運用及び次世代フラッグシップシステムの開発・整備 【取組概要】 - 近年、データサイエンスの進展や生成AIに係る技術革新等により、研究開発に必要な計算資源の需要が急増・多様化しており、これに対応する計算インフラの運用・整備が課題となっている。 - そのため、スーパーコンピュータ「富岳」を中核として、HPCI（革新的ハイパフォーマンズ・コンピューティング・インフラ）を着実に運用するとともに、ユーザーが利用しやすい環境整備を進める。利用者及び利用分野の裾野が拡大するとともに、「富岳」を活用した画期的な成果の創出が見込まれる。 - また、令和12年頃までの運転開始を目指し、「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発・整備を進め、AIとシミュレーションの融合による計算科学研究の革新をもたらすとともに、国産技術を国際市場に効果的に訴求することを目指す。 【目標と取組期限】 - HPCI（革新的ハイパフォーマンズ・コンピューティング・インフラ）の中核となるスーパーコンピュータ「富岳」の安定した運転（年間稼働率90%以上） - HPCIを利用した研究成果の創出（集計年度末までに登録された、論文の発表数年間250件以上） 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —	4-25 レガシーシステムのモダン化の推進 【取組概要】 - 企業のDXにつながるITシステムのモダン化並びにデータ活用の進行度を可視化・診断するガイドライン及びツールを企業特性に応じて類型化し、実用性の向上を図る。 - また、レガシーなシステム群から、クラウドを前提とした柔軟・安全・データ活用可能なIT基盤への転換を促進。要求に応じて適切なクラウドを使う前提でのITシステム移行を官民一体で加速させる。こうした中で、移行プロセス、アーキテクチャ、セキュリティ・運用要件の整理・標準化活動を通じた指針・テンプレートの整備を行い、クラウド事業者やSIベンダーへの協力要請・知見の集約を進める。 【目標と取組期限】 - 令和9年6月を目途に、企業のDX・モダン化の進行度を可視化・診断するガイドライン及びツールを整備する。 【担当府省庁】 経済産業省 【関係府省庁】 —

4－26 クラウド技術開発の推進 【取組概要】 - 既にデジタル社会における重要な社会基盤となりつつあるクラウドサービスについて、海外に過度に依存することなく我が国が自律的にそのサービス提供能力を確保するためには、我が国に根ざしたクラウドサービス産業を育て、競争力を高めていくことが不可欠である。 【目標と取組期限】 - 引き続き、国内で安定的にクラウドサービスを供給できる環境を構築するために、クラウド技術の開発の支援を行っていく。 【主担当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】内閣府	4－27 AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業 【取組概要】 - 研究 DX により新たな科学的手法の発展や魅力的な研究環境の構築、生産性の向上を実現するために、様々な分野とも連携し、全国的な研究データ基盤を中心に研究データ利活用の仕組みを構築することで、オープンサイエンスとデータ駆動型研究等を促進する。 【目標と取組期限】 - 研究データ基盤に新たに追加する 7 つの機能等の実装 【主担当府省庁】文部科学省 【関係府省庁】—
4－28 量子暗号通信の社会実装に向けた取組強化 【取組概要】 - 我が国が世界トップレベルの技術を有する量子暗号通信の社会実装を加速させるため、東名阪を結ぶ広域の量子暗号通信ネットワークを構築し、技術課題の実証を行う。また、引き続き、技術的な優位性を維持するため、更なる高速化・長距離化等、量子暗号通信技術の高度化に向けた研究開発を推進する。 【目標と取組期限】 - 令和 8 年度に構築する広域量子暗号通信ネットワークを活用した技術課題の実証やユーザー実証により、量子暗号通信の早期の社会実装を実現する。 - 令和 12 年度までに量子鍵配送技術の高度化、量子暗号通信技術の高度化を実現するとともに、関連技術の国際標準を獲得する。 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—	4－29 量子ネットワークの要素技術開発 【取組概要】 - 量子状態を維持したまま長距離伝送を可能とする量子ネットワークは、量子コンピュータ等の相互接続に必要となるネットワーク技術として期待。量子ネットワークの要素技術である量子中継技術は、量子状態を維持したまま中継を可能とする技術であり、欧米の大学や研究機関等を中心に、様々な材料を用いた中継技術の研究開発が行われており、国際競争が激化。 - このため、我が国における量子中継技術等を世界トップレベルに引き上げるため、量子ネットワークに関する要素技術の研究開発を推進する。 【目標と取組期限】 - 研究開発終了 5 年後（令和 14 年度）までに、研究領域の拡大・進展し学術貢献により、研究開発を加速するとともに、社会実装に向けた取組、本研究成果の社会展開につなげる。 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—
4－30 量子コンピュータの産業化に向けた開発の加速及び環境整備 【取組概要】 - 量子コンピュータの実用化に向けた研究開発と並行して、産業利用可能な大規模かつ低廉な次世代の量子コンピュータ構築に向けたハードウェアや部素材、ミドルウェアの研究開発と人材育成を実施する。また、ユースケース創出の先行により、国際的な実装競争を先導するとともに、研究開発事業と実証事業を一体で推進することで国内の産業基盤を築く。さらに次世代機開発に必要な研究設備、評価施設の整備、計算資源の拡充、インキュベーション施設を産総研「G-QuAT」に整備する。 【目標と取組期限】 - 令和 12 年までに「国内の量子技術の利用者約 1,000 万人」、「量子技術による生産額を 50 兆円規模」、「未来市場を切り拓く量子ユニコーンベンチャー企業を創出」を目指す（「量子未来産業創出戦略」（令和 5 年 4 月 統合イノベーション戦略推進会議）の目標より）。 【主担当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】—	4－31 社会課題の解決に向けた没入型技術の利活用促進 【取組概要】 - 仮想空間の関連サービス提供者を始め、デバイスメーカーやビジネスユーザーも含めた没入型技術に関わるマルチステークホルダーが、互いに知見を共有及び議論を行う「没入型技術の利活用促進に向けたマルチステークホルダー連携会合」を開催し、「メタバースの原則」の更なる改定について検討を行うとともに、没入型技術の利活用促進に向けた望ましい普及啓発の在り方について検討を行う。 - 令和 7 年度に引き続き、上述の原則をベースとした国際的な共通認識の醸成に向け、OECD 等のマルチフォーラムにおける継続的な議論に貢献するべく取り組む。 【目標と取組期限】 - 社会課題の解決に資する、没入型技術を利活用した好事例の創出及び横展開 - OECD 等のマルチフォーラムにおける継続的な議論への貢献 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—

4－32 電波有効利用のための高周波数帯の活用促進 【取組概要】 - 令和7年4月に「電波法及び放送法の一部を改正する法律」（令和7年法律第27号）が成立し、ミリ波等の6GHzを超える高い周波数帯における価額競争による新たな周波数割当方式が導入された。 - その後、初回の価額競争の実施に向けて、令和8年3月に価額競争実施指針を策定するなど、準備を進めているところ。 - 今後、初回の価額競争を実施し、それにより得られる落札金収入も活用しつつ、高い周波数帯の有効利用を更に促進するための方策について、検討を進める。 【目標と取組期限】 - 令和8年度に、初回の価額競争の実施や周波数の移行を通じて、ミリ波等の高周波数帯の有効利用を強力に推進する。 【担当当府省庁】総務省 【関係府省庁】－	4－33 ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の運用開始と安定的な運用等 【取組概要】 - 社会全体の情報化の進展、コロナ禍等により、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を可能とするブロードバンドサービスの役割はますます重要となっている一方で、人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、そのサービスの前提となる光ファイバの維持が今後課題となることが想定される。 - そこで、条件不利地域における光ファイバを用いるブロードバンドサービスの提供を維持・確保するため、光ファイバの維持管理費の一部を電気通信事業者から徴収する負担金を原資として補填する交付金の運用を開始する。 - また、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）等の改正により創設された最終保障提供責務について、その運用開始に向けた検討を行う。 【目標と取組期限】 - 令和8年度までに交付金の運用を開始し、条件不利地域におけるブロードバンドに関するユニバーサルサービスの提供の維持・確保を図る。 - また、最終保障提供責務に係る交付金については、令和11年度までに運用を開始する。 【担当当府省庁】総務省 【関係府省庁】－
4－34 非地上系ネットワークの推進 【取組概要】 - 非地上系ネットワーク（NTN）は、離島、海上、山間部等の効率的なカバーや、自然災害等の非常時の通信手段として地上系ネットワークの冗長性の確保に有用であることから、関連する研究開発・技術実証等に取り組むとともに、技術基準等の制度整備を推進する。 【目標と取組期限】 - 携帯電話用周波数を用いた端末と衛星との直接通信（衛星ダイレクト通信）について、新たな周波数帯での利用を可能とするため、必要な制度整備を令和8年度内に実施するとともに、衛星通信端末の上空や移動時での利用におけるほかの無線システムとの周波数の共同利用を促進するための調査検討を実施する。 - また、非地上系ネットワークによる通信を高度化し、自然災害等による非常時を含めて我が国のインフラの柔軟性・強靱化性を向上させるための研究開発を引き続き推進する。 【担当当府省庁】総務省 【関係府省庁】－	4－35 ポスト5G情報通信システムの研究開発・推進 【取組概要】 - 第5世代移動通信システム（5G）は各国で商用サービスが開始されている中、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5G（ポスト5G）は工場や自動運転といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待されている。ポスト5Gに対応した情報通信システムの中核となる技術を開発することで我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指す。 【目標と取組期限】 - 有識者の意見に基づき開発テーマごとに設定した目標の達成率が（先導研究、人材育成を除き）80％を達成する - 本事業で開発した技術が各採択テーマ終了後おおむね3年時点で（先導研究、人材育成を除き）50％以上実用化する 【担当当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】－

4－36 インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化 【取組概要】 - 令和7年12月に開催されたWSIS+20 レビューにおける国連決議に基づき、IGFの恒久化が決定されたことを受けて、国内のマルチステークホルダーによるIGF関係者とも連携し、今後開催される予定のIGFやGDCグローバルダイアログ等を通じて、インターネットガバナンスにおける国際的議論に貢献する。 【目標と取組期限】 - 令和8年7月のグローバルダイアログ及び、第四四半期に開催される予定のIGFに参加し、インターネットガバナンスにおける国際的議論に貢献する。 【担当府省庁】総務省 【関係府省庁】外務省	4－37 データ標準確保のためのGIFの実装強化に向けた取組 【取組概要】 - 政府相互運用性フレームワーク（GIF）は、データの利活用、連携がスムーズに行える社会を実現するための実践ガイドブック（参考とするドキュメント）として、デジタル社会推進標準ガイドラインに基づき公開してきた。令和7年度においては、関係府省庁（文科省、内閣府等）と調整を進め、教育分野及び防災分野の実装データモデルを公開した。 - 令和8年度は、作成したデータモデルの普及促進に引き続き取り組むとともに、データモデルの活用を踏まえた既存ドキュメントの改訂を進める。また、公共・準公共領域においてデータ標準化のニーズが高い新たなデータモデルの作成に取り組む。あわせて、データモデルの適用範囲の拡大及び相互運用性の改善に向けた取組を推進する。 【目標と取組期限】 - 令和7年度の成果を基に、公共・準公共領域（教育分野、防災分野等）を対象とした政府情報システムにおけるデータ標準化の取組を引き続き推進する。令和8年度においては、防災分野における被災者支援に関するシステム間の相互運用性を念頭に、例えば、地方自治体システム標準化の取組で進めている基幹業務システムのデータ要件・連携要件の標準仕様を起点とした、データの要件に関する整合性の確保といった標準化の検討に取り組む。また、GIFで定義したデータモデルを地方自治体が取組んでいるエリアデータ連携基盤へ適用を検討することで、当該基盤におけるデータ標準化を促進する。くわえて、新たなデータモデルの拡充を図り、政府情報システムにおける活用及び普及促進に向けた取組を推進する。あわせて、国内外の相互運用性の向上の取組等を参考にして、例えば、情報システム間のデータ連携やデータ標準化などの課題を整理し、システム間の相互運用性の向上に資する取組について検討を進める。 【担当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】内閣府 文部科学省
---	--

4－38 ウラノス・エコシステム 【取組概要】 - デジタルによる新たな価値創造により社会課題解決に貢献するため、企業・産業を超えたデータ連携の取組であるウラノス・エコシステムについて具体的な事例の創出・横展開や、Catena-X との相互運用性確保を始め、欧州や ASEAN 等への国際展開を加速する。蓄電池サプライチェーンでのカーボンフットプリント算出に向けたシステムの運用を着実に進めるほか、電池パスポートの実現や、自動車 1 台分のライフサイクル全体での CO2 排出量可視化、自動車産業における半導体の安定調達等に向けた検討を進め、製品含有化学物質情報管理のためのシステムの段階的な社会実装を支援する。公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度の執行やウラノス・エコシステム・プロジェクト制度による事例の選定等データ利活用を促進する施策も講ずる。 【目標と取組期限】 - アーキテクチャの設計やデジタル基盤に関する新規のサービスの提供を開始した又は認定や選定等を行った領域数：10 以上 【担当当府省庁】 経済産業省 【関係府省庁】 デジタル庁	4－39 データ連携・利活用を促進するエコシステムの形成 【取組概要】 - AI の急速な発展に伴い、産業競争力向上や社会課題解決に必要なデータ資源を確保する観点から、組織間のデータ連携の重要性が高まっており、具体的なユースケースの社会実装を広げていくことが期待されている。 - データを安心・安全に連携・利活用できる環境を整備するため、産業界のニーズを踏まえ、「デジタルエコシステム官民協議会」等を通じた取組を引き続き推進する。具体的には、優良事例の選定や標準的な技術仕様整備等により、環境分野を始めとした産業データ連携のユースケース創出・展開を進める。データ連携における「トラスト」の確保に関しては、令和 8 年度を目途にデータ連携における信頼性確保に資する技術・ツール等（認証、電子署名、e シール、タイムスタンプ等）について、場面に応じた利用の在り方等を体系的に整理し、令和 9 年度以降に更なる利用の普及を推進する。また、これらデータ連携・利活用の促進に向けた取組について、引き続き独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携して実施する。 【目標と取組期限】 - ユースケースの創出・展開に向けて、アーキテクチャの設計やデジタル基盤に関する新規のサービスの提供を開始した又は認定や選定等を行った領域数を 10 以上とする。 - データ連携に係る技術仕様等の国際的な相互運用性の確保に向けて、令和 8 年度を目途に論点を整理し、令和 9 年度以降にその具体的な方法についての検討を進める。 - データ連携における信頼性を確保しやすい環境の整備に向けて、令和 8 年度を目途にデータ連携における信頼性確保に資する技術・ツール等の利用の在り方を整理し、令和 9 年度以降に更なる利用の普及を推進する。 【担当当府省庁】 デジタル庁 総務省 経済産業省 【関係府省庁】 —
--	--

4－40 信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる環境の構築 【取組概要】 - 相互認証の枠組みについて、EU 及び英国それぞれと進行中の、対象範囲を学術研究分野及び公的部門へ拡大する協議を迅速に終了させ、令和 8 年度中の発効を目指す。 - また、令和 8 年度中に新たな国・地域との相互認証に向けた協議を開始する。 - グローバル CBPR システムについて、同フォーラムワークショップへの登壇等を通じ、関係各国等のより一層の参加拡大に向けた取組を進める。また、受益が見込まれる企業に対し、優先的かつ個別の説明の機会を設ける等、令和 7 年度に実施した調査結果を反映させ、より効果的なアウトリーチ活動を実施する。 - グローバルなモデル契約条項（MCC）について、日本版 MCC の策定に向けた検討を加速するとともに、令和 8 年度中に先行事例との比較調査を実施するべく検討を進める。 【目標と取組期限】 - 相互認証の枠組みの更なる発展のため、令和 8 年度中に日 EU 及び日英それぞれの相互認証の枠組みの拡大を完了させ、新たな国・地域との相互認証に向けた協議を開始。 - 国際的な企業認証制度の普及促進のため、令和 8 年度中にグローバル CBPR フォーラムの参加数 15 か国・地域及び認証企業数 90 社。 - グローバルなモデル契約条項の実現に向けた取組として、日本版 MCC の策定に向けた検討を加速するとともに、令和 8 年度中に ASEAN MCC や EU の標準契約条項（Standard Contractual Clauses : SCC）等の先行事例との比較調査を実施するべく検討を進める。 【担当当府省庁】個人情報保護委員会 【関係府省庁】—	4－41 証明書のデジタル活用の高度化 【取組概要】 - 安心・安全なデータ連携・利活用推進及び行政手続のデジタル完結に向けた取組を推し進める。その取組に際しては、関連する制度等を所管する関係府省庁間で連携して必要な措置を講ずる。 - 特に、身元・資格などの属性情報等を検証可能、データを自動処理可能な形で扱うための新技術であるベリファイアブル・クレデンシャル（VC）及びデジタル・アイデンティティ・ウォレット（DIW）を活用した証明書の電子化・高度化を目指す。国内で行政が発行もしくは受領する証明書を VC・DIW を用いて電子化・高度化する初のユースケースを令和 10 年度までに創出し、令和 12 年度までに複数社会実装することで、誰もが利便性や安心・安全を実感でき、AI による証明書処理にもつながる社会環境の構築を目指す。令和 8 年度には、住民票の写し等の具体的な証明書の所管省庁等と連携しながら、VC・DIW を活用する際に基本的に満たすべき共通的な技術・運用要件の整理を行った上で、令和 9 年度中を目途に取りまとめる。また、これらの利用環境として求められる、VC の発行機能、格納・提示を行う DIW 及び検証機能等を念頭に、行政による利活用実現に向けて政府として提供すべき機能を特定し、令和 9 年度中に整理する。 【目標と取組期限】 - 国内で行政が発行もしくは受領する証明書を VC・DIW を用いて電子化・高度化する初のユースケースを令和 10 年度までに創出し、令和 12 年度までに複数のユースケースを社会実装する。このユースケース創出を目指し、住民票の写し等の具体的な証明書の所管省庁等のステークホルダーと連携し、令和 8 年度中に求められる要件の整理を行う。 - 行政が VC・DIW を活用する際に基本的に満たすべき共通的な技術・運用要件について検討し、その要件の適合性の確認方法等も合わせて検討しながら、令和 9 年度中を目途にドキュメント等を作成する。 - VC・DIW の利用環境として求められる、VC の発行機能、格納・提示を行う Wallet、検証機能に関し、行政による利活用実現に向けて政府として提供すべき機能を特定し、既存の官民によるアプリケーション・サービス等との整合性・棲み分けを含め、令和 9 年度中に整理する。 【担当当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】総務省
--	---

4－42 e シール及びタイムスタンプの利活用拡大の推進 【取組概要】 ・＜e シール＞令和 8 年 3 月の e シールに係る総務大臣認定制度の運用開始を踏まえ、認証業務の新規認定を速やかに行うとともに、トラストアンカー構築に向けた検討や e シールの利活用における課題の整理・周知等を通じ、安定的な制度運用を実現する。 ・＜タイムスタンプ＞令和 3 年度より制度を開始した国による時刻認証業務に係る認定制度について、引き続き的確な制度運用を行いながら、タイムスタンプの普及啓発に取り組む。 【目標と取組期限】 ・＜e シール＞認証業務の新規認定、トラストアンカー構築に向けた検討及び e シールの利活用における課題の整理・周知等 ・＜タイムスタンプ＞安定的な制度運用の実現 【担当府省庁】総務省 【関係府省庁】－	4－43 「個人情報保護法²」の見直し等 【取組概要】 ・令和 8 年 7 月に成立した「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けて、AI 等のデジタル技術の進展や有識者やステークホルダーの意見を十分に踏まえながら、関係する政令、個人情報保護委員会規則及びガイドラインの整備を行い、また、当該改正法の趣旨や内容等についての周知広報に積極的に取り組むとともに、必要な体制整備を図る。 ・広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見交換を行い、個人情報保護政策に関し相互理解を促進するとともに、国内外における個人情報等の保護・利活用、デジタル社会の進展や AI の急速な普及を始めとした関連技術の動向等を把握し、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資するよう「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催する。 【目標と取組期限】 ・「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けて、AI 等のデジタル技術の進展や有識者やステークホルダーの意見を十分に踏まえながら、関係する政令、個人情報保護委員会規則及びガイドラインの整備を行い、また、当該改正法の趣旨や内容等についての周知広報に積極的に取り組むとともに、必要な体制整備を図る。 ・令和 8 年度の「個人情報保護政策に関する懇談会」の大枠のテーマを「AI 等のデジタル化進展におけるサービス利用者とサービス提供者の新たな信頼関係の構築に向けて」とし、年 2 回程度の開催を通じて、広く各界の有識者やステークホルダーと意見交換を行い、国内外における個人情報等の保護・利活用、デジタル社会の進展や AI の急速な普及を始めとした関連技術の動向等を把握する。令和 9 年度以降も年に 2 回程度継続して開催する。 【担当府省庁】個人情報保護委員会 【関係府省庁】－
4－44 国等データ活用事業の推進 【取組概要】 ・データが事業者や業界の壁を越えて社会全体で広く利活用されるようにするため、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和 7 年 6 月 13 日）に基づき AI 時代にふさわしいデータ連携・利活用を推進する。 ・その一環として、データ利活用を促進する分野横断的な法制度である「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向け、国の行政機関等の保有するデータを活用する国の行政機関等以外の者による事業であって、手続等に関連する民間事業者の業務の処理が改善されることを通じて国民の利便性の向上が図られるもの（国等データ活用事業）について、事業の創出が図られるよう、関係法規や体制の検討等認定制度の確実かつ円滑な運用に必要な準備を進める。 【目標と取組期限】 ・公布から 1 年 6 月以内とされている「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行までに、必要となる関係法規や体制等について、検討・整備を進める。 【担当府省庁】内閣官房 デジタル庁 【関係府省庁】－	4－45 政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）への円滑な移行の推進 【取組概要】 ・量子計算機技術の進展に伴い、現在広く使われている公開鍵暗号の安全性の低下・危殆化が懸念されている。政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）への移行について、原則として、令和 17（2035）年までに行うことを目指し、政府機関等における暗号技術の利用状況等も踏まえ、関係府省庁の連携の下、令和 8（2026）年度に工程表（ロードマップ）を策定し、我が国における円滑な移行を推進する。 【目標と取組期限】 ・政府機関等における暗号技術の利用状況等も踏まえ、関係府省庁の連携の下、令和 8（2026）年度に工程表（ロードマップ）を策定する。 【担当府省庁】内閣官房 【関係府省庁】内閣府 警察庁 デジタル庁 総務省 外務省 文部科学省 経済産業省 防衛省

² 「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）。

4－46 産業界における耐量子計算機暗号（PQC）移行の後押し 【取組概要】 - 量子計算機技術の進展に伴い、現在広く使われている公開鍵暗号の安全性の低下・危殆化が懸念されている。政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）への移行について、令和7年度から政府内での議論を開始しているところ、産業界に対してもPQCへの移行を後押しすべく、移行に向けて第一歩とされるクリプトインベントリ（自社が保有する情報・システムに適用される暗号の棚卸し）の具体的な作業手順等を含むガイドライン等を整備する。 【目標と取組期限】 - 令和8年度末頃にガイドライン等の策定・公表 【主担当府省庁】金融庁 経済産業省 総務省 【関係府省庁】内閣官房	4－47 政府認証基盤の安全性・信頼性の確保 【取組概要】 - 政府認証基盤は、国民等と行政との間でインターネットを利用した申請・届出等手続において、文書の真正性を担保するために必要な暗号技術を用いた電子署名の付与及び検証を可能とし、安全・安心なやり取りを実現する基盤となるシステムであることから、その運用に当たっては最大限の安全性及び信頼性が求められる。政府認証基盤の次期システムの運用期間中に、政府認証基盤を新暗号アルゴリズムへ移行し、現行の暗号危殆化に備える。具体的には、官職認証局（行政機関等による電子署名のための電子証明書を発行して当該電子署名の正当性を保証する機関）及びブリッジ認証局（国民等による電子署名のための電子証明書を発行して当該電子署名の正当性を保証する民間認証局等と官職認証局との間の信頼関係を仲介し、相互に電子署名の検証を可能とするための機関）について、令和10年度中に新暗号アルゴリズムへ移行することで、インターネット上の脅威（文書のなりすまし、改ざん等）への対策を強化する。また、日本政府認証局については、新暗号アルゴリズム方式への移行を行うためのシステム更改に向け、令和8年度に要件を検討し、令和9年度に開発を行い、令和10年度から次期システムの運用を開始する。こうした強固な暗号への移行によって、将来の暗号の脆弱性を突いたインシデントの発生等を未然に防止し、インターネット上の脅威（文書のなりすまし、改ざん等）に対する万全な対策が図られるため、安全・安心なやり取りが継続して実現できる。 - あわせて、PQCへの移行に係る工程表（ロードマップ）に基づき、早期に政府認証基盤におけるPQCへの移行スケジュールを策定するとともに、PQCへの移行及びコスト削減等の観点から、令和9年度末までに政府認証基盤の将来像を検討・整理した上で、令和13年度からの運用見直しを目指す。 【目標と取組期限】 ①－1 令和10年秋から新暗号アルゴリズム方式に対応した電子署名のための電子証明書の発行及び証明書検証を開始する。 ②－1 このため、ブリッジ認証局及び官職認証局については、令和8年度に新暗号アルゴリズム方式に対応した次期システムに更新し、令和9年度から運用を開始する。日本政府認証局については、令和9年度に次期システムを開発し、令和10年度から運用を開始する。 ①－2 令和13年度から見直し後の政府認証基盤の運用開始を目指す。 ②－2 このため、令和9年度末までに政府認証基盤の将来像の検討に必要な調査研究及び技術調査を行い、将来像の実現可否の結論を得た上で、令和13年度から見直し後の運用開始を目指す。 【主担当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】－
---	---

4-48 DFFT の具体化推進に向けた国際連携/IAP の設立・プロジェクトの実施 DFFT の具体化推進に向けた国際連携 【取組概要】 ・ DFFT (Data Free Flow with Trust : 信頼性のある自由なデータ流通) とは、日本が令和元年に提唱した、プライバシー、セキュリティ、知的財産等に配慮しながら、データの自由な流通を目指す概念である。産業全体のデジタル化が急速に進展する中、データを組織や国境を越えて移転する必要性も高まっている一方、各国規制の多様性により、データの円滑な移転には課題がある状況である。 ・ こうした課題に対応するため、OECD と連携して令和 5 年に DFFT 具体化のための国際枠組みである IAP (Institutional Arrangement for Partnership) を創設したほか、令和 7 年にはカナダにおいて PETs (Privacy Enhancing Technologies : プライバシー強化技術) に関するワークショップを共催。さらに、ASEAN との間でデータガバナンス向上に向けた取組も進めてきた。 ・ DFFT の具体化を一層推進するため、令和 8 年度中に EU、ASEAN、英国等との二国間デジタル協力の枠組みを通じて、我が国企業が円滑に国際的なデータの流通及び利活用を推進できる環境整備に向けた取組を行う。また、データセキュリティ向上に向け、企業における PETs の実装を促進する観点から、令和 8 年度中に、我が国企業の PETs 等を活用したデータ連携基盤の実装可能性を検証・特定するとともに、協力に関心を示す諸外国との間で、具体的ユースケースの実装可能性を検証し、安全・安心なデータ流通が可能な DFFT 実装圏の実現を目指す。 【目標と取組期限】 ・ DFFT の具体化に向け、多国間・二国間の連携を通じた国際的なルール・制度形成において日本が主導的役割を果たす。 ・ 令和 8 年度中に、IAP を通じた DFFT 推進に関する取組を推進し、成果の創出を支援するとともに、多国間の国際的な議論の参加に貢献する。 ・ 令和 8 年度中に EU、ASEAN、英国等との二国間デジタル協力枠組みにおける取組を進め、各国との連携を深める。 ・ 上記の取組を通じて、我が国企業が円滑に国際的なデータの流通及び利活用を推進できる環境の整備を図る。 (長期目標) 令和 12 年度に向けて、日本が提唱した DFFT の考え方を主要国・地域間における具体的な取組へと結びつけ、我が国企業を含む多様な主体が国境を越えたデータ流通・利活用を安全かつ予見性を持って行うことができる環境の実現を目指す。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房 内閣府 個人情報保護委員会 総務省 外務省 経済産業省	4-49 国際データガバナンスアドバイザリー委員会/産業データの国際的なデータガバナンス DFFT の具体化推進に向けた国内外一体的なデータガバナンスの推進 【取組概要】 ・ AI 時代において、データは価値創造の源泉となり、業界や国境を越えたデータ連携は我が国の成長に不可欠となっている。一方、各国の規制強化や技術の複雑化により、データの越境移転に関する課題は多様化している。これらの課題解決により、データの自由で安全な流通を促進し、我が国企業等の競争力強化や新たな付加価値の創出を図るため、国際的な取組や動向も勘案して国内のデータガバナンスを推進する。 ・ 具体的には、令和 7 年度に開催した会議体の検討結果に基づき、令和 8 年度中に、データ流通の促進を目的とした「制度・技術・運用」の三位一体によるデータセキュリティの在り方を引き続き検討し、「データガバナンス・ガイドライン」の普及を目指す。また、例えば PETs (Privacy Enhancing Technologies : プライバシー強化技術) の具体的なユースケースの創出等を通じて、事業者のデータガバナンス導入を促進し、多様な主体が安心してデータを活用・共有できる信頼性の高いデータ流通環境の構築を図る。 【目標と取組期限】 ・ 令和 8 年度中に、DFFT・国際データガバナンス推進に資する課題抽出やプロジェクト提案を行うとともに、国内におけるデータガバナンス推進に向け、令和 7 年度に開催した会議体の検討結果に基づき、「制度」「技術」「運用」の三位一体によるデータセキュリティの在り方を引き続き検討する。具体的には PETs の特性や適用場面、実装方法等の整理や実証等を通じて事業者による PETs 導入促進を図るとともに、「データガバナンス・ガイドライン」の普及、企業等における実装を促進する ・ 令和 12 年度までに、国内の主要な産業分野において「制度・技術・運用」を組み合わせたデータガバナンスが標準的な考え方として定着し、企業を含む多様な主体が、国境を越えたデータ連携を安全かつ予見性を持って行うことができる環境を実現する。特に、PETs 等の先端技術が、データの信頼性と利活用を両立する社会インフラとして広く社会実装され、データに付随する法益が守られながらイノベーションが持続的に創出されるデジタル社会の構築を目指す。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣府 個人情報保護委員会 総務省 外務省 経済産業省
---	---

4－50 デジタル政策に係る国際連携強化や他国への支援等を通じた我が国プレゼンスの向上 【取組概要】 - 我が国におけるマイナンバーやAI活用などのデジタル政策は国際的に注目を集め評価されており、特に、デジタル化に高い関心を有する新興国に対し、我が国の知見（政府におけるAIの導入やDFFTの具体化に向けたユースケース等）を共有することが期待されている。 - デジタル分野における我が国のプレゼンスの向上のため、米国、EU、英国を始めとする諸外国・地域等との間で、二国間の関係強化に向けた取組を実施するだけでなく、G7やG20等の国際会議の場を通じた戦略的な情報発信を強化するとともに、OECDや世銀等の報告書や調査への協力等、国際機関との連携協力を推進し、ベストプラクティスの共有に積極的に貢献する。 【目標と取組期限】 - 二国間での会談や国際会議等の場を活用した情報発信による我が国のデジタル政策に対する国際的認知度及び評価の向上、国際的なデジタル政策議論における我が国の発言力の強化 【担当当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】内閣官房 内閣府 個人情報保護委員会 総務省 外務省 経済産業省	4－51 安全、安心で信頼できるAIの促進に関する国際AI共創 【取組概要】 - 令和7年10月の高市総理による「日ASEAN・AI共創イニシアティブ」の発表及び令和8年1月の「日ASEANデジタル大臣共同声明」の採択を踏まえ、日本のAIの持続的発展を図るためには、海外市場との連携・展開を戦略的に推進していくことが不可欠。そのため、多言語データ基盤の開発実証、日本AI事業者の現地語対応支援等を行う。 【目標と取組期限】 - 大規模言語モデル、領域特化型AI、AIエージェント等、多様な日本のAIの海外展開を進め、日本のAIの持続的な発展と国際競争力の強化を図る。 【担当当府省庁】総務省 【関係府省庁】－
4－52 ガバメントAIの国際展開 【取組概要】 「人工知能基本計画」（令和8年7月14日閣議決定）において、「多様なAIエコシステムが信頼できる形で、各地で自立的に発展することを目指し、グローバルサウス諸国と共創・協力モデルを構築する」こととされている。 - 我が国におけるガバメントAI源内のOSS化を踏まえ、ASEAN等グローバルサウス諸国等においても、ガバメントAIが自立的に発展するよう、これらの国々と共創・協力モデル構築に向けた検討を令和8年度に行う。 - 具体的には、多国間の国際会議や二国間協議等の場も活用しつつ、ニーズや課題等、モデル構築の前提となる基礎的情報の整理・分析を行った上で、令和9年度以降、グローバルサウス諸国において、日本との共創・協力も踏まえた形でのガバメントAIの実装を目指す。 【目標と取組期限】 - 令和8年度において、グローバルサウス諸国における、ガバメントAIに係る現状、基本的なニーズや課題についての一次的調査を行う。それを踏まえ、グローバルサウス諸国に対するガバメントAIに係る共創・協力可能性について、具体的な対象国や手法等の絞り込みを行う。令和9年度以降、二次的調査等を行った上で、グローバルサウス諸国において、日本との共創・協力も踏まえた形でのガバメントAIの実装を目指す。 【担当当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】内閣府 総務省 外務省 文部科学省 経済産業省	5－1 AI性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策パッケージ「Project YATA-Shield」の推進 【取組概要】 - AI性能が高度化する中においても、我が国のサイバーセキュリティが確保されるよう、重要インフラ事業者等への対応と、脆弱性の発見・修正等の対応の双方の観点から取りまとめた、政府全体としての対策パッケージ「Project YATA-Shield」を推進する。 【目標と取組期限】 - 対策パッケージ「Project YATA-Shield」に基づき、関係府省庁・関係機関は、施策を迅速かつ的確に実施する。また、実施状況を機動的に確認し、追加的な対応を不断に検証・実施する。 【担当当府省庁】内閣官房 【関係府省庁】内閣府 警察庁 金融庁 デジタル庁 総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 防衛省

５－２ サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(利便性とサイバーセキュリティ確保の両立) 【取組概要】 - デジタル庁は国家サイバー統括室（NCO）と連携し「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」に基づき政府情報システムの整備・運用を実施し、各府省庁はデジタル庁による統括・監理を通じて当該方針の実装を進める。セキュリティ・パイ・デザインを前提としたシステム構築、クラウドサービス活用、サプライチェーン対策などセキュリティ分野における標準ガイドラインについて、サイバーセキュリティに関する国際標準の改訂や技術動向の変化等に対応するため、DS-200 や DS-201 等の複数の既存の文書の改訂等を進めていく。 - また、インシデント発生時の対応に係る演習を通じさらなるセキュリティ強化を図るとともに、政府情報システムの安定的・継続的稼働の確保のため、デジタル庁の専門家チームにより情報システムの検証・脆弱性診断を実施するとともに、高性能 AI を活用した脆弱性対応スキームを導入し、デジタル庁の依頼に応じ政府系機関に対する知見を有する情報処理推進機構（IPA）により必要な情報システム監査を着実に進める。 【目標と取組期限】 - サイバーセキュリティに関する国際標準の改訂や技術動向の変化等を踏まえ、政府情報システムのセキュリティ対策の底上げをはかるべく、適宜、セキュリティ分野におけるデジタル社会推進標準ガイドラインの新規作成、改定を行う。 - デジタル庁が整備・運用する政府情報システム等に対する検証・監査の実施等により、システムの安定・継続的な稼働等を確保する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房	５－３ GSOC の着実な運用・GSOC のクラウド監視機能強化 【取組概要】 - クラウド化やテレワーク等の進展に伴ってサイバー攻撃の侵入起点となりうる IT 資産・サービスが急増している等、サイバーセキュリティをめぐる情勢は大きく変化している。政府機関においても、この環境変化に対応したサイバーセキュリティ対策の一層の強化が喫緊の課題となっている。 - クラウド監視に対応した GSOC の機能強化等の推進及び GSOC の着実な運用に資するよう、政府の共通基盤を整備・運用するデジタル庁は、必要に応じ情報を GSOC に提供し、連携する。 【目標と取組期限】 - GSOC の運用による政府横断的監視の継続的な実施 - デジタル庁から GSOC への適宜の情報提供・連携 【担当府省庁】 内閣官房 【関係府省庁】 デジタル庁
５－４ 総合的な運用監視による強靱な政府情報システムの実現 【取組概要】 - デジタル庁が管理する政府情報システムを対象に、横断的に外形監視等を行う総合運用・監視システム（COSMOS）を通じて、各 PJMO（プロジェクト推進組織）では把握が困難な政府情報システムの基盤障害等について、各システムの稼働状況の確認等を横断的に行い、結果のデータベース化・情報分析を引き続き行う。令和 8 年度以降は、対象とする政府情報システム及び収集・分析する情報の範囲を順次拡大するとともに、監視データ・各種ログ等の分析、異常兆候の検知及び影響範囲の把握、演習の実施等に AI を活用し監視機能やインシデント対応能力を高度化することで、レジリエンスの強化を段階的に進める。 【目標と取組期限】 - 監視対象システムの拡張を進めるとともに、監視手法の高度化を進める。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	５－５ サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(常時監視) 【取組概要】 - デジタル庁が管理する政府情報システムを対象に、診断対象システムの脆弱性等に係るリスク診断を継続的に実施する常時リスク診断・対処（CRSA : Continuous Risk Scoring and Action）システムを通じて、緊急度の高い脆弱性への対応を検討する際に必要な情報を提供することで、各 PJMO への支援を引き続き行う。 - 令和 8 年度以降は、ガバメントクラウド上で稼働する政府情報システムを含め、リスク診断の対象システムを段階的に拡張するとともに、検出された脆弱性について、システムへの影響の大きさ及び対応の緊急度を可視化し、各 PJMO への情報提供、助言を行う際の判断を支援する機能を段階的に強化・拡充する。 【目標と取組期限】 - 診断対象の拡張を進めるとともに、脆弱性対応の高度化を進める。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房

５－６ サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保 (ISMAP) 【取組概要】 ・ 求めるセキュリティ水準の合理化を図り、クラウドサービス事業者の負担を下げる方向で検討を進めている ISMAP の見直し（ISMAP 管理基準ガイドライン（仮称）の策定、SaaS 事業者を対象とする負担を軽減した新たな枠組みを創設等）について、制度が担保している信頼性・安定性を保持しつつ、取組を進めていく。 【目標と取組期限】 ・ ISMAP の見直しにより、「ISMAP 等クラウドサービスリスト」への登録を促し、政府機関等において安全性が評価されたクラウドサービスの利用を通じて、クラウド・バイ・デフォルトを一層推進する。 【担当府省庁】内閣官房 デジタル庁 総務省 経済産業省 【関係府省庁】—	５－７ サイバーセキュリティ戦略に基づく施策の推進 【取組概要】 ・ 令和 7 年に成立したサイバー対処能力強化法等に基づく取組を含め、令和 7 年末に策定したサイバーセキュリティ戦略を踏まえた施策を着実に講じていくことにより、社会全体のサイバーセキュリティ及びレジリエンスの向上を含め、官民一体で我が国のサイバーセキュリティ対策を推進する。 【目標と取組期限】※取組概要と同一 【担当府省庁】内閣官房 【関係府省庁】—
５－８ 諸外国のサイバーセキュリティ政策に関わる機関との連携強化 【取組概要】 ・ 我が国のサイバー分析・対処能力の向上等に向け、同盟国・同志国等の関係機関との間で、政策面でのベストプラクティスや、脅威情報、技術情報等の共有を含む継続的な対話を行う。 ・ また、多国間の連携強化に向け、日 ASEAN サイバーセキュリティ政策会議の開催に加え、CRI 等の脅威対処に係る多国間会合や国際的な CERT 間のネットワークに積極的に参画する。 【目標と取組期限】 ・ 主要国のサイバーセキュリティ当局等との二国間・多国間協議を通じた連携強化 【担当府省庁】内閣官房 【関係府省庁】内閣府 個人情報保護委員会 総務省 外務省 経済産業省	５－９ サイバーセキュリティ分野における他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上 【取組概要】 ・ 日 ASEAN サイバー演習、国際ワークショップ等を開催するとともに、関係府省庁・機関と連携しつつ、日 ASEAN サイバーセキュリティ政策会議等の場を活用し、能力構築を始めとする日 ASEAN の今後の更なる協力活動の在り方等について議論を進める。さらに、インド太平洋地域におけるサイバーレジリエンスの強化に向け、同盟国・同志国・国際機関等との協力強化について議論を進める。 【目標と取組期限】 ・ インド太平洋地域におけるサイバーレジリエンスの強化に向けた取組強化 【担当府省庁】内閣官房 【関係府省庁】内閣府 個人情報保護委員会 総務省 外務省 経済産業省

５－10 日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)プロジェクト及び大洋州島嶼国におけるサイバーセキュリティ能力構築支援 【取組概要】 ・ 国境を越えて利用されるサイバー空間では、国際連携の推進が不可欠である。特に、地理的に重要な ASEAN や大洋州島嶼国^{とうしよこく}については、サイバーセキュリティに関する人材不足や能力の向上が課題。そのため、我が国から能力構築支援を実施する。 ・ 具体的には、ASEAN 地域については、日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)を通じて、政府関係者や重要インフラ事業者を対象に、情報通信研究機構が開発した実践的サイバー防御演習（CYDER）も活用した演習を行うとともに、大洋州島嶼国のサイバーセキュリティ能力構築支援では、AJCCBC の取組で得た知見を基に、各国の状況に合わせて基礎知識の習得も含めた演習を実施していく。 【目標と取組期限】 ・ 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現のため、また世界全体のサイバーセキュリティリスクを低減させる等の観点から、以下の目標を掲げて、地理的に重要な ASEAN や大洋州島嶼国のサイバーセキュリティの向上を図る。さらに、官民連携による演習も実施する。 ・ ASEAN 向けサイバーセキュリティ演習への参加者数：令和 8 年度に 100 人程度 ・ AJCCBC における官民連携による演習の実施：令和 8 年度に 1 回 ・ 大洋州島嶼国向けサイバーセキュリティ演習への参加国数：令和 8 年度に 14 か国程度 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】－	５－11 政府全体のシステムのサイバーセキュリティの確保 【取組概要】 ・ NCO は、情報収集・分析から、調査・評価、注意喚起の実施及び対処と、その後の再発防止等の政策立案・措置に至るまでの一連の取組を一体的に推進するための総合的な調整を担う機能としてのナショナルサートの枠組み強化に向けた取組を進めつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに関し、必要な注意喚起の実施やセキュリティ監査、再発防止等の政策立案・措置等を行うことで、政府全体のシステムのセキュリティ確保を進める。 ・ さらに、デジタル庁等と連携を図り、利用府省庁のニーズを踏まえ情報収集対象の府省庁を拡大し、収集する情報を増やすことで、更なるサイバーセキュリティ脅威情勢分析能力の強化及び政府機関のサイバーセキュリティの強化（GSOC との連携を含む。）に取り組む。 【目標と取組期限】－ 【主担当府省庁】内閣官房 デジタル庁 【関係府省庁】－
５－12 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の継続的な見直しと監査等の取組 【取組概要】 ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に関して、最新の技術・脅威動向を機動的に取り込み、政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインの改定や監査等を実施する。 【目標と取組期限】 ・ 政府機関等における情報セキュリティ水準の維持・向上に資するため、政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインの改定や監査等の取組を実施する。 【主担当府省庁】内閣官房 【関係府省庁】－	５－13 我が国のサイバー対処能力確保のためのエコシステムの形成 【取組概要】 ・ 我が国のサイバー対処能力の向上に資するエコシステムの形成に向け、NICT においてサイバー脅威情報を中心とした研究開発と基盤構築を一体的に実施する。 【目標と取組期限】 ・ 我が国独自のセンサによりサイバー攻撃検知システムを構築し、政府機関等へ導入することでサイバー脅威情報の収集・分析の強化を図る。 ・ NICT が有する知見を民間に広く開放し、国産セキュリティ技術の開発基盤の強化を図る。 ・ サイバー攻撃の未然防止につながるサイバー脅威情報の生成・共有を強化し、官民で活用する。 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】内閣官房 デジタル庁

５－14 地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上 【取組概要】 ・ 昨今のサイバー攻撃の巧妙化・高度化を踏まえて、サイバーセキュリティ対策の重要性が高まっている。地方公共団体が、個人情報など重要な情報を保有し、国民生活や地方の経済活動に密接に関係する基礎的なサービスを提供していることに鑑み、総務省は、サイバーセキュリティ人材の確保・育成を含むセキュリティ基盤の強化、サプライチェーン・リスク対策など地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上に取り組む。また、令和６年の改正「地方自治法」（昭和２２年法律第６７号）に基づき、地方公共団体が講ずべき措置を法令上細目化することに伴い、地方公共団体が講ずるサイバーセキュリティ対策の支援を行う。 【目標と取組期限】 ・ 全ての自治体がサプライチェーン・リスク対策を含むセキュリティ対策を確実に実施できるように、高度なセキュリティ対策及びサプライチェーン・リスク対策に係る相談等を受け付ける総合相談窓口を総務省に新設する。 ・ 全自治体が利用可能な、情報システムの脆弱性等を評価・管理するシステムとして、「地方版アタックサーフェスマネジメント（ASM）」を令和９年度から本格運用することを目指し取組を進める。 ・ 更新期限を迎えている自治体情報セキュリティクラウドについて、令和９年度中に更新を完了することを目指し、自治体への財政的な支援を行う。 ・ 令和９年度から自治大学校を始めとした国等が実施する研修事業の全国展開や関係機関と連携した研修・訓練の場を積極的に提供する。 ・ 令和９年度に重大インシデント発生時に国から専門家チームを派遣する制度を新設する。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	５－15 都道府県と市町村が連携した推進体制の構築と地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の促進 【取組概要】 ・ 都道府県と市町村が連携した DX 推進体制について、一層の強化・活用促進のため、推進体制の機能の中心となる、市町村支援のための人材プール確保に要する経費について地方財政措置を講ずるとともに、都道府県が計画的にデジタル人材の確保に取り組めるよう人材供給源の確保や伴走支援、優良事例の横展開にも取り組み、更なる支援の充実を図る。 ・ また、市町村が CIO 補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費や、地方公共団体における DX 推進リーダーの育成に要する経費について地方財政措置を講ずるとともに、デジタル人材の確保・育成に係る方針策定支援や専門アドバイザーの派遣などに取り組む。 【目標と取組期限】 ・ 都道府県と市町村が連携した DX 推進体制（デジタル人材プール機能を含む）について、一層の強化・活用促進を図るとともに、各地方公共団体における更なるデジタル人材の確保・育成を促進する。 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —
---	--

５－16 医療機関におけるサイバーセキュリティ確保 【取組概要】 ・ 令和５～６年度補正予算における「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保」について、電子カルテ導入病院を中心に外部ネットワークとの接続点の安全性の検証・検査等を実施した。事業の結果、多くの医療機関において外部接続点が多数存在し、管理が困難となっている実情が明らかとなった。このため、令和７年度補正予算においては外部ネットワークとの接続点が多数存在する医療機関に対して、その適正化まで事業対象を拡充、接続点の維持管理体制づくり等の支援を実施する。具体的には、委託業者によるネットワーク統合計画作成等の支援と、ネットワーク統合に必要な物品等に係る費用を医療機関に対して補助を行う。 ・ また、医療機関におけるサイバーセキュリティ人材の育成・確保の推進に向けた方策を検討し、検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずる。 ・ こうした取組を進め、早急に対応すべき地域の拠点となる病院のサイバーセキュリティ対策の強化を図る。 ・ また、医療機器に関しても、SBOMやリスクマネジメントに係る指針の整備等を通じて、サイバーセキュリティ確保対策を推進する。 【目標と取組期限】 ・ 医療機関のネットワーク統合計画作成等の支援について、令和８年度中に３００程度の施設を対象に支援を実施する。 ・ 令和１２年までに、地域の拠点となる病院のサイバーセキュリティ対策を１００％実施することを目指す。 ・ 医療機器のサイバーセキュリティ確保に向け、令和８年度より順次 SBOM やリスクマネジメントに係る指針の整備を行う。また、医療機器サイバーセキュリティ対応の妥当性を行政が確認する仕組みの検討を進める。 【主担当府省庁】 厚生労働省 【関係府省庁】 —	５－17 中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化 【取組概要】 ・ サプライチェーンを構成する企業のセキュリティ対策水準やその対策状況を可視化する「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」（SCS 評価制度）の制度を開始するとともに同制度の対策支援を目的とした新類型の「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の制度を開始する。 ・ 中小企業と情報処理安全確保支援士とのマッチングを促進する（中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リストの整備・普及展開）。 ・ 「監視・駆け付け・保険」など中小企業に必要なサービスをまとめた「サイバーセキュリティお助け隊サービス」について、全国的な普及を一層促進するとともに、同制度創設時からのリスク環境の変化等を踏まえた認定基準の見直し等を実施し、更に集团的防御プラットフォームと連携したサービスの開発に向けた検討を進める。 【目標と取組期限】 ・ 令和８年度末までに、サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度の運用を開始するとともに、新類型の「サイバーセキュリティお助け隊サービス」制度運用を開始する。 ・ 令和１２年度までに情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の登録者数を５万人に増加させる。 ・ 令和８年度末までに、現類型の「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の認定基準の見直しを実施し、利用実績の増加を目指す。 【主担当府省庁】 経済産業省 【関係府省庁】 内閣官房
---	--

5-18 人材育成や研究開発を含めたサイバーセキュリティ供給能力の強化 【取組概要】 ・「サイバーセキュリティ産業振興戦略」（令和7年3月）に基づきスタートアップ企業支援やマッチング創出、IPAによる国産製品の積極活用、セキュリティサービス提供事業者の品質評価制度構築、技術・研究開発の促進・拡充等を継続する。また、IPAによる国産製品の活用実証事業を踏まえ、国産製品評価の仕組みを検討する。 ・「セキュリティ・キャンプ」の継続開催や修了生コミュニティの運営、新たな技術等領域に対応できる人材を育成する「セキュリティ・キャンプ コネクト」を行う。IPA「中核人材育成プログラム」の拡充に向けた模擬プラントの整備・更新を行う。 ・タイを含むインド太平洋地域へ我が国のセキュリティ施策の普及・展開を推進し、当該政策に沿った取組を実装・支援できる我が国セキュリティ企業の現地進出も後押しする。 【目標と取組期限】 ・IPAによる有望セキュリティ・スタートアップ製品・サービス等の積極的な調達実証事業においては、今後、製品・サービスの有効性検証を行うための環境整備の構築を行い、調達した製品の評価を行う実証事業を行う。 ・中核人材育成プログラムの受講者の拡大に向けて新たな模擬プラントを整備する。 ・GCLI（グローバル・サイバーセキュリティ・ラベリング・イニシアティブ）や日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク等を活用し、タイを含むインド太平洋地域を主な対象に我が国施策の普及を行い、同時に我が国セキュリティ企業の進出を支援。 【担当当府省庁】 経済産業省 【関係府省庁】 —	5-19 産業界等と連携したセキュア・バイ・デザインの実践 【取組概要】 ・IoTセキュリティ適合性評価制度（JC-STAR）について、「製品類型共通の最低限の基準（★1レベル）」の更なる普及推進及び重要性の高い製品類型における「高度な基準（★2レベル以上）」の整備を行う。また、政府機関や重要インフラ事業者、地方公共団体等にかかる基準への位置付けや補助金制度等における本制度の要件化等により普及浸透を加速させる。さらに、令和7年度中に相互承認を締結した英国やシンガポール以外の有志国との相互承認締結を拡大させる。 ・くわえて、安全なソフトウェア開発に関する産業界向けガイダンスを整備し、国内の安全なソフトウェア流通を促進する。「AI 駆動開発」におけるリスクへの対応の在り方についても検討する。さらに、同ガイダンスを海外にも発信し、我が国主導で国際的な枠組み作りを進めていく。 【目標と取組期限】 ・IoTセキュリティ適合性評価制度（JC-STAR）について、電力やスマートホーム等重要性の高い製品類型における「高度なセキュリティ基準（★2レベル以上）」の基準策定を目指す。また、政府機関や重要インフラ事業者、地方公共団体等にかかる基準への位置付けや補助金制度等における本制度の要件化等により普及浸透を加速させる。さらに、令和7年11月に相互承認を実施した英国・シンガポール以外の有志国との相互承認締結を拡大させる。 ・令和8年度中に安全なソフトウェアの開発に関する産業界向けの導入ガイダンスを策定・成案化し、同文書に沿った事業者の取組を確認するための枠組みを整備する。さらに、海外当局・枠組みとの連携を通じて国際的な共同指針の策定を目指す。 【担当当府省庁】 経済産業省 【関係府省庁】 内閣官房
5-20 無線 LAN セキュリティの確保 【取組概要】 ・無線 LAN を活用する際のセキュリティ上の不安を払拭するため、利用者・提供者双方におけるセキュリティ対策状況の実態調査を実施するとともに、実態調査の結果を踏まえ必要に応じてガイドライン等を更新し、周知啓発等を実施する。 【目標と取組期限】 ・ガイドラインの利用者数（令和8年度 48,000 人） 【担当当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	5-21 IoT セキュリティ対策の強化 【取組概要】 ・脆弱性を有するルータ等の IoT 機器を悪用した DDoS 攻撃等のサイバー攻撃が増加し、通信サービスへの脅威となっている。これに対処するため、NICTにおいて、マルウェア感染機器及び脆弱性を有する機器の調査を推進するとともに、ISP やメーカー等の関係者と連携し、利用者のリスク認識の改善と自身による IoT 機器の適正な管理を促す。 ・あわせて、IoT 機器に攻撃指令を出す C&C サーバについて、電気通信事業者全体でのフロー情報分析を用いた観測能力の向上を図るとともに、観測結果を踏まえた実効的な対策ができるよう検討を進める。さらに、IoT 機器への対策等との連携を進める等により、総合的な IoT ボットネット対策を推進する。 【目標と取組期限】 ・引き続き NICT における脆弱性を有する IoT 機器の調査及び該当機器の管理者への注意喚起を推進する。 ・令和8年度末までに、本取組（NOTICE）に賛同して活動する ISP、メーカー等を 115 者以上にすることを目指す。 ・フロー情報分析により得られた C&C サーバに係る情報の利活用を行う事業者数を令和8年度末までに 35 者以上を目指す。 【担当当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —

5-22 サイバーセキュリティ対応体制の強化 【取組概要】 ・ 標的型サイバー攻撃被害企業への初動対応支援等を効果的に行うため、IPA における経済安全保障に係る高度なインテリジェンス機能を整備する。 【目標と取組期限】 ・ 令和8年度に200件の標的型サイバー攻撃関連事案を支援することを目指す。 【主担当府省庁】経済産業省 【関係府省庁】—	5-23 AIのセキュリティ確保のための技術的対策の整理 【取組概要】 ・ 令和7年度に公開した、AI開発者及びAI提供者を想定読者とした「AIのセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」の普及啓発を実施する。 【目標と取組期限】 ・ 令和8年度は、令和7年度に公表した「AIのセキュリティ確保のための技術的対策に係るガイドライン」を政府の関連ガイドラインへの反映を図ることを含め普及促進に努める。 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—
5-24 実践的な演習を通じたサイバーセキュリティ人材の育成 【取組概要】 ・ サイバー攻撃が巧妙化・複雑化する中、我が国のセキュリティ人材は不足しており、セキュリティ人材の育成を通じた対処能力の構築・強化が急務である。総務省では、NICTを通じて、行政機関や重要インフラ・基幹インフラ事業者等におけるサイバー攻撃を受けた際の基礎的な対処能力を構築するため、実践的サイバー防御演習「CYDER」及び分野別実践演習の開発・実施基盤「CYROP」の取組を、令和8年度以降も継続実施する。また、サイバー攻撃による被害を未然防止する等、より高度な対処能力を有する人材が一層求められているところ、実環境に近い大規模な演習環境を新たに構築し、各組織の中核的な対処人材向けの実践的演習を実施する。これらの人材育成の取組を通じて、社会全体のサイバーセキュリティの確保を図る。 【目標と取組期限】 ・ 集合演習の開催回数（令和8年度100回） ・ セキュリティ人材の育成数（令和8年度3,000人） 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—	5-25 政府デジタル人材（部内育成の専門人材）の確保・育成 【取組概要】 ・ 各府省庁は、政府デジタル人材について、更に確保を進めるとともに、「デジタル人材確保・育成計画」において、スキル認定等に係る具体的な目標、高位のポストまでを見据えた人事ルート例等を設定し、計画的かつ適切な育成を行う。 ・ 各府省庁は、国家サイバー統括室が策定し、サイバー分野における職務ごとに必要な知識・スキル等を体系的に整理した「サイバーセキュリティ人材フレームワーク2026」（令和8年4月3日公表）の考え方を踏まえながら、デジタル人材確保・育成計画の内容を見直すことで、サイバー人材の効率的・効果的な確保・育成につなげる。 ・ 業務フローの見直しなどDXの推進に資する実践的な研修の充実や資格試験の取得を推進するとともに、スキル認定を受けた者への処遇の確保を進める必要がある。手当等を活用し、一定の給与上の評価を行う取組の拡大を図り、政府デジタル人材の育成を加速する。 【目標と取組期限】 ・ 政策目的：政府デジタル人材の育成等 ・ 短期アウトカム：研修受講後に研修で得た知識等を活用できたとする受講者の割合について、8割を目指す。 ・ 長期アウトカム：研修受講後に研修で得た知識等を活用できたとする受講者の割合について、8割を目指す。 ・ アウトカムを達成するための具体的な政策手段：情報システム統一研修 【主担当府省庁】内閣官房 デジタル庁 【関係府省庁】—

6－1 デジタル人材育成に関する次期政府目標の策定 【取組概要】 ・デジタル人材については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、令和4年度から令和8年度末までの5年間で230万人育成することを目標としている。 ・引き続き、令和8年度末までの政府目標達成に向け取り組むとともに、令和8年度夏を目途に関係省庁会議及び有識者会議を立ち上げ、目標の達成状況や、AI技術の急激な発展や高度化するサイバー攻撃への対応などのデジタル人材をめぐる昨今の状況を踏まえながら検討を行った上で、令和8年度以内を目途に、令和9年度以降の次期政府目標及び取組方針等を取りまとめる。その際、「デジタル人材スキルプラットフォーム」の機能拡張も見据えて、人材・スキルのトレンド把握の手法やKPIの策定についても検討を行うこととする。 【目標と取組期限】 ・関係省庁会議を令和8年度中に2回開催する ・令和9年度以降のデジタル人材育成に関する目標策定に向けて、有識者会議等を立ち上げ（令和8年夏めど） ・有識者会議での検討を経て、次期の目標を作成（令和8年度内目途） 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房 内閣府 金融庁 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	6－2 デジタル人材スキルプラットフォームの機能拡充 【取組概要】 ・生成AI・AIエージェントの急速な進展に伴い、従来のデジタル人材の職務定義やスキル区分が流動化している中、我が国の戦略的な国内投資を促していく成長分野への労働移動の円滑化が求められていることも踏まえ、IPAが構築する「デジタル人材スキルプラットフォーム」について、政府の基盤的サービスとして令和9年度中に機能拡張に着手し、①既存の資格情報などに加え、AI社会において新たに求められるスキルセットや、成長分野で固有に求められるAI・デジタル関連スキルなどに係る登録情報等の拡充、②ガバメントクラウド・国産クラウドの率先利用、及び③マイナンバー制度との連携等を目指す。あわせて、スキル定義の高度化等により当該プラットフォームの活用を促進するため、人材プラットフォームサービスを提供する民間事業者との連携等についても検討を行う。 【目標と取組期限】 ・令和9年度中に機能拡張に着手する。 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 経済産業省
6－3 企業DX推進に資するデジタル人材育成 【取組概要】 ・生成AI時代は技術動向の変化が速く、学び続けることが必要。個人のスキルアップを継続的に行うため、スキル情報の蓄積・可視化等を通じタリスキリング機会を拡大させるデジタル人材スキルプラットフォームを構築する。 ・情報処理技術者試験では、AI活用の前提となるデータマネジメント分野の試験区分の創設等、AI時代に合わせた試験体系への見直しを行う。くわえて、デジタルスキル標準についても、足下のAI等の技術動向を踏まえた見直しを検討する。さらに、地方独自の目線で独創的なアイデアや技術を持つ若手トップデジタル人材輩出に向けて、メンターによる育成事業を各地域で実施するとともに、地域間の連携や知見の共有を進め、今後の定着・強化の方向性を検討する。 【目標と取組期限】 ・令和8年度末までに政府全体でデジタル推進人材を230万育成するという「デジタル田園都市国家構想」の目標に貢献する。 ・スタートアップ創出に向けた人材を育成するため、メンターによる才能ある人材の発掘・育成を地方にも横展開し、育成規模を「スタートアップ育成5か年計画」の最終年度である令和9年に「年間で500人」育成するという目標に貢献する。 【担当府省庁】 経済産業省 【関係府省庁】 —	6－4 人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業 【取組概要】 ・諸外国では人文学研究のデジタル化（デジタル・ヒューマニティーズ（DH））が積極的に推進されており、そうした世界的動向への対応や総合知の創出にも資する観点から、人文学研究のDX化のための基盤開発が必要。また、総合的・計画的な人文学・社会科学の振興に向け、我が国の同分野の研究動向・成果を把握するモニタリング手法の確立が喫緊の課題。 ・このため、令和8年度においては、過年度に構築した国内学術機関による「DHコンソーシアム」の運営を進めるとともに、人文学諸分野のデータの国際規格対応や相互運用性の調整、データ規格のモデルガイドライン策定、データ利活用研究のユースケース創出や関連人材の育成プログラムの開発・試行を推進する。 【目標と取組期限】 ・令和8年度も引き続き、人材育成プログラムの開発に向けたワークショップ及び人文系学術資料のデータの作成・研究利活用促進のための基盤開発等を進め、我が国の人文学諸分野の研究DXを推進する。 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —

6－5 研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム（SINET） 【取組概要】 ・ SINET は日本全国の国公立大学や研究機関等の 1,000 機関以上を超高速回線で結ぶ学術情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され、国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える最重要インフラ。 ・ 令和 4 年度に国内回線を 400Gbps、令和 6 年度に欧州回線を 400Gbps に増強し、世界最高水準の性能を確保。また、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤を令和 2 年度末に運用開始。 ・ 利用ニーズに基づき令和 9 年度までに、SINET 回線の増強やセキュリティ対策の充実等を検討するとともに、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の運用を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。 【目標と取組期限】 ・ 欧州回線の回線稼働率：99% ・ セキュリティ対策（自動 DDoS 緩和機能）：参加機関数 10/年（令和 9 年度末までに計 80 機関） 【担当当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —	6－6 戦略的創造研究推進事業 情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS） 【取組概要】 ・ 生成 AI サービスの急速な流行や、社会インフラの IoT 化、サイバー攻撃の高度化・激化等、ICT の進展は大きな社会変革を起こす鍵であり、将来の我が国の^{きすう}帰趨を握る革新的な ICT の創出・進化を実現するための研究開発及び高度研究人材の育成を強力に推進することが求められている。そのため、Society 5.0 以降の未来社会における大きな社会変革を可能とする革新的な ICT の創出と、革新的な構想力を有した高度研究人材の育成を推進する。 【目標と取組期限】 ・ 世界的な技術潮流を踏まえ、従来対象としてきたコア技術に加えてコア技術間の連携・融合を促す研究にも焦点を当てつつ、関係府省庁間の連携を一段と高度化しながら、未来社会を見据えた革新的な研究開発をより一層推進する。 【担当当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —
6－7 数理・データサイエンス・AI 教育の推進 【取組概要】 ・ 令和 2 年度より創設した「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」により、大学の学部段階や高等専門学校で実施する数理・データサイエンス・AI に関する優れた教育プログラムを引き続き政府として認定するとともに、モデルカリキュラムの継続的な見直しや教材等の作成・公開等を通じて、数理・データサイエンス・AI 教育の普及・展開を推進する。 ・ また、大学院の修士課程において、人文・社会科学系等の分野に数理・データサイエンス・AI 教育を掛け合わせた学位プログラムを構築し、各分野をけん引するデジタル人材を輩出する大学の取組を引き続き支援し、好事例の周知・展開を図る（令和 4 年度選定：6 大学、令和 6 年度選定：3 大学）。 【目標と取組期限】 ・ 「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」等を通じて、数理・データサイエンス・AI 教育を実施する大学や高等専門学校を拡大するとともに、認定を受けた教育プログラムにおける履修者数、修了者数の向上を図る。 また、大学院の修士段階においては、選定大学が計画した人文・社会科学系等の分野に数理・データサイエンス・AI 教育を掛け合わせた学位プログラムを構築するとともに、令和 14 年度までに一定のプログラム修了者数（累計 300 名）の輩出を目指す。 【担当当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —	6－8 高度統計人材育成強化拠点形成事業 【取組概要】 ・ 統計人材育成の需要に応えるため、これまで拡大してきた大学共同利用機関法人・大学等によるコンソーシアムを軸に、より有機的な高度統計人材育成ネットワークの構築を図り、自律的なネットワークとして発展させるための取組に対して支援する。育成された若手研究者は、各参画大学等において、統計学の教育・研究の中核となり、参画大学等において統計研究を振興するとともに、統計学のエキスパートを育成するエコシステムを構築し、米国等諸外国に伍する体制を目指す。 【目標と取組期限】 ・ 本事業で育成する、高度統計人材の中心となる統計学を指導・教育できる研究者である統計学教員を 1 サイクル 20～30 名育成する。 【担当当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —

6－9 情報活用能力の抜本的な向上 【取組概要】 ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、情報活用能力の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要があることから、これまで小・中・高等学校を通じた情報活用能力に係る調査研究を行ってきた。また、情報モラル教育に関する教員（指導者）向けセミナーや児童生徒を対象としたコンテンツの充実を図ってきた。他方、学習指導要領の改訂の議論がされている中、情報活用能力は抜本的に向上させる方向性が示されている。学習指導要領の改訂を支える条件整備とともに、引き続き情報活用能力に係る調査研究及び情報モラル教育に関する教員（指導者）向けセミナーを着実に実施し、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力（情報モラルを含む）の確実な育成を推進する。 【目標と取組期限】 ・ 情報活用能力レベル向上（小：レベル3以下の減少、中：レベル5以下の減少（※）） （※）情報活用能力を9段階に分け、児童生徒の情報活用能力の育成状況について調べる文科省調査による。令和3年度調査では、小：レベル3以下は49.9%、中：レベル5以下は57.1%） ・ 情報モラル指導者セミナー等教職員を対象とした研修会参加者の増加（前年度比30%増） ※R6 参加者数・・・1,186名 ※R7 参加者数・・・1,439名 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —	6－10 デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化 【取組概要】 ・ 大学段階におけるデジタル等成長分野への学部転換が進む中、高校段階において理系学部進学率を向上させ、デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を行う必要がある。このため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムの実施とともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携等を通じてICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校等に対し、必要な環境整備の経費を支援する。 ・ 専修学校において、AEW（アドバンスト・エッセンシャルワーカー）創出のためのリ・スキリングなど労働生産性向上に資するモデルを構築するとともに、学科のカリキュラムの高度化、理系分野への転換・新設を推進し、人材育成を図る。また、ICTを活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備の経費を支援する。 【目標と取組期限】 ・ <高校>採択校における情報Ⅱ等の履修率の向上（目標50%以上）、採択校の大学理系学部進学率向上（約5%増） ・ <専修学校>専門学校が輩出するIT人材の増加（令和12年度末15%以上） 【担当府省庁】 文部科学省 【関係府省庁】 —
6－11 高度デジタル人材（外部から登用する高度な専門人材）の確保・協働 【取組概要】 ・ 各府省庁においてはデジタル技術を用いた業務の効率化や抜本的な業務改革のため高度なITスキルとともに、サイバー攻撃の洗練化・巧妙化を踏まえサイバーセキュリティに係る高度なスキルなどを持つ専門人材の活用が引き続き課題である。デジタル庁や国家サイバー統括室においては、高度専門人材の登用を行い、各府省庁に対する支援・助言を実施する。 【目標と取組期限】 ・ アウトカム：高度専門人材の活用による業務の効率化や抜本的な業務改革、サイバーセキュリティ対策水準の向上等の推進 ・ 短期アウトカム：デジタル庁や国家サイバー統括室において毎年度高度専門人材の登用を行う。 ・ 長期アウトカム：デジタル庁や国家サイバー統括室において毎年度高度専門人材の登用を行う。 【担当府省庁】 内閣官房 デジタル庁 【関係府省庁】 —	6－12 女性デジタル人材育成の推進 【取組概要】 ・ 女性の就労支援や女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップ解消のため、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を推進している。 ・ 昨年、令和10年までの3年間、集中的に取り組む施策をまとめた「新・女性デジタル人材育成プラン」を決定したところ、引き続き女性デジタル人材が多様な形で育成され、かつ存分に活躍できる社会の実現を目指し、同プランに基づく施策を推進していく。 ・ 地方公共団体が関係団体と連携して行う、女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し・教育訓練や就労支援等の地域の実情に応じた取組を引き続き後押しする。 ・ また、地方公共団体や企業等の優良事例をまとめた事例集について、昨年公表した第5版にて、「新・女性デジタル人材育成プラン」に合わせて改訂したところであり、引き続き、全国各地域へ取組の横展開を図る。 【目標と取組期限】 — 【担当府省庁】 内閣府 【関係府省庁】 —

6－13 デジタル大臣奨励賞の交付 【取組概要】 - 令和7年度末に創設した、次世代のデジタル社会を担うと考えられる先進的なデジタル人材を顕彰するための「デジタル大臣奨励賞」について、令和8年度に開催される学生向けハッカソンなどにおいて優秀な成績を上げた学生等に対し適用していくものとする。 【目標と取組期限】 - 令和8年度実施の学生向けハッカソン等において、優秀な成績を上げた学生にデジタル大臣奨励賞を交付する 【主担当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】—	6－14 地方創生推進に関する知的基盤の整備（RESAS ポータル運用・保守事業） 【取組概要】 - 地方創生の実現に向けて、多様な地域の担い手によるデータ活用を促し、地方創生の実現に向けた地域課題の解決を効果的・効率的に推進することを目的にポータルサイト（RESAS ポータル）の運営を行う。 【目標と取組期限】 - RESAS Portal のPV数：令和8年度 200,000/年（参考：令和7年4月1日から令和8年3月19日：128,902） 【主担当府省庁】内閣府 【関係府省庁】経済産業省
7－1 デジタル推進委員の活動の促進 【取組概要】 「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」に向け、デジタル機器・サービスに不慣れな方に対して、マイナンバーカード・マイナポータルや自治体が提供するデジタル行政サービスの利用支援等のサポートを行うデジタル推進委員（令和8年3月時点で全国で約5万9千人）の活動を継続的に促進する。 - その際、既に国、自治体、各種団体等が行っているデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する事業や取組と連携し、国民一人ひとりがデジタルの利便性を享受できる環境の構築を加速する。 - 社会全体のデジタル化の進展に鑑み、自治体が提供する住民向けポータルアプリなどのデジタルサービスの普及・利用促進に係る取組を強化するため、各種団体等の活動事例の調査・分析し、横展開するとともに、更なる活動の充実に向けた制度のアップデートについて検討を進める。 【目標と取組期限】 - 令和9年度までに、5万人の任命を目指す。 【主担当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】警察庁 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省	7－2 デジタル技術と郵便局を活用した地域の持続可能性の確保 【取組概要】 - 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、全国約24,000局ある有人拠点であり地域住民からの信頼が厚く、金融窓口機能を有する郵便局ネットワークを活用し、自治体や医療・小売サービスの提供事業者など地域に必要なサービスの提供主体と連携して、オンライン診療、ネットスーパー等と連携した買物支援、オンライン行政相談、行政手続のオンライン化を踏まえたサポート等、デジタル技術と組み合わせ、郵便局を新たな行政・生活支援サービスの一元的な提供拠点として活用を進め、地域のコミュニティ・ハブとしての郵便局を通じた地域連携に係る実証事業を実施し、自治体等の業務効率化や地域住民の利便性向上に貢献する。 【目標と取組期限】 - 自治体が郵便局を「コミュニティ・ハブ」として利活用することを目的とした実証事業の件数 【主担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—

7-3 プラットフォーム事業者におけるなりすまし広告詐欺被害抑止に係る対策強化の促進 【取組概要】 - 令和8年夏頃を目途に、なりすまし広告詐欺被害による被害抑止を目的として、特に詐欺の入口として利用されている広告出稿機能を有する大規模な SNS・動画共有プラットフォーム事業者に対し、①マイナンバーカードなどの電子的な認証手段の活用を含む広告主への本人確認を確実にを行うこと、②広告主に関する情報を明示する等の広告の透明性向上のため措置を講ずること、及び③既存の窓口等からの削除要請に対する対応の徹底を含む、対策の強化を促す。 【目標と取組期限】 - 令和8年夏頃を目途に、なりすまし広告詐欺被害による被害抑止を目的として、広告出稿機能を有する大規模な SNS・動画共有プラットフォーム事業者に対し、①マイナンバーカードなどの電子的な認証手段の活用を含む広告主への本人確認を確実にを行うこと、②広告主に関する情報を明示する等の広告の透明性向上のため措置を講ずること、③既存の窓口等からの削除要請に対する対応の徹底を含む、対策の強化を促すための要請を発出する。 - プラットフォーム事業者における上記を踏まえた対応について、令和8年度中の対応状況を把握した上で、今後必要な対策を検討する。 【担当府省庁】警察庁 金融庁 消費者庁 デジタル庁 総務省 法務省 経済産業省 【関係府省庁】—	7-4 G ビズ ID の民間サービス利用に向けた検討 【取組概要】 - 法人共通認証基盤である G ビズ ID について、現状は利用対象を行政サービスシステムのみとしており、広告出稿等の民間サービスにおける法人認証には利用できないため、令和8年度中に民間サービス利用の可能性について検討を行い、結論を得る。 【目標と取組期限】 - 令和8年度中に民間サービス利用の可能性について検討を行い結論を得る。 【担当府省庁】デジタル庁 【関係府省庁】—
7-5 IHC の運用ガイドラインの改定による偽造私電磁的記録文書等に該当する広告の削除依頼の実施 【取組概要】 - インターネット・ホットラインセンター（IHC）から PF 事業者等に対して、改正刑法の偽造私電磁的記録文書等に該当する広告の削除を依頼できるよう、IHC の運用ガイドラインの改定に向けた検討を行う。当該ガイドラインが改定された場合には、IHC のウェブサイト上で偽造私電磁的記録文書等に該当する広告に係る通報を確実に受け付けられるようにするなど、一般のインターネット利用者等からの通報の受付体制を整備する。 【目標と取組期限】 - 一般のインターネット利用者等からの通報を受けて、IHC から PF 事業者等に対して、偽造私電磁的記録文書等に該当する広告の削除依頼を行うことを可能とする。 【担当府省庁】警察庁 【関係府省庁】—	7-6 違法情報ガイドラインの改定 【取組概要】 - なりすまし広告情報の発信について、当該行為が一定の場合には改正刑法の偽造私電磁的記録文書等の行使に該当することを明確化し、法令違反情報として位置付けた上で、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当し得るのかを例示する「違法情報ガイドライン」に当該行為を明記することで、プラットフォーム事業者による削除等の対応を促進する。 【目標と取組期限】 - なりすまし広告情報の発信について、当該行為が一定の場合には改正刑法の偽造私電磁的記録文書等に該当することが明確化され、法令違反情報として位置付けられたことを前提として、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当し得るのかを例示し、プラットフォーム事業者による削除等の対応を促進するため、「違法情報ガイドライン」の改定を令和8年度中に行う。 【担当府省庁】総務省 【関係府省庁】警察庁 法務省

7-7 広告媒体の損害賠償責任に関する周知 【取組概要】 ・ なりすまし広告の掲載について、プラットフォーム事業者は、一定の場合には、被害を受けた者に対して民事上の損害賠償責任を負い得ることについて、令和8年夏頃を目途に、法務省及び総務省で連携してプラットフォーム事業者に周知する。 【目標と取組期限】 ・ 広告内容に係る雑誌・新聞社の調査確認義務に関する最高裁・下級審の裁判例を踏まえ、なりすまし広告の掲載について、一定の場合には、プラットフォーム事業者は、被害を受けた者に対して民事上の損害賠償責任を負い得る旨を記載した文書を作成し、令和8年夏頃を目途にプラットフォーム事業者に周知する。 【担当府省庁】法務省 【関係府省庁】総務省	7-8 なりすまし広告詐欺に関する消費者への注意喚起や広報啓発 【取組概要】 ・ なりすまし広告詐欺に関して、消費者への注意喚起や広報啓発の取組を令和8年度に実施する。 【目標と取組期限】 ・ なりすまし広告詐欺に関して、消費者への注意喚起や広報啓発の取組を担当府省庁で連携し一体となって、令和8年度に実施する。 【担当府省庁】警察庁 金融庁 消費者庁 デジタル庁 総務省 経済産業省 【関係府省庁】—
7-9 相談・通報窓口の連携強化 【取組概要】 ・ IHC、金融庁のSNS上の投資詐欺の情報受付窓口、消費生活センター、違法・有害情報相談センター等の既存の相談・通報窓口における連携の強化を図る。 【目標と取組期限】 ・ IHC、金融庁のSNS上の投資詐欺の情報受付窓口、消費生活センター、違法・有害情報相談センター等の既存の相談・通報窓口の密接な連携により、消費者・利用者の相談に迅速に対応し、被害抑止に取り組む。 【担当府省庁】警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 【関係府省庁】—	7-10 消費生活相談情報の提供 【取組概要】 ・ 各地の消費生活センターに寄せられる相談情報を関係省庁に提供し、関係省庁における取組強化に活用する。 【目標と取組期限】 ・ 各地の消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報の分析能力や情報発信力を高め、地域における専門家確保等の体制を強化するとともに、PIO-NETに各消費生活センターから一元的に集約された相談情報を関係省庁に積極的に提供し、関係省庁における取組強化に活用する。 【担当府省庁】消費者庁 【関係府省庁】—
7-11 インターネット上の偽・誤情報等対策の推進 【取組概要】 ・ インターネット上の偽・誤情報等について、対策技術の開発・実証、幅広い世代のリテラシー向上、制度的対応等の総合的な対策を進める。画像・映像・音声等を対象としたAI生成コンテンツ等の判別支援や、発信された情報の信頼性を確保する技術の開発・実証及び社会実装を推進する。 ・ 幅広い世代のリテラシー向上については、官民が連携した意識啓発プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」において、イベント開催や動画広告等を活用した広報活動等を行う。 ・ 制度的対応としては、インターネット上の違法・有害情報についてのプラットフォーム事業者による実効的な対策を推進するため、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（平成13年法律第137号）の着実な運用を進める。 【目標と取組期限】 ・ インターネット上の偽・誤情報等に対する総合的な対策の推進 ・ 対策技術の開発・実証の支援 10件以上 【担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—	7-12 幅広い世代を対象としたICT活用のためのリテラシー向上推進事業 【取組概要】 ・ スマートフォンやSNS等の国民生活・社会経済活動への普及、AI等の情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、行政・医療・教育など様々な分野におけるデジタル活用や偽・誤情報等の流通・拡散がもたらす社会的・経済的リスクへの対応も含め、高齢者や青少年を始めとする幅広い世代がICTやサービスを自律的に活用することができるよう、リテラシー向上のための取組を推進する。 ・ 幅広い世代を対象とした新たなリテラシー向上の推進に係る取組として、幅広い世代を対象とした測定ツールの開発・実証や、重点テーマに関する教材の開発・実証を行う。 ・ また、インターネットの安心・安全な利用促進のための取組として、ペアレンタルコントロールに関する実態調査や、インターネットトラブル事例集の作成・公表を行う。 【目標と取組期限】 ・ 令和8年度内に、「ICT活用のためのリテラシー検討会」において教材の効果的な届け方等について検討する。 ・ 幅広い世代を対象とした測定ツールを開発・実証し、これを用いて実際に調査を行う。 【担当府省庁】総務省 【関係府省庁】—

7-13 幅広い世代を対象とした ICT 活用のためのリテラシー向上推進事業（地方） 【取組概要】 ・ SNS 利用者の低年齢化、生成 AI の普及等を背景に SNS を利用した迷惑行為、AI により生成されたデマ画像の拡散等のインターネット上におけるリテラシーに関する問題が顕在化するとともに、インターネットの安心・安全な利用促進が重要となっている。地域における青少年によるインターネットの安心・安全な利用環境を整備するため、各地域で関係者間の連携強化と周知啓発活動を実施する。 ・ 地域における青少年によるインターネットの安心・安全な利用環境のための連携体制の構築・展開を行うほか、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での無料の啓発講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催する。 【目標と取組期限】 ・ 令和 12 年までに e-ネットキャラバン参加者数は 450,000 人を目指す。 【担当当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 —	7-14 情報通信技術を用いた犯罪の抑止 【取組概要】 ・ 国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようにする観点から、フィッシングやランサムウェアによる被害の防止や事後追跡可能性の確保等に向けた官民連携、インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進、サイバー空間の脅威への対処能力の向上及び国際連携、サイバー事案に関する警察への通報・相談の促進、サイバー事案に関する注意喚起の実施等に取り組む。 ・ また、引き続き国際的なサイバー事案を始めとする犯罪の取締りの強化及び技術支援・解析能力の向上に取り組む。 【目標と取組期限】 ・ 効果的な被害防止対策の推進 ・ 社会情勢を的確に反映したインターネット上の違法情報・有害情報対策の推進 ・ サイバー事案の被害の未然防止・拡大防止に向けた注意喚起等の実施 ・ サイバー事案に関する警察への通報・相談の促進 ・ サイバー事案の取締りの推進及び技術支援・解析能力の向上 【担当当府省庁】 警察庁 【関係府省庁】 内閣官房
7-15 警察によるサイバーセキュリティ対策の推進 【取組概要】 ・ 巧妙化・高度化するサイバー攻撃の抑止のため、警察が、計画的・安定的に、サイバーセキュリティ対策に係る各種取組を推進し、サイバー攻撃への対処能力を継続して強化・高度化することが不可欠である。そのため、警察において実施している民間事業者との緊密な連携、脅威情報の収集・分析等による実態解明、パブリック・アトリビューション等の実施、アクセス・無害化措置の実施等を推進するとともに、これら取組を支える高度な知見を有する人材の確保・育成、先端技術を活用した対処能力の強化を推進する。 【目標と取組期限】 ・ 外部機関との連携体制の整備 ・ 効率的な能動的解明・防止活動の実施に向けた能力の強化 ・ 攻撃インフラ等の特定に必要な情報収集・分析能力の強化 ・ アクセス・無害化措置手法の開発及び検証環境の整備 ・ アクセス・無害化措置の実施環境の整備 ・ 民間トレーニングや研修等を通じた人材の確保・育成 【担当当府省庁】 警察庁 【関係府省庁】 —	7-16 デジタル庁が展開する政策・プロダクトに関するサイバーハイジーンの推進 【取組概要】 ・ サイバー攻撃の巧妙化・多様化が進む中、個人・企業がパスワード管理やソフトウェアの更新といった日常的なセキュリティ対策（サイバーハイジーン）を習慣として実践することの重要性が高まっている。デジタル庁は、国家サイバー統括室とも連携しながら、デジタル庁が展開する政策・プロダクトについて、利用者に対するパスワードの適切な管理や OS・アプリの定期的な更新、不審なメールへの注意といった具体的な日常対策を分かりやすく示したコンテンツの整備・発信を令和 7 年度から開始しており、当該取組を令和 8 年度も継続・強化し、国民・事業者への定着を図る。 【目標と取組期限】 ・ 令和 8 年度：パスワード管理やソフト更新等の日常対策に関する分かりやすいコンテンツの整備・発信の継続・強化 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —

7-17 行政機関への行政サービスにおける「利用者視点」の浸透・アクセシビリティの向上 【取組概要】 ・ 国民、事業者、行政職員等様々な利用者が、障害の程度や年齢、地理的条件、経済状況等にかかわらず、利用状況やニーズに合わせて情報及び行政サービスを利用できる環境を整備する観点から、各府省庁による行政サービス設計・改善に利用者視点の導入を更に推進する。 ・ 特に、令和8年度以降、これまで各府省庁で理解が統一されていなかったサービスデザインの概念及び手法の体系化を進め、勉強会等を通じて利用者視点の手法普及等を推進する。また、行政サービスの実装手法の多様化等を踏まえたアクセシビリティ確保・評価の手法整備、AI等の先端技術の活用も視野に、アクセシビリティの更なる確保を図る。 ・ また、政府情報システムの整備及び管理についての共通ルールや技術標準等を定めた「デジタル社会推進標準ガイドライン群」のうち、ユーザビリティやアクセシビリティに関するガイドライン（DS-600 番台）について、政府情報システムに関わる担当者による実務での活用を促進するための仕組みを整備する。これにより、各府省庁で統一的な基準に基づいたサービスの提供を促進し、国民の利便性の向上を図る。 ・ くわえて、政府情報システムの利用者視点での改善を促進するため、各府省庁（対象となる情報システムの受託者含む）の満足度評価の導入における好事例の公表や支援の仕組みを整備する。 【目標と取組期限】 ・ 行政サービスの利用者満足度が向上し、「使いやすい」「分かりやすい」と評価される行政サービスが政府全体で提供されている状況を実現するために、令和12年度末までに各府省庁の行政サービス調達・開発プロセスにおけるガイドライン活用が標準化され、政府情報システムの利用者満足度評価の導入が定着している状態を目指す。そのために令和8年度内に下記の施策に取り組む。 ① サービスデザインに関する勉強会または研修会の実施（計2回以上 他省庁向け1回以上、事業者向け1回以上） ② サービスデザインに関する具体的な伴走または実践事例数が3件以上 ③ 満足度評価に関する各府省庁からの相談対応または伴走支援を10件以上 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	7-18 利用者視点による品質向上に向けた情報アクセシビリティ確保のための環境整備及び行政機関への浸透（利用者視点：サービス受益者のみならず、提供者の視点も含む） 【取組概要】 ・ 行政サービスのデジタル化が進む中、アクセシビリティへの対応が十分でないサービスが存在し、年齢、障害の有無等の心身の状態その他の要因によってはサービスの利用が困難となるおそれがある。このため、国民・事業者等の行政サービスの利用者、行政職員が、個々のニーズに合わせた情報・行政サービスを利用することができる社会の実現に向けて、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備及び利用者視点での行政サービスの提供・業務改革を促進する。 ・ 国際的なアクセシビリティガイドラインである WCAG 2.2 等の最新の技術動向を踏まえ、主に行政職員の利用を念頭に置いてデジタル庁が策定した「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」及び「ウェブアクセシビリティ広報向けガイドブック」を改定し、必要に応じ新規文書を策定する。行政機関のウェブサービス等（職員向けも含む）を対象に、デジタル庁デザインシステムやサービスデザイン及びアクセシビリティの関連ガイドラインを拡充し、説明会・研修を実施するなど、デジタル庁と総務省が連携して府省庁や地方自治体への浸透を推進する。 ・ ウェブサービス等の UI を開発する際に参照すべき簡易チェックリストや利用者評価ツールを主に行政職員向けに提供し、改善につなげる。 ・ 上掲関連ガイドラインに基づき、AI 技術を活用して、画像・動画の代替テキスト生成ツール等をデジタル庁が提供し、行政機関におけるアクセシビリティ確保やサービスデザイン推進の取組を行う。 【目標と取組期限】 ・ 国民・事業者等の行政サービスの利用者、行政職員が、個々のニーズに合わせた情報・行政サービスを利用することができる環境を整備するため、情報アクセシビリティの確保と継続的な改善サイクルの定着に向けて、デジタル庁所管のサービスにおけるウェブアクセシビリティ試験（ウェブコンテンツのアクセシビリティについて定めた JIS X 8341-3 への準拠状況を確認し、改善につなげるための試験）の導入率を令和12年度末までに100%とする。このため、令和8年度中はデジタル庁所管サービスにおけるアクセシビリティ改善状況の把握を行う。また、JISの改正等に併せ、必要な標準ガイドライン群の改訂・解説資料の更新、源内等を介し、AI技術を活用した代替テキスト生成等のアクセシビリティ改善支援ツール等の提供を開始する。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 総務省
--	--

7-19 アクセシブルな ICT 機器等の総合的な開発普及推進事業/字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進 【取組概要】 ・ 障害者等の利便増進に資する ICT 機器等の研究開発の推進及びその普及を図る。障害者等のニーズと ICT 機器等の開発企業等のシーズのマッチング及び障害者向け ICT 機器等に関するデータベースの整備及び利用促進を図る。 ・ 企業等が開発する ICT 機器等について、情報アクセシビリティ基準への対応状況を自己評価する様式の普及を推進する。 ・ 公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。 ・ 放送事業者等に対し、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組に対する字幕付与設備の整備費の一部について助成することにより、視聴覚障害者等向けテレビジョン放送の充実を図り、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する。 【目標と取組期限】 ・ 研究開発助成事業の事業化率 50%以上：令和 8 年度 50% ・ データベースを閲覧して助成事業に応募した事業者数：令和 8 年度 80% ・ 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成件数：令和 8 年度 100 件 ・ 総務省「自治体 DX・情報化推進概要」による地方公共団体の JIS への準拠率：令和 9 年度 84.5% ・ 在京キー 5 局における字幕番組、解説番組、手話番組の目標： 字幕付与可能な全ての放送番組に対する字幕付与率：令和 9 年度までに 100% 解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組に対する解説付与率：令和 9 年度までに 15%以上 手話付与時間：令和 9 年度までに 1 週間当たり平均 15 分以上 【担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 デジタル庁	7-20 政府ウェブサイトの発信力向上及び品質向上に向けた支援 【取組概要】 ・ 令和 7 年度においては、利用者から寄せられている政府ウェブサイトに対する使いやすさ・分かりやすさ、アクセシビリティ等の課題を改善するため、各府省庁からの要請に応じて、デジタル庁においてコンテンツ管理システム（CMS）の機能改善・提供、ウェブサイトの品質向上に資するツールの提供等の支援を実施したところ、令和 8 年度においても引き続きこれらの取組を継続するとともに、以下の点について取組を拡充する。 － 第一に、更なる CMS の機能拡充を行うとともに、サイト内検索機能について他省庁への提供を行うほか、各省のオンライン手続システムへの利用者満足度評価フォームの適用を行う。これにより、各府省庁が自律的にウェブサイトの品質向上を行える体制の構築を目指す。 － 第二に、令和 10 年度に提供を終了する第二期政府共通プラットフォーム上のウェブサイトのシステム更改に向けて、ガバメントクラウドを活用したシステム構築の方策（標準的なシステム構成例、移行スケジュールの策定支援等）及びコンテンツ移行に係る移行方式（コンテンツ移行ツールの提供、移行手順の整備等）の提供を含む具体的な支援を実施する。 【目標と取組期限】 ・ 短期～中期目標 ①政府共通ウェブサイトツールズ等の活用件数（令和 10 年） ②デジタル庁による支援件数（令和 10 年） ③共通 CMS の活用に向けた支援件数（令和 10 年） ・ 長期目標 政府ウェブサイトの情報発信力の向上及び品質の向上に向けた取組を実施した省庁数 【担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
---	---

7-21 国民のデジタル活用が当たり前になる生活への理解促進のための広報施策（安心安全にデジタルを活用するための啓発や若年層を始めとした利用者層への啓発） 【取組概要】 - 国民のデジタル活用が生活の当たり前となる社会の実現に向け、安心・安全なデジタル利用の啓発を広報施策として一体的に推進する。 - 令和7年度においては、高齢者等をターゲットとして、紙媒体等の資料の充実を図ってきたところである。 - 令和8年度においては、前年度のデジタル庁の調査により、若年層の約5割がデジタル庁の情報に接触していない実態が明らかになったことを踏まえ、マスメディアに依存しない生活導線（検索・SNS・アプリ内）での接触設計を軸に、20代・30代を主要ターゲットとしたコミュニケーション強化を図る。具体的には、制度説明型の広報から脱却し、「引越し」「自治体申請」など生活の用事起点で「〇〇の手続きができる」と直感的に理解できる訴求へと転換する。あわせて、情報に接触した際に迷わず手続きを完了できる導線設計により、利用意向を実際の行動へとつなげ、デジタル行政への信頼醸成を目指す。 【目標と取組期限】 - 国民のデジタル活用が当たり前になる生活への理解促進を図るべく、若年層（20～30代）を始めとした利用者層への啓発及び安心・安全なデジタル活用の啓発広報を推進する。 20代・30代におけるデジタル庁情報の接触率向上を優先課題と位置付け、この世代から高齢者向けにも情報伝達を波及すべく、マスメディアに依存しない生活導線での広報接点設計を令和8年度中に構築する。あわせて、用事起点の訴求コンテンツへの転換により、若年層の利用意向を実際の行動へとつなげる導線整備を同年度内に実施する。 - これらの取組の効果検証として、令和9年度末までに20代・30代における「デジタル庁の情報を見聞きしない」層の割合を現状（53.7%）から有意に低減させることを目標とする。また、同層のデジタル行政サービスに対する満足度・信頼度の維持・向上を併せて目標指標として設定し、広報施策の継続的な改善につなげる。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	7-22 政策ダッシュボード等を活用したアジャイルな政策のモニタリングと推進 【取組概要】 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、データに基づく政策立案・評価の推進が求められていることを背景に、令和4年からデジタル政策を中心にデータの可視化と分析を目的とした政策ダッシュボードの開発、運用、公開を順次推進している。また、令和7年からは「経済財政運営と改革の基本方針2025」にも記載のとおり、データに基づく政策立案を推進するためデジタル庁と内閣官房の協働で、公的統計を見える化する Japan Dashboard の開発・公開を行っている。 - 今後は、本取組を更に推し進め、各政策における成果のデータによる見える化を加速させることで、各府省庁の担当者や国民が政策の進捗や効果を直感的に把握できるダッシュボードの実現を目指す。デジタル庁の専門人材が持つ専門性をいかした助言、各府省庁が保有するデータの連携・活用を促進するためのデータ基盤 sukuna の整備拡大、政策ダッシュボード作成のノウハウや好事例をまとめたガイドブックの公開等、各府省庁の政策ダッシュボードの作成・公表及びその活用を支援していく。 【目標と取組期限】 - 令和9年度（短期目標） - ダッシュボードを利用、公開、開発支援等を実施した政策の件数（累計）：令和9年度までに40件 - 政策ダッシュボード、JapanDashboard 掲載ページの閲覧数（累計PV数）：令和9年度までに60万PV - 令和11年度（長期目標） - 各政策における成果の可視化を促進し、データに基づく政策立案・評価が各府省庁に定着することを目指す。 - 主な政策手段 - デジタル庁の専門人材による各府省庁への助言 - データ基盤の整備拡大によるデータ連携の促進 - ガイドブック等によるノウハウの公開・展開 - JapanDashboard の機能拡充と利活用促進 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房
---	---

7-23 DXにおけるプライバシー保護ガバナンスの構築に向けた取組 【取組概要】 ・DX 推進に際しては、データの利活用と個人情報保護のバランスが重要であり、デジタル庁は個人情報等の取扱いに係る適切かつ効率的なガバナンス体制の構築等に取り組む。 ・この一環として、令和6年度に導入したプライバシー・バイ・デザイン（PbD）*について、専門人材の活用により、研修等を通じた職員のリテラシー向上、知見の蓄積、ルール整備の活動を進めてきたところではあるが、それらの知見やルール等をより浸透させるとともに、手続の整理や効率化を図るため、情報共有やAI 利活用等をより一層進め、体制の拡充と効率的かつ効果的な枠組みを構築する。 *プライバシー・バイ・デザイン（PbD）：制度、サービス及び情報システムの構築において、プライバシーを含む個人の権利利益を保護するための仕組みを企画・設計段階から組み込んでいくアプローチ、考え方のこと 【目標と取組期限】 ・令和8年度目標 ①プライバシー・バイ・デザインでの対応を令和9年3月までに5件のプロジェクトについて実施する ②令和7年度のプロジェクトの対応状況を踏まえ、必要に応じ、随時、ガイドラインを改善する ・長期目標（5年程度） ①プライバシー・バイ・デザインの取組が全庁的に浸透し、各G各担務において、自律的に、企画・設計段階から実施されている状況を実現する ②上記プライバシーガバナンス確保に当たり、PMO、調達、セキュリティ等の関連部門と連携し、リスクが高い案件を適時に把握し、原課の負担が少ない、適切かつ効率的なガバナンス体制を構築する 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	7-24 国・地方共通相談チャットボットの改善 【取組概要】 ・国民の利便性向上や国・地方を通じた相談業務の負担軽減を図るため、国民が行政機関に直接問い合わせる前にまずアクセスするツールとして活用されるよう、国民や国・地方公共団体の職員等に周知する。また、国・地方共通相談チャットボット（ガボット）と同等の機能を有する独自のチャットボットを整備できる仕組み（テンプレート機能）を各府省に展開して主体的な運用を促し、当該チャットボットのFAQをガボットに集約することでガボットの搭載分野の拡充やFAQの充実を進めるほか、利用者が必要とする情報を把握する仕組みの導入など、機能の改善を図る。 ・さらに、ガボットを含め、行政相談業務への生成AIの効果的・効率的な活用により、より解決の難しい事案対応に多くの時間を割けるようにし、行政相談業務の質の向上を目指す。 【目標と取組期限】 ・搭載分野の拡充（令和8年4月以降随時） ・FAQの充実（令和8年4月以降随時） ・機能の改善（令和8年度以降） 【主担当府省庁】 総務省 【関係府省庁】 デジタル庁
---	--

7-25 地方公共団体等の声を直接聴く仕組みの更なる活用 【取組概要】 ・徹底した国民目線で行政の施策を進め国民参加型のオープンガバメントを目指すためには、国民、事業者及び地方公共団体の声を政策に反映することが求められる。 ・その一助となるよう、国民により近い全国の地方公共団体職員と政府機関職員とのオープンなコミュニケーションを可能とする「デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し、デジタル改革の推進に向け現場を担う地方公共団体職員との共創を強化する。 ・並行して、デジタル庁幹部と都道府県のDX推進担当者のホットラインである「デジタル政策相談窓口」を用い継続的な連携を図る。 【目標と取組期限】 ・デジタル改革共創プラットフォーム（オンラインコミュニティ）の稼働率：100% ・デジタル改革共創プラットフォームの参加者数： ・(短期～中期)令和8年度末 17,000人 ・(長期)取組の認知度向上による参加者増及び活用促進を目指す。 ・(具体的手段)引き続き、自治体勉強会の定期的開催、イベント出展、デジタル庁担務との連携などによる活用促進を図る。 ・デジタル政策相談窓口会議（オンライン開催）の会議後アンケートにおける取組満足度：7割以上 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	8-1 デジタル庁の体制強化 【取組概要】 ・デジタル庁がデジタル社会形成の司令塔としての総合調整機能を十分に果たし続けることを可能にするため、最適な人材配置等を不断に見直すことを前提に、おおむね1,500人規模の組織を一つの目安に、行政人材、民間専門人材の積極的な採用等により体制整備を進める。また、デジタル・AIを最大限活用した社会変革の推進のため、「デジタル行財政改革会議」の事務局機能について、令和8年9月に内閣官房からデジタル庁に移管し、デジタル庁の司令塔機能の強化に向けた体制整備を行う。急激な人口減への適応に向け、デジタルを最大限活用し、公共サービスや経済活動等の担い手を支援するための生活者目線での行財政改革を「デジタル行財政改革取りまとめ2026（令和8年7月7日デジタル行財政改革会議決定）」に基づき実行する。なお、デジタル庁の政策立案その他の一般行政事務及びシステム開発等にAI・AIエージェントの活用状況を踏まえ、専門人材に求めるべき専門性について、適宜必要な見直しを行う。 【目標と取組期限】 ・令和9年度末までにおおむね1,500人規模の組織となることを目指し、令和8年度末までに実員の100名増を目指す。 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
8-2 情報システムの横断的な調達管理機能の強化 【取組概要】 ・デジタル庁が新たに構築又は改修する情報システムのガバナンスを強化するため、令和8年度に、新たに、既存の民間事業者との競合の有無等も考慮しつつ、情報システムを構築するに際し、その全部又は一部を庁内で内製するか外部ベンダーに外注するか判断及び各工程におけるゲート管理を統一的な基準と承認プロセスで行う体制について検証し、整備する。あわせて、それぞれの情報システムについて、セキュリティや運用監視、ユーザー対応といった開発・運用業務が個別に実施されている現状を見直し、可能なものは集約する方針を令和8年度に策定し、同年度以降、順次実施する。くわえて、令和8年度以降、情報システム稼働後も手続数・ユーザー数等のパフォーマンス情報を定期収集し、パフォーマンスが目標に達していない情報システムについて、PJMOが必要な改善や見直しを実施できるよう、民間専門人材及び行政官を含め全庁的に支援するための体制を整備する。 【目標と取組期限】 ・令和8年度：内製・外注の判断及び各工程におけるセキュリティレビューを統一的な基準と承認プロセスで行う体制の整備、開発・運用業務の集約方針の策定、パフォーマンス情報に基づく改善・見直し実施支援体制の整備 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —	8-3 情報システムに関する予算の確保・執行におけるメモリ等の物価高への柔軟な対応 【取組概要】 ・政府が締結する情報システム契約について、メモリなど主要部材の市場価格の急騰など著しい事情の変更がある場合、必要に応じて、事業者と協議を行い、契約金額や納期、条件等を変更するなどの適切な対応をとる。 【目標と取組期限】 ・令和8年度：メモリ等の物価高への適切な対応（契約金額、納期、条件等の変更）実施 【担当当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —

8-4 情報システムに関する予算の確保・執行 【取組概要】 - デジタル庁が情報システム予算を一括管理し、レビューを通じてコスト削減と機能高度化を推進しており、運用等経費は令和2年度比で3割削減目標達成のため、クラウド活用やシステム合理化により費用抑制を継続中であるが、新規整備・高度化投資や物価・人件費の上昇により、予算総額や運用等経費は増加傾向にある。 よって、統括・監理の強化と効率化を進めつつ、運用等経費の確保と成長投資（クラウド・生成AI等）やセキュリティ投資に必要な予算の獲得を目指す。 【目標と取組期限】 - 令和9年度概算要求において、物価、人件費の上昇のほか、システム数の増加等による運用等経費の上昇及び、生成AI等の利用拡大による成長投資及びサイバーセキュリティ等の危機管理投資を推進するため、統括・監理の強化等も講じながら、所要額の獲得を目指す。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 財務省	8-5 デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進 【取組概要】 - デジタル庁は、登記情報システム、国税総合管理システム、社会保険オンラインシステム、ハローワークシステム等、運用等経費の大きい情報システムや、デジタル庁の技術的知見や共通基盤をいかした整備を要する等の情報システムについて、各府省と共同でプロジェクトを推進することで、レガシーな構造の刷新や情報システムの経費削減、利用者の利便性向上、行政の効率化等を勘案した費用対効果の最大化、共通機能の活用、クラウド化、UI/UXの改善などを促進する。 【目標と取組期限】 - 各府省と共同でプロジェクトを推進することで、レガシーな構造の刷新や情報システムの経費削減、利用者の利便性向上、行政の効率化等を勘案した費用対効果の最大化、共通機能の活用、クラウド化、UI/UXの改善などを進める。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 —
--	---

8-6 政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等

【取組概要】

- ・ 政府情報システムの運用等経費等の3割削減目標 について、引き続き、令和7年度決算に基づく取りまとめを行い、その達成状況に基づく改善を各府省庁に促す。
- ・ 一方、現行の運用等経費等の削減の取組では、政府情報システム関係経費のうち、運用等経費等の増減のみで評価されてしまい、利用者の利便性向上や行政運営の効率化などを目的とした投資による効果が必ずしも十分に勘案されないことを踏まえ、本年度に実施する令和9年度予算要求レビューから、運用等経費等の削減努力は引き続き行いつつ、投資による効果を含めて評価できるよう、費用対効果に軸足を移した取組を行いながら、予算配分の見直しにも一層活用していく。具体的には、各府省庁における費用対効果の算出・評価の手法の精緻化を促す観点から、効果類型の明確化や適切な効果指標の設定等に向けたガイダンスをデジタル庁において行う。また、各府省庁は、その所管する各システムについて、当該ガイダンス等を踏まえた費用対効果の精緻化を進めつつ、費用対効果に関連する適切かつ客観的なKGI・KPIを設定し、発現状況の可視化に取り組む。
- ・ デジタル庁は、各府省庁へのレビューにおいて、費用対効果及び積算根拠の妥当性が確認できない場合は、原則、予算要求・執行を認めないこととし、デジタル庁のレビュー結果も踏まえた予算編成が行われるよう、引き続き財務省との連携を強化する。また、デジタル庁は、各府省庁の協力を得て、一定規模以上の情報システムを対象に、コスト増減要因の分析を行い、各府省庁におけるコスト削減に係る取組に向けた行動変容を促すとともに、デジタル庁で作成している「業務改革・コスト削減ガイドブック」に取組事例を反映し各府省庁に展開することで、運用等経費等の抑制につなげる。
- ・ 各府省庁のPMOは、その所管する全ての情報システムのライフサイクルを横断的に把握することで、早期からのプロジェクト管理を可能にし、当該情報システムの新規整備や更改に関するプロジェクトを府省庁内で立ち上げる時点などの上流工程段階から関与し、各PJMOが主体となって行うBPRを推進した上で、共通機能（ガバメントクラウド、GSS、ガバメントAI、e-Gov、マイナポータル、GビズIDなど）の活用徹底を図る。あわせて、AI活用を前提とした行政運営への転換が不可欠な状況となっていることを踏まえ、その前提となる的確なデータマネジメントや行政データの機械可読性向上に向けたPJMOの取組を支援する。
- ・ デジタル庁は、内閣人事局とも連携し、各府省庁のPMO体制強化を引き続き支援する。
- ・ デジタル庁及び各府省庁は、府省庁内システムのライフサイクルを始めとした業務・システム改革の取組、共通機能の利用、情報システムの経費や効果といったシステム最適化に向けた方向性や、府省庁内のDX推進体制整備等のガバナンス強化の方向性とこれらの経過を可視化する中長期計画について、初回の策定からおおむね5年程度が経過する節目の年度であることを踏まえ、令和8年度中の新たな策定を検討する。策定に当たっては、デジタル庁において各府省庁の施策の実施状況のフォローアップを適切に実施できるよう記載内容等の見直しを進める。
- ・ デジタル庁及び各府省庁における一元的なプロジェクト監理レビューの高度化・効率化に向け、デジタル庁は、プロジェクト計画書を始めとした情報をデータベース化

し、一元管理・共有されたデータを多角的に利活用可能な仕組みを整備すべく、統括・監理支援システムの刷新を進める。 【目標と取組期限】 ・費用対効果が100%以上のシステム数の割合を100%とする。 このため、予算要求レビュー等において、費用対効果を厳しく精査し、効果的な投資が行われるよう確認していく。 【主担当府省庁】 デジタル庁 【関係府省庁】 内閣官房 内閣法制局 人事院 内閣府 宮内庁 公正取引委員会 警察庁 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	
---	--